

令和元年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 議案第 60 号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案について・・ | 1 |
| 2 | 議案第 78 号 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |

◎ 所管事項説明

- | | | |
|----|---|-----|
| 1 | 『「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称) 中間案に対する意見」への回答について・・・・・・・・ | 16 |
| 2 | 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画 (仮称)」最終案について・・ | 17 |
| 3 | 三重県環境基本計画最終案について・・・・・・・・ | 20 |
| 4 | 三重県地球温暖化対策総合計画 (仮称) の策定について・・・・・・・・ | 41 |
| 5 | 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン中間案について・・ | 43 |
| 6 | 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査 (速報値) について・・ | 62 |
| 7 | 三重県多文化共生社会づくり指針 (第 2 期) 中間案について・・ | 74 |
| 8 | 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第 2 弾最終案について・・・・・・・・ | 77 |
| 9 | 三重県犯罪被害者等支援推進計画 (仮称) 最終案について・・・・・・・・ | 80 |
| 10 | 三重県消費者施策基本指針中間案について・・・・・・・・ | 83 |
| 11 | 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について (最終案) ・・・・・・・・ | 86 |
| 12 | 三重県廃棄物処理計画の策定について・・・・・・・・ | 105 |
| 13 | 各種審議会等の審議状況について・・・・・・・・ | 106 |
- 別冊 1－1 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画 (仮称) [最終案] (環境生活部関係抜粋分)
- 別冊 1－2 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画 (仮称) 《最終案》別冊資料編 数値目標一覧 (環境生活部関係抜粋分)
- 別冊 2 三重県環境基本計画 (最終案)
- 別冊 3 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン (中間案)
- 別冊 4 三重県多文化共生社会づくり指針 (第 2 期) 【中間案】
- 別冊 5 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第 2 弾 (最終案)
- 別冊 6 三重県犯罪被害者等支援推進計画 (仮称) 最終案
- 別冊 7 三重県消費者施策基本指針 (中間案)
- 別冊 8 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について (最終案)

令和元年 12 月 10 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 60 号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案について

1 制定理由

県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、中には無秩序に積上げられる事案も見られます。その周辺では、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっているほか、県内の他地域でも小規模な搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られています。

これらの行為に対しては、既存法令で一定の規制がなされていますが、県内統一的な規制制度がなく、県民の不安を払拭するには、現行の法令や監視体制の整備だけでは十分に対応することが困難な場合があります。

今後、大阪・関西万博等の全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあることから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定します。

2 条例の主な内容

(1) 目的(第1条)

この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(2) 定義(第2条)

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ・土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法に規定する汚染土壌を除く。
- ・改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物。
- ・再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥等に限る。）の脱水、混練等の処理により生じた物であって土砂と同様の形状を有するもの。 など

(3) 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等(第8条)

何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等を行ってはならない。

(4) 土砂等の埋立て等の許可（第9条）

土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- ・埋立て等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の埋立て等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積）が三千平方メートル未満である土砂等の埋立て等
- ・国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
- ・その他規則で定める土砂等の埋立て等 など

(5) 周辺地域の住民への周知（第11条第1項、第2項、第3項）

- ①申請予定者は、当該許可の申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。
- ②説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止又は生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日から許可申請の日までの間に、当該申請予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- ③申請予定者は、説明会の開催の状況、前項の意見書の概要及びその意見への対応状況等を記載した書面を作成しなければならない。

(6) 土砂等の搬入の報告（第18条第1項、第2項）

- ①許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。
- ②許可を受けた者は、前項の確認した結果を知事に報告しなければならない。

(7) 水質調査等（第21条第1項、第2項）

- ①許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。
- ②許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

(8) 関係書類の閲覧等（第23条第3項）

知事は、許可の申請があったときは、遅滞なく、完了等の届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。

(9) 土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務（第 28 条第 1 項、第 2 項）

- ①同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、定期的にその施工の状況を確認しなければならない。
- ②同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(10) 土砂等搬入禁止区域の指定（第 30 条）

知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域として指定することができる。

(11) 公表（第 34 条）

知事は、この条例の規定による措置命令等をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

(12) 附則（経過措置）

- ・この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者については、この条例の公布の日から起算して一年を経過する日までの間は、土砂等の埋立て等の許可の規定は、適用しない。
- ・この条例の施行の際現に法令等の規定による許可、認可その他の処分を受けている者が行う当該許可等に係る埋立て等については、その期間が満了する日までの間は、土砂等の埋立て等の許可等の規定は、適用しない。

(13) その他

命令（第 26 条）、許可の取消し等（第 27 条）、報告の徴収及び立入等（第 33 条）、罰則（第 39 条から第 43 条） など

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

4 今後の取組

令和 2 年 1 月	パンフレット、申請の手引き等の作成
1 月～ 3 月	市町説明会、事業者・関係団体への説明
2 月	フォーラムの開催

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

目 的

§ 1

この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

制 度

§ 8

汚染された土砂等の埋立て等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない

一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可

【住民への周知】

§ 11

許可申請予定者は、周辺住民に対し、事業計画等について説明会等を実施

【土砂等の埋立て等の許可申請】

§ 9, 10

- ・土砂等の埋立て等を行う土地の区域が面積3,000㎡以上（かつ高さ1m超える場合）
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外
- ・土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の同意

【許可基準】

§ 14

- ・欠格要件（破産者、暴力団員など）
- ・申請者の経済的基礎
- ・災害を防止するために必要な措置
- ・土砂等の堆積形状等が構造基準に適合
- ・水質調査を行うために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置 など

土砂等の搬入開始

【土砂等の搬入時の規制】

§ 18

- 土砂等の搬入の事前報告
- ・土砂等を搬入しようとするときは、発生場所ごとに、事前の報告が必要
- ・土砂等発生元証明書（改良土・再生土の場合はリサイクル認定書等）、汚染のおそれのないことを証する書類（地歴調査結果書、分析結果証明書等）の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】 § 19～23

- 管理台帳への記載
- ・土砂等管理台帳を作成し、定期的にその写しを報告
- 水質調査
- ・定期的に排水の水質を調査し、結果を報告
- 標識の掲示
- 関係書類の閲覧

【埋立て等の完了時の規制】

§ 21 § 24

- 土砂等の埋立て等の完了等の届出
- ・土砂等の堆積の形状や水質及び土壌調査の結果報告
- 完了検査
- ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

§ 30 【施行期日】 附則1.

【公 表】 § 34

- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、名称、住所

【罰 則】 § 39～44

- ・土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等
- ・無許可埋立
- ・命令違反
- ・無届・虚偽報告 など

【土砂等搬入禁止区域】 § 31

人の生命又は財産を害するおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【経過措置】 2, 3

- ・令和2年4月1日施行
- ・公布日から1年間の経過措置
- ・他法令等の許可期間が満了するまで

(議案補充説明)

1 議案第 78 号 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理者の指定について

1 議案

議案第 78 号 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理者の指定について

2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む。）」、「三重県総合博物館」および「三重県立美術館」について、令和 2 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項、三重県総合博物館条例（平成 25 年三重県条例第 64 号）第 6 条第 2 項および三重県立美術館条例（昭和 57 年三重県条例第 1 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 ①三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む。）
 ②三重県総合博物館
 ③三重県立美術館

- (2) 設置場所 ①三重県津市一身田上津部田 1234 番地
 ②三重県津市一身田上津部田 3060 番地
 ③三重県津市大谷町 11 番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地
名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 雲井 敬

5 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和元年 8 月 2 日から 9 月 18 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地
名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 雲井 敬

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

①選定委員会構成員

委員長 豊田 長康（鈴鹿医療科学大学学長）
委員 上山 千秋（富士電機F Aサービス株式会社管理部部長）
委員 岡部 佳奈（公認会計士）
委員 片山 眞洋（弁護士）
委員 杉谷 哲也（高田短期大学ボランティア支援室コーディネーター）
委員 近沢 多賀子（公募により選出）
委員 錦 かよ子（作曲家）

②審査の経過

令和元年 7 月 29 日 第 1 回選定委員会（審査基準および配点表の作成）
令和元年 10 月 8 日 第 2 回選定委員会（審査）

③提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

④審査結果（評価点数 4,200 点満点）

公益財団法人三重県文化振興事業団（評価点 3,772 点）

⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地
名称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 雲井 敬

⑥選定した理由

選定委員会の意見をふまえ、

- ・文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の特性や目的、役割を十分に理解した上で、県が推進する施策をふまえた具体的かつ実現可能な提案を行っており、過去の着実な実績をふまえ、継続的・安定的な運営が期待できること
- ・先駆性が見られる事業や各施設との連携による魅力的な事業展開を進めていること、また各事業における収支比率の向上や多様な収入の確保を図りつつ、施設等の管理に係る経費を節減し、実効性、創意工夫のある効率的な管理運営が期待できること
- ・管理および事業の実施にあたって、高度な専門性を有している職員が配置され、さらにこうした職員の人材育成にも努めてきていることから、これまでの管理運営で培ってきたノウハウやスキルを生かした効率的な施設運営、効果的な事業の実施が期待できること

などを評価しました。

7 期待される効果

今回選定した指定管理候補者が文化交流ゾーンを構成する県立文化施設を一体的に管理し、これまでの管理運営で培ってきたノウハウやスキルを活用することで、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、多様なサービスを効果的・効率的に実施するなど、県民サービスの向上が期待できます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ①県施策への配慮
- ②情報公開及び個人情報保護
- ③第三者による実施
- ④施設利用者の意見等の反映
- ⑤リスク分担
- ⑥業務計画書の提出
- ⑦業務報告書の提出
- ⑧事業報告書の提出
- ⑨実施状況の調査、指示等

9 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和元年 12 月	指定管理者の指定
令和 2 年 3 月	協定書の締結
4 月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容および審査の概要

審査基準		県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容	評価点
				（公財）三重県文化振興事業団	
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること		県では、総合博物館の開館を契機に、総合文化センター周辺の各県立文化施設が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供することを目的として施策を展開しています。 文化交流ゾーンを構成している県立文化施設である総合文化センター（図書館を除く）に導入してきた指定管理者制度および図書館・美術館・総合博物館に導入してきた一部指定管理者制度について、今回の更新にあたり、文化交流ゾーンをより一体的に管理し、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することで、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県の施策の実現をめざします。	70 点 ×7 人＝ 490 点	公益財団法人三重県文化振興事業団は、平成4年の設立以来、県の文化振興をミッションとして、県立図書館、県総合博物館、県立美術館をはじめ、県内外の多様な主体と連携・協働しながら活動に邁進してまいりました。 平成6年から24年間にわたり総合文化センターの指定管理者（受託管理期間を含む）として、「文化」のあるべき姿を基本にすえ、社会情勢や利用者のニーズ等もふまえ、不易流行を旨として積みあげて来た実績は、みなさまから高い評価をいただくとともに、これらの経験をとおして培ってきたブランドや専門性・ノウハウは、私たちのかけがえのない有形無形の財産となっています。 今後もこれらの財産を最大限に生かすとともに、新たな発想と持続的な改善活動を通して、県民の皆様が心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供してまいります。 また、平成30年度からの総合博物館・美術館の一部指定管理者としての経験を生かし、両館との交流・連携を一層深めることにより「文化交流ゾーン」としての相乗効果を高め、よりよい「みえの文化」を創造していきます。 私たちは、文化交流ゾーンを構成する総合文化センター、図書館、総合博物館、美術館の設置目的の実現に貢献するため、県総合計画「みえ県民ビジョン」並びに「新しいみえの文化振興方針」をはじめとした県施策などに沿って、県民が文化活動に参加・参画できる環境づくりを進め、県民の誰もが文化芸術を通じて幸福を実感できるよう、下記7点を総合的な基本方針として文化振興を図ってまいります。 ①県民・利用者の満足度を維持向上させる高品質なサービス提供 ②安全・安心を最優先とした施設運営 ③文化振興を担う専門人材と、みえの文化を担う次世代の育成 ④誰もが利用しやすい施設づくりと利用者の公平性の担保 ⑤公益性と収益性を両立した安定的な財政運営 ⑥文化交流ゾーンによるシナジー効果を生かした魅力的な施設づくり ⑦広報連携・事業連携による文化交流ゾーンの魅力向上	464 点
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか 施設の特性や業務内容を理解しているか 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか 集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか				
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	指定管理者が業務の遂行にあたり業務の質の向上を図るため成果目標を次のとおり設定します。この目標を超えることができるように努めてください。 〔達成すべき成果目標〕 ・各施設の利用者率 基準値から5年間で1ポイント以上増 ・総合文化センター来館者数（図書館来館者を除く） 令和2年度 73.7 万人（以降の年度は前年度比2千人増） ・総合文化センター来館者満足度（4段階評価で3以上） 毎年度 90％ ・総合文化センター貸施設利用率 毎年度 80％ ・美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率 毎年度 70％		〔成果目標〕 ・各施設の利用者率 基準値から5年間で1ポイント以上増 ・総合文化センター来館者数（図書館来館者を除く） 令和2年度目標 73.7 万人（以降の年度は前年度比2千人増） ・総合文化センター来館者満足度（4段階評価で3以上） 毎年度 90％ ・総合文化センター貸施設利用率 毎年度 80％ ・美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率 毎年度 70％ 〔独自目標〕 ・総合文化センター貸施設利用者満足度（4段階評価で4） 毎年度 83％ ・文化会館公演事業入場率 毎年度 80％ ・文化会館事業参加者満足度（5段階評価で4以上） 毎年度 95％ ・生涯学習センター主催事業参加者数 令和2年度 18,100 人（以降の年度は前年度比100人増） ・生涯学習センター事業参加者満足度（4段階評価で4） 毎年度 77％ ・男女共同参画センター主催事業参加者数 令和2年度 12,200 人（以降の年度は前年度比200人増） ・男女共同参画センター事業参加者満足度（4段階評価で4） 毎年度 81％ ・総合博物館・美術館・図書館との事業連携数 毎年度 5回	

		自己評価の体制および基準は確立されているか	管理運営にあたり業務の質の向上を図るため、上記の成果目標のほか、指定管理者自ら成果目標を設定し、自己評価を行いその評価結果をその後の管理運営に反映させ、業務内容を継続的に改善してください。		国際規格ISO9001の品質マネジメントシステムを17年間にもわたり運用しています。組織内ではPDCAのサイクルが既に定着化しており、適切な目標設定、評価、改善は、さらなるサービス改善や危機管理の予防などの成果に繋がっています。PDCAサイクルを職員全員が常に意識し、普段の業務に取り組んでいます。 年に1回の内部監査に加えて、ISO外部審査員による外部監査の評価と、毎年度、品質基本方針を定め、それに基づき各部門長が、四半期ごとの経営者によるレビューを受けることにより進捗管理を行っており、未達成の目標については、適時改善活動を行っています。	
	③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令順守）の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。		県立の文化施設の指定管理者として、公益財団として、社会から要請される責任は重いと考えており、社会や地域からの信頼や共感を得るために、「運営の透明性の確保」、「コンプライアンスの推進」「県施策への貢献」、「社会や地域への還元」などの活動に引き続き取り組んでいきます。	
2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること				100点 ×7人＝ 700点		630点
	①維持管理業務全般の基本的な考え方および管理の方法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	・関連する法令等を遵守し、別途定める管理基準に従い、施設等を良好に維持管理してください。 ・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。		来館者の安全確保・事故防止をはじめ、スムーズな来館対応や清潔な施設の維持などを高水準に保ち、来館者に満足いただくことが使命と考え、同時に、コスト削減の視点を常に持ちつつ、効率よく維持管理業務を行うことも運営上必要なことと捉えています。 開館以来、24年間にわたり総合文化センターの管理運営を担ってきた実績と平成30年度からの総合博物館・美術館の維持管理業務の経験から、広範囲にわたるノウハウや情報、職員の高い専門性を有しています。今後も安全・安心を基軸とし、サービス水準の維持・向上とコスト削減のバランスをとりつつ、維持管理業務を行っていきます。 (総合文化センター) ・最適な（施設維持管理の委託業者等の）選定力と適切な管理監督能力 ・職員・委託業者と共に清潔な施設の維持 ・ボランティアとの協働による維持管理 ・「省エネ運用ルール」による徹底した省エネ対策 ・専門職員により直営能力を最大限発揮し、コスト削減を図る ・常駐委託業務の適切な仕様の見直し (図書館、総合博物館、美術館) ・各館の方針のもと、安全・安心を最優先とした安定的な運営 ・清潔な施設の維持管理 ・常駐職員と総合文化センター専門職員が連携し、効率的に修繕を実施 ・マニュアル化による安定的な対応 ・高い接遇力の維持・向上	
	②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的に効果的なものか 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	・利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。 ・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。 ・施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができる組織体制を確保してください。 ・施設賠償責任保険に加入してください。		(総合文化センター) ・365日・24時間の危機管理体制の確立 ・ノウハウから生まれた実態に合った危機管理マニュアルの運用 ・ホール本番時の大規模地震対応マニュアルを別途作成 ・危機管理に関わる有資格者の拡大 ・訓練・研修を重ねて全職員・委託業者の対応力強化 (図書館、総合博物館、美術館) ・県直営部門からの指示を確実に履行 ・実態に合った危機管理マニュアルの運用 ・防火管理者・普通救命講習の有資格者を配置 ・訓練・研修を重ねて対応力強化	
	③緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	・災害および事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」といいます。）を想定した危機管理体制の整備および危機管理マニュアルを作成するとともに、危機管理に関する職員研修を行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。 ・緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。			

④個人情報保護、情報公開		個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	・三重県個人情報保護条例および三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、情報公開に関する規程を整備するなどして情報公開に対応してください。		・法令に基づき策定した個人情報保護方針の運用とネットワークシステムのセキュリティ強化 ・県に準じて策定した情報公開実施要綱に基づく県と同様の積極的な情報公開を実施	
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営		人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか	・管理運営にあたっては、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策、ダイバーシティ社会推進等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めてください。		・社会的弱者への配慮と公平な利用確保 ・男女共同参画社会づくりのモデルとなる職場 ・さまざまなアプローチでの環境保全活動 ・さまざまな利用者の視点に立ったより利用しやすい快適な施設づくり ・障がい者に寄り添う職員対応と数々のアクション ・障害者就労施設等からの優先的な調達 ・小さなお子様がいても安心できる施設・職場 ・危機管理体制の確立と独自の防災備蓄品の確保 ・ともに輝く、多様な社会の実現をめざす	
3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること			＜文化交流ゾーンにかかる広報等の事業＞ 文化交流ゾーン（以下「ゾーン」という。）の魅力を伝え、新規顧客開拓となるよう、次の事業を実施してください。（実施にあたっては適宜県に相談してください。） ア ゾーン全体に関する広報 情報誌等により、広く県民や地域住民等に広報を行ってください。 イ 館および展覧会等に関する広報 県が作成した展覧会、講演会等のポスター・チラシについて、県や関連組織と協力して配布を行ってください。 ウ インターネットを活用した広報 県が公開しているホームページへのリンクやSNSの活用などにより、展覧会、講演会等の周知に協力してください。 エ 新規顧客開拓につながるような取組 ゾーンの魅力をアピールし、新たな顧客獲得につながるような取組を行ってください。 （具体的事例案） ・子ども向けのアートイベントにおけるゾーン施設と連携した取組 オ ゾーン内の周遊性を高める工夫 ゾーン施設を訪れた方がその他のゾーン施設にも立ち寄りたくなるような工夫を講じてください。 （具体的事例案） ・遠隔地からの文化会館事業鑑賞のバスツアーの行程の中で、美術館や総合博物館の企画展を鑑賞する機会を提供	270 点 ×7 人＝ 1,890 点	＜文化交流ゾーンにかかる広報等の事業＞ ・広報誌「Mニュース」によるゾーン情報の発信強化 ・文化交流ゾーン「広報チラシラック」による相乗効果促進 ・ホームページリンクやSNSによる展覧会・講演会等の周知 ・県内最大級の子どもの向けアートイベント等、各種イベントの実施 ・文化会館事業における連携したPR取組 ・遠隔地からのバスツアー	1,672 点
①文化交流ゾーンにかかる広報等の事業		業務基準を達成し、文化交流ゾーン全体の魅力を効果的にPRできる内容となっているか 利用者の増加のための具体的な工夫がなされるなど、文化交流ゾーン構成施設の利用を促進するための提案となっているか				
②文化会館事業		業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか 将来の文化を担う人材育成や多様な主体との連携した事業となっているか	＜文化会館事業＞ 劇場法の趣旨をふまえ、文化会館の機能を生かし、芸術性の高い公演や個性的な事業を実施するとともに、県の将来の文化を担う人材を育成する文化芸術の人づくりの実施をはじめ、多様な文化芸術に親しむことのできる環境づくりを行ってください。 また、実施にあたっては、文化芸術団体、地域文化活動団体などとのネットワーク化を進めるなど、多様な文化芸術の主体と連携・協働しながら効果的な事業を行ってください。さらに、県と三重大学は実演芸術振興等に関して、連携協定を締結していますので、文化会館事業の実施にあたっては、県および三重大学と協議の上、当該協定に係る取組も行ってください。 （鑑賞型事業） ・オペラ、バレエ、オーケストラなどの質の高い芸術公演にふれる機会の提供 ・歌舞伎、文楽、能などの日本の伝統芸能公演を実施 ・県に関係が深い文化芸術を紹介する公演や展示などを実施		＜文化会館事業＞ 「県民に愛され、誇りとなる劇場づくり」「文化交流ゾーン連携と拠点機能の強化」「アートの社会的効用の発揮」を重点施策に捉え、業務基準を確実に達成するよう事業を企画・実施します。 人気シリーズのブランド化と時代に合わせた事業のスクラップ＆ビルドで参加者数、事業数ともに右肩上がりに増加しています。 斬新な事業展開と確かな実績で全国から注目される劇場をめざします。 新たな事業・サービスにチャレンジを続けます。 （鑑賞型事業） ・関西拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団公演を毎年開催 ・オペラ・バレエ・室内楽・演劇等において毎年旬の企画を招聘 ・松竹大歌舞伎の継続開催や人形浄瑠璃文楽公演など日本の伝統芸能公演を開催 ・若手の注目ソリストを取り上げたシリーズ公演の実施 ・英字・点字パンフレットの作成	

		(普及型事業) ・比較的安価な料金または無料で文化芸術に親しむことができる事業やアマチュア演奏家等の人材を育成する事業を実施 ・地域における多様な文化芸術の主体と連携し、県内ホールや学校等に出向いて文化芸術に触れ親しむ機会を提供する事業を実施 (参加型事業) ・県民が気軽に文化芸術に触れ、主体的に参加・参画できる場を創出するとともに、音楽や演劇などの分野で新たな作品づくりを行う企画・創造型事業の実施 ・みえ文化芸術祭（みえ県民文化祭総合フェスティバル、みえ県展、みえ音楽コンクール）の実施		・県拠点劇団による新作公演の実施や地元演奏家企画によるワンコインコンサート等 (普及型事業) ・ワンコインコンサートシリーズの開催や、若手劇団との提携プログラム、未就学児入場可能公演等の実施 ・新日本フィル演奏クリニックや三重ジュニア管弦楽団育成事業、舞台創造講習会等の人材育成事業の実施 ・学校現場でのアウトリーチ事業や社会包摂（※）型の長期事業（新日本フィル29市町巡回事業）等の実施 ※社会的に弱い立場にある人々も含め、国民一人ひとりを社会の構成員として取り込むこと（ソーシャル・インクルージョン） (参加型事業) ・洋楽分野で県民が参加する企画・創造型事業の企画実施 ・地元文化団体と連携し、0歳児から入場可能な公演の実施 ・演劇ラボ等、演劇分野での制作事業等 ・三重大学等と連携したアウトリーチ事業等の開催 ・みえ県民文化祭、みえ県展、みえ音楽コンクールの開催	
③生涯学習センター事業	業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか 中間支援組織として多様な主体をつなぐ役割を認識した提案となっているか	<生涯学習センター事業> 県の生涯学習を推進する中核機関として、すべての県民がいつでも、どこでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成のため、生涯学習機会提供事業等を実施してください。 なお、生涯学習センターには、大学等高等教育機関や公民館等との連携とともにその他の文化施設や施策・情報・人材・団体等をつなぐコーディネート役としての機能が期待されています。事業の実施にあたっては、先進事例などの調査を行いながら、多様な主体や関係機関と連携などにより模範的・効果的な事業展開を行ってください。 ・生涯学習機会提供事業 ・生涯学習情報提供事業 ・みえの生涯学習ネットワーク事業 ・次世代育成事業 ・視聴覚ライブラリー管理運営事業 ・その他：生涯学習団体や市町職員の支援等		<生涯学習センター事業> すべての県民がいつでも、どこでも「学び」を通して生きる「しあわせ」を社会が共有し、認め合う、つながりあう社会「生涯学習社会」の実現をめざし、人生100年時代の今、「学び」を通して豊かに生き、学びあう社会の実現のため、業務基準を確実に達成するよう事業を展開します。 (生涯学習機会提供事業) ・高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」や、生涯学習の振興に資する大型講演会のほか、多様な主体との協働による学習講座「まなびいすとセミナー」、「みえミュージアムセミナー」、親子で学べる講座等を実施 ・地域での活躍が期待できる指導者等の人材を育成する研修講座を市町と共催 ・生涯学習ボランティアとともに各種講座や「名作上映会」などの事業を実施 (生涯学習情報提供事業) ・生涯学習情報提供システムを活用した「講師・指導者情報」等の情報収集、更新を実施 ・相談者のニーズに合った、さまざまな学習相談に対応 ・学習情報誌「いきいき生涯&ゆうゆう学習」や「三重のまなび通信」の発行、インターネット、携帯サイトの運営やSNS等を活用した情報発信 (みえの生涯学習ネットワーク事業) ・生涯学習ネットワーク参画団体で構成する「実行委員会」を中心とした交流会等を実施 (次世代育成事業) ・次世代の文化を担う子どもたちに県内のさまざまな施設や実演家・演奏家の講師陣と協働して優れた文化芸術との出会いを提供する「学校向け文化体験推進事業」の実施 (視聴覚ライブラリー管理運営事業) ・貸出教材、機材等の適切な保管と管理を継続して行うとともに、防災や健康など人が集まる場所で視聴する効果のある最新の教材を購入し、研修会や学習会での活用を提案 ・貸出教材、機材の目録を作成し、貸し出しサービスを円滑に進める (その他) ・市町や地域で活躍する生涯学習関係団体・職員の育成支援 ・地域におけるまちづくりに活躍できる、生涯学習に資する人材の育成、地域の課題解決に向けた講座の実施	

④男女共同参画センター事業	業務基準を達成し、男女共同参画の気運の醸成を図る提案となっているか 県民参画や地域の関係団体等との連携した事業提案となっているか	<男女共同参画センター事業> 県の男女共同参画を進める拠点施設として、男女共同参画の推進に関するノウハウの蓄積、中核機能および専門性の向上に努めながら、県男女共同参画担当所属との連携、調整を密にとり、情報発信事業等を実施してください。 また、県内における男女共同参画の気運の醸成を図るため、新規参加者の獲得に努めるとともに、県をはじめ、国、市町、その他関係機関や地域の活動団体等と連携を図ってください。 ・情報発信事業 ・研修学習事業 ・人材育成事業 ・相談事業 ・調査研究事業 ・参画交流事業	<男女共同参画センター事業> 男女共同参画社会は、多様性を認め合える社会（ダイバーシティ&インクルージョン社会）の第一歩であり、男女共同参画社会の実現に向けて、業務基準を確実に達成するよう事業を企画・実施します。 （情報発信事業） ・ホームページ、SNS（インスタグラム等）による情報発信のほか、情報誌「Frente」の発行、テーマに合わせた特設サイトの設置、情報コーナーを情報共有や交流の場として活用 ・男女共同参画に関するWe b学習の機会を提供 （研修学習事業） ・「フレンテトーク」、「出前フレンテ」など市町、企業や団体等の要望に応じた研修会等の実施 ・男性講座や女性に対する暴力防止セミナー、女性のための自己尊重感を高めるトレーニング等を実施 （人材育成事業） ・地域のリーダーを養成する講座、働く場の女性リーダーを養成する講座、社会の課題を担うリーダーを養成する講座を実施 （相談事業） ・女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）、男性のための電話相談、LGBT電話相談の実施。 ・相談員研修の実施 ・面接相談時の託児サービスの実施 （調査研究事業） ・職員の高い専門性を生かした、男女共同参画の推進に関する実態調査、調査研究を実施 ・利用しやすい啓発教材等を作成 （参画交流事業） ・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画週間を中心にファンファーレ講演会を実施 ・男女共同参画センター登録団体の交流イベント「フレンテまつり」の実施
⑤総合文化センターPR事業、総合文化センターの利用増対策、施設稼働率向上策	業務基準を達成し、総合文化センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか 利用者の増加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか	<総合文化センターPR事業、利用増対策等> 総合文化センターの魅力をアピールするため次の事業を実施してください。 ・広報誌の発行 ・ホームページの管理・運営、SNS等による情報発信 ・PRのための自主事業の実施 ・その他のPR事業を自由提案してください。 ・利用者を増加させる方策を検討してください。 ・施設稼働率の向上に努めてください。	<総合文化センターPR事業、利用増対策等> ・広報紙「Mニュース」の発行にあたり、総合文化センターの情報に加えて、文化交流ゾーンを構成している総合博物館や美術館の情報提供も行い、ゾーンとしての魅力を発信 ・We bアクセシビリティに配慮した、利用者に使いやすいホームページ、英語サイトによる情報発信、SNS活用によるきめ細かな情報提供 ・子ども向けのアートイベント（M祭！キッズ・アート・フェスティバル）、アート教育プログラム等を実施 ・学校行事や総合学習などにおける社会見学の随時受け入れや、こいのぼり掲揚、お散歩マップの作成、配布 ・園芸ボランティア、イベント企画・運営ボランティア等との協創・協働 ・広報紙「Mニュース」の新聞折込や年間イベントカレンダーの県内全域新聞折込等の実施、テレビ・ラジオのメディア、SNSを利用したPRによる認知度向上 ・レストラン運営をはじめとする来館者サービスや、専門スタッフの運営サポートなどの施設貸出サービスの充実による施設利用の活性化 ・自主事業の質の維持向上や、豊富なジャンルでの提供、文化交流ゾーン構成施設や多様な活動団体と連携した事業の実施 ・アンケート等による利用者の意見等を収集し、事業やサービス等を反映し、リピーター増大の実現 ・看板作成、弁当手配、会場設営、チケット作成などおまかせサービスの充実による主催者負担軽減 ・貸施設利用者に対し、インターネット予約や電子マネー支払を可能にするなど、利用者目線でのサービス強化

				・空きスペースや低稼働率施設を有効活用、県施策に合わせたM I C E誘致などの広報、営業戦略の展開	
⑥貸館業務の手続き	貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者の利便性向上が図られているか	<貸館業務の手続き> (総合文化センター、美術館・県民ギャラリー) 貸館事業の実施にあたっては、利用者の利便性の向上と施設の有効活用に努めるとともに、利用許可にあたっては、利用の申込みから利用の許可までの手続きを、利用者にとって簡便なものにするなどしてください。		<貸館業務の手続き> (総合文化センター) 施設利用者が行う貸館手続きの利便性向上に向け、インターネットでの仮予約や、電子マネーの導入など先進的なシステムを採用してきました。これからも利用者の立場に立って利用しやすい貸館手続きを追求するなど、利用者から信頼される施設をめざしていきます。 ・利用者ニーズにあった施設提案を行うとともに、客席図面やレイアウト図面などの施設資料を使った丁寧な説明を実施 ・窓口、電話、インターネットによる仮予約、窓口、FAX、Eメール、郵送による利用受付 ・電子マネーを含む窓口支払いのほか、銀行、郵便局、コンビニエンスストアでの支払いに対応 ・利用者の負担を軽減するため、会場設営等をおこなうおまかせサービスの提供 ・来館される方のアクセシビリティの向上を目的としたデジタルコンテンツの作成(美術館・県民ギャラリー) ・美術館と密に連携し、総合文化センター貸館業務で培ったノウハウ等を生かし、利用方法やサービス面の改善を図る	
⑦利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握およびその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	<利用者の意見・要望の把握等> 利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともに、聴取結果をその後の管理運営に反映させてください。また、聴取結果および業務の改善状況等について、県に報告してください。		<利用者の意見・要望の把握等> (総合文化センター) ・利用者にアンケート用紙を配布し、利用者の声を真摯に受け止め改善活動を行うとともに、アンケートにより収集した意見・要望は品質マネジメントシステム（ISO 9001）に基づき適切に管理し、改善対応を実施(図書館、総合博物館、美術館) ・各館が実施するアンケートを集計し、各館の運営に資するよう迅速に報告、的確な情報共有を図る	
⑧利用料金の設定や料金の収受方法、減免等	利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか	<利用料金の設定・収受方法等> (総合文化センター) 総合文化センター条例第14条の規定に基づき、大ホール、中ホール、小ホール、多目的ホールをはじめとする施設等について、利用許可に関する業務を行ってください。同条例第18条の規定に基づき、利用料金の収受等に関する業務を行ってください。利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて定めてください。利用料金の収受に関する規程を整備してください。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。 (美術館・県民ギャラリー) 美術館条例第2条および24条の規定に基づき、県民ギャラリーの施設等について、利用許可に関する業務を行ってください。同条例第28条の規定に基づき、利用料金の収受等に関する業務を行ってください。利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて定めてください。利用料金の収受に関する規程を整備してください。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。		<利用料金の設定・収受方法等> (総合文化センター) ・利用料金の設定にあたっては、公益性と収益性のバランスを十分に考慮し、さらには、県内近隣施設、県外同等施設と比較した上で、条例の範囲内で設定 ・独自に整備した利用料金規程による運用 ・受付カウンターでの支払いのほか、銀行、郵便局、コンビニエンスストアなど多様な納入方法の展開 ・非営利団体のリハーサル使用時の附属設備利用料の減免 (美術館・県民ギャラリー) ・県直営部門とコミュニケーションをとりながらサービス改善を図る ・現在の料金等を継続し、今後弾力的に検討	
⑨施設の利用時間・休館日	施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか	<施設の利用時間・休館日> ・施設の休館日、開館時間および利用時間については条例に定めるとおりです。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、図書館を除く総合文化センターについて		<施設の利用時間・休館日> (総合文化センター) ・総合文化センター条例に準拠した利用時間、休館日を基本とし、利用者から要望の多	

			知事の承認を得てこれを変更することができます。		い延長利用についてはフレキシブルに対応。また、他施設ではほとんど例のない取組として好評のリハーサル室の24時間貸出を継続して実施 (美術館・県民ギャラリー) ・三重県立美術館条例に準拠	
	⑩飲食サービス・物販サービス等	飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか。	<飲食・物販サービス（総合文化センター）、来館者等サービス向上> 来館者へのサービスとして次の事業を実施してください。 ・レストラン事業 ・売店事業 ※男女共同参画棟「ステップアップカフェ」の運営を含む。 ・コピー機の設置 ・自動販売機の設置 ・その他、利便性向上のための各種サービスについて自由提案をしてください。		<飲食・物販サービス（総合文化センター）、来館者等サービス向上> ・少し上品な雰囲気を持ったレストラン、リーズナブルで気軽に利用できるカフェ（ステップアップカフェ）および売店の委託運営、並びに週末喫茶（和風）「お茶処なごみ」およびアートショップの直営 ・自販機、コピー機の適切な配置 ・授乳室の設置、託児サービス、キッズコーナーの設置、ベビーカーの無料貸出 ・公衆無線LANの無料サービスの継続 ・和式トイレの洋式化など、利用しやすい施設改修 ・広域来館者サービス（東紀州地域等遠隔地在住者向けバスツアー）の実施	
	⑪来館者および県民サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、来館者および県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を節減し、管理の効率化を図るものであること			県では、文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することによりゾーン施設効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。 指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料総額 5,821,198 千円以内（5年間） （消費税および地方消費税を含む。） （内訳）各年度における指定管理料概算額 令和2年度 1,144,459 千円 令和3年度 1,168,822 千円 令和4年度 1,168,857 千円 令和5年度 1,169,373 千円 令和6年度 1,169,687 千円 ・指定管理者は、協賛制度の維持充実や、国および団体等からの助成金の獲得に努めるとともに、その収入を活用して指定管理業務の内容充実に努めてください。 ・指定管理者は、協賛制度の維持充実を優先しつつ、上記以外の新たな収入確保に資する自由な提案をしてください。	70 点 ×7 人＝ 490 点	（総合文化センター） 提供するサービス水準の維持や高いレベルでの事業内容の実現を重視しつつ、上昇傾向にある光熱水費、働き方改革関連法への対応による職員人件費の上昇、少子高齢化等による人材確保の困難から発生する常駐委託費の上昇、消費増税等の外的要因など、社会構造的な支出の上昇要因を勘案した提案となっています。厳しい局面でもありますが、文化振興等の根幹をなす各事業の支出額は維持しつつ、効率的な施設運営に加え、企業協賛、各種助成金等を含めた自己収入獲得に最大限の努力を図ることで、適切な収支のバランスを確保していきます。 （図書館、総合博物館、美術館） 上記上昇要因が想定される中、コスト削減に向けた対策を図り、全体として収支をコントロールしていきます。 指定管理料総額 5,819,900 千円（5年間） （消費税および地方消費税を含む。） （内訳） 令和2年度 1,144,400 千円 令和3年度 1,168,500 千円 令和4年度 1,168,500 千円 令和5年度 1,169,000 千円 令和6年度 1,169,500 千円 （総合文化センター） ・企業協賛金、事業協賛金、助成金の獲得等による多様な収入の確保や、おまかせサービスの充実等による貸館収入の増収を図ります。 ・新たな収入確保策として、来館者駐車場有料化を慎重に検討します。 （美術館・県民ギャラリー） 県民ギャラリーの貸施設業務については、総合文化センターの貸施設と異なり、県直営業務の関係で制約があるため、美術館と連携しながら、可能な範囲で収入確保に向けた方策を模索していきます。	454 点
	①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
	②コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか 実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか				
	③収入確保に関する独自の提案	新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか				
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること			人員配置等 ・施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。 ・施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。	90 点 ×7 人＝ 630 点	指定管理業務を適切に執行できる組織編制にするとともに、専門的人材の確保政策により、多様な職種構成を図ります。また、業務実態にあった変形労働時間制の勤務ローテーションを導入することにより、働き方改革実現に努め、職員満足度を高めていきます。 経営者：1 名 総務部（企画広報・施設・組織の管理部門、総合博物館・美術館担当）：15 名 施設利用サービスセンター（施設貸出サービス部門）：20 名 文化会館（文化事業部門）：13 名	552 点
	①組織および人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制および責任体制が適切なものとなっているか				
	②業務内容に応	提案事業の内容が実行できる人材（専				

	じた職員の配置、勤務ローテーション	門性等) が確保され、かつ適切な人員配置、勤務体制となっているか			生涯学習センター（生涯学習事業部門）：11 名 男女共同参画センター（男女共同参画事業部門）：10 名 全 70 名（常勤：65 名、非常勤：5 名）	
	③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	人材育成 ・サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の研修を定期的に行うとともに、人材育成方針を策定してください。 ・公の施設の管理者として必要な人権研修、救急救命研修等を定期的に行ってください。		職員研修では、内部の研修を通じて職員をキャリアアップさせるとともに、ISO 9001 教育訓練による研修制度を採り入れ、研修を計画的に実施します。また、幅広い業務範囲に対応する資格等の取得推進も積極的に図り、専門の人材を養成していきます。	
	④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	・申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人等とします。 また、申請にあたっては、申請書を提出する日の属する事業年度および直近3年間の事業報告書、決算書等を提出してください。		財政的基盤は安定しており、財政的リスクの備えは万全と考えています。 ・資本 20 億円を保有 ・長期・短期とも借入金なし ・リスク管理に備えた内部留保金を保有 ・独自の法人協賛会員制度により、毎年度の安定的寄付金収入あり ・資本運用による運用益あり	
総合審査結果				4,200 点		3,772 点

指定管理候補者とした団体の名称等

団体の名称等	所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地 名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団 代表者 理事長 雲井 敬
選定委員会の講評	委員会における選定基準に基づく審査により、申請者を指定管理候補者として相応しいと判断する。 ・文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の特性や目的、役割を十分に理解した上で、県が推進する施策をふまえた具体的かつ実現可能な提案を行っており、過去の着実な実績をふまえ、継続的・安定的な運営が期待できること ・先駆性が見られる事業や各施設との連携による魅力的な事業展開を進めていること、また各事業における収支比率の向上や多様な収入の確保を図りつつ、施設等の管理に係る経費を節減し、実効性、創意工夫のある効率的な管理運営が期待できること ・管理および事業の実施にあたって、高度な専門性を有している職員が配置され、さらにこうした職員の人材育成にも努めてきていることから、これまでの管理運営で培ってきたノウハウやスキルを生かした効率的な施設運営、効果的な事業の実施が期待できること 上記の点を評価する。

1 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見」への回答について

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回 答
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	環境生活部	副指標「飲酒運転事故件数」について、県として飲酒運転0(ゼロ)をめざしている以上、事故であるかどうかに関わらず飲酒運転そのものをなくすることが重要であるため、県内の飲酒運転全体の状況が把握できる副指標を設定することについて検討されたい。	飲酒運転全体の状況を見ようとした場合、統計データがある「飲酒運転を原因とする人身事故件数」以外で想定される「飲酒運転を原因とする物損事故」は、現状では統計データがなく、また、「飲酒運転検挙件数」については、災害発生等緊急に優先すべき事象が発生した場合などに同条件下での安定継続した検挙体制を取れないおそれがあるため、指標を設定するには難しい点があります。 このため、県民の皆さんが直接被害を受ける人身事故の減少に引き続き注力し、全体としての飲酒運転の減少、根絶に努めていくことにより、主指標である「交通事故死者数」の目標達成につなげていきます。
			取組方向の基本事業3「安全で快適な交通環境の整備」について、老朽化した信号機や道路標識をはじめとした交通安全施設等の整備を推進すると具体的に記述されているにも関わらず、副指標は「『ゾーン30』整備地区数」とされている。基本事業と副指標は体系的に整理すべきであるため、取組方向と副指標の整合性がとれるよう検討されたい。	最終案では、取組方向に「『ゾーン30』の整備」の文言を加え、「『ゾーン30』の整備および老朽化した信号機や道路標識等の適正管理をはじめとする交通安全施設の整備を推進します。」と変更し、副指標との整合性を図りました。
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	環境生活部	主指標「性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合」について、性別による役割分担に限らず、施策全体を表すような指標を設定することについて検討されたい。	個人の能力や個性に関わらず性別で役割を固定する「固定的な役割分担意識」は、あらゆる分野における女性活躍および男女共同参画社会の推進を妨げる大きな要因となっています。固定的な役割分担意識の解消に努め、男女共同参画社会づくりを進めることは、多様性を認め合い、県民一人ひとりが個性や能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進に資することから、施策全体を表す指標であると考えます。
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	外国にルーツがある子どもの就学前教育の重要性、必要性を十分認識し、現状と課題への記述を検討するとともに、教育委員会とも連携して実効性のある取組を進められたい。	外国につながる子どもの就学前教育は、スムーズに小学校生活を送り、本来持っている能力を発揮するために必要なものです。そのため、委員会からのご意見をふまえ、教育委員会をはじめとする関係部と一層連携していくとともに、最終案では、「現状と課題」および「基本事業」に、外国につながる子どもの就学前教育に関する記述を加えました。

2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)」最終案について

令和元年10月7日の環境生活農林水産常任委員会において、みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)中間案についてご審議いただき、11月1日には、県議会から中間案に対する知事への申し入れをいただきました。

こうしたご意見等をふまえながら、別冊1-1「みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)[最終案](環境生活部関係抜粋分)」にまとめました。

なお、中間案からの主な修正箇所については、次のとおりです。

1 主な修正箇所

(1) 施策142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり

①基本事業3「安全で快適な交通環境の整備」の取組方向に、『ゾーン30』の整備」を追加

②副指標「運転者のシートベルト着用率」を変更

(中間案) 運転者のシートベルト着用率

(最終案) 信号機のない横断歩道における一時停止率

(2) 施策154 生活環境保全の確保

①基本事業2「水環境の保全」に、伊勢湾以外の海域を追加

(中間案) 水質規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、公共用水域および地下水の水質常時監視を行います。

(最終案) 水質規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、伊勢湾・英虞湾をはじめとする海域や河川の公共用水域および地下水の水質常時監視を行います。

②基本事業3「伊勢湾の再生」に、伊勢湾以外の海域を表す表現を追加

(中間案) 海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、伊勢湾流域圏の自治体との連携により、海岸漂着物の発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進します。

(最終案) 県全域の海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進します。

(3) 施策211 人権が尊重される社会づくり

①副指標「人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようとした割合」の「目標項目の説明」を修正

(中間案) 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、人権を尊重する行動をしようと感じた受講者の割合

(最終案) 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にしている行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

②副指標「人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合」の「目標項目の説明」を修正

(中間案) 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」と回答した生徒の割合

(最終案) 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合

③副指標「人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合」の「目標項目の説明」を修正

(中間案) 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と回答した受講者の割合

(最終案) 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

(4) 施策212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進

①主指標「性別による固定的な役割分担意識をもつ県民の割合」の「目標項目の説明」を修正

(中間案)「みえ県民意識調査」で、性別による固定的役割分担意識である「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」、「どちらかといえうと同感する」と回答した県民の割合

(最終案)「みえ県民意識調査」で、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえう同感する」と回答した県民の割合

(5) 施策213 多文化共生社会づくり

①「現状と課題」に、外国につながる子どもたちの就学の促進、就学前教育の必要性を追加

(中間案) 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれる中、外国人児童生徒に対する日本語習得の支援、進路実現に向けた学びの支援をより一層充実させていく必要があります。

(最終案) 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。こうした中、外国につながる子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。また、外国につながる子どもたちの就学前教育を促進するとともに、学校における日本語習得の支援、進路実現に向けた学びの支援をより一層充実させていく必要があります。

- ②「現状と課題」に、外国人も含めた義務教育未修了者等の学びの機会の確保に関する記述を追加

(最終案) 外国人も含め、義務教育未修了の学齢超過者、不登校により中学校での学習が十分にできなかった人など、さまざまな事情により学びを必要とする方の教育を受ける機会を確保していく必要があります。

- ③基本事業2「外国人住民に対する学習機会の提供」に、就学前教育に関する記述を追加

(中間案) 日本語の学習機会の提供や、

(最終案) ライフステージに応じた日本語の学習機会の提供や、

- ④基本事業3「日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援」に、外国人も含めた義務教育未修了者等の学びの機会の確保に関する記述を追加

(最終案) また、外国人も含め、義務教育未修了者等の学びの機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。

- ⑤副指標「医療通訳者が常勤する医療機関における対応可能言語数の総和」を変更

(中間案) 医療通訳者が常勤する医療機関における対応可能言語数の総和

(最終案) 医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数

(6) 施策227 文化と生涯学習の振興

- ①主指標「参加した文化活動、生涯学習に対する満足度」の「目標項目の説明」を修正

(中間案) 県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」と回答した人の割合

(最終案) 県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

3 三重県環境基本計画最終案について

1 経緯

三重県環境基本計画については、令和元年9月の三重県環境審議会での審議を経て中間案を策定し、10月の環境生活農林水産常任委員会で説明しました。同委員会をはじめパブリックコメント等で寄せられた意見や11月に開催した三重県環境審議会三重県環境基本計画策定部会での検討をふまえて、最終案（別冊2参照）を取りまとめました。

【審議会等の開催状況等】

審議会等	開催日	審議事項
平成30年度 第2回三重県環境審議会	平成31年 1月30日	諮問、部会の設置
令和元年度 第1回三重県環境審議会	令和元年 5月21日	部会委員の承認、 計画策定方針の審議
第1回環境基本計画策定部会	6月21日	計画・施策展開の方向 性の検討
第2回環境基本計画策定部会	7月29日	素案の検討
第2回三重県環境審議会	8月1日	素案の審議
第3回環境基本計画策定部会	8月21日	中間案の検討
第3回三重県環境審議会	9月10日	中間案の審議
パブリックコメント、 市町意見照会	10月～11月	
第4回環境基本計画策定部会	11月20日	最終案の検討

2 パブリックコメント等の状況

（1）パブリックコメント

- ① 意見募集期間 令和元年10月11日（金）から11月11日（月）
- ② 意見数 9名の方から27件の意見をいただきました。
- ③ 主な意見および対応状況 別紙1参照

（2）市町意見照会

- ① 意見募集期間 令和元年10月11日（金）から11月11日（月）
- ② 意見数 3市町から16件の意見をいただきました。
- ③ 主な意見および対応状況 別紙2参照

3 中間案からの主な変更点（別紙3参照）

- ・ パブリックコメント等の結果をふまえて、「騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組」に関する記載等を追加しました（「IV. 生活環境保全の確保」に関する項目）。
- ・ パブリックコメント等の結果をふまえて、「四日市公害と環境未来館」に関する記載等を追加しました（「V. 共通基盤施策」の「環境教育・環境学習の推進」に関する項目）。
- ・ 長期的な 2050 年の目標として設定している「脱炭素社会」について具体的な目標を記載しました。
- ・ 環境の取組を通じた分野横断的な取組事例を紹介する「コラム」を追加しました。
- ・ 専門用語等について補足説明を追加したり、平易な表現への言い換えを行うなどしました。
- ・ 第4回三重県環境基本計画策定部会（令和元年 11 月 20 日開催）における三重県環境基本計画（最終案のたたき台）に係る検討結果をふまえ、「家庭での食品ロス削減の取組」、「クリーンセンター（廃棄物処理施設）を子どもたち等の環境学習の場として活用すること」等の記載を追加するなどしました。
- ・ 巻末に参考資料として添付している統計データについて、最新の情報に更新しました。

4 最終案の概要

別紙4のとおり

5 今後のスケジュール（案）

令和元年 12 月	三重県環境審議会（最終案の審議、1 月答申予定）
令和2年 2 月	議案提出
3 月	環境生活農林水産常任委員会（議案の審議）
	計画改定・公表

三重県環境基本計画（中間案）に係るパブリックコメントの結果

1 項目別延べ意見数

項 目	意見数
第1章 計画の基本的事項	
第2章 計画策定の方向性	
1. 環境を取り巻く情勢	2
4. 計画の基本方針等	
（1）計画の基本方針	1
第3章 施策体系と施策内容	
2. 施策の推進	
I. 低炭素社会の構築	8
II. 循環型社会の構築	1
III. 自然共生社会の構築	5
IV. 生活環境保全の確保	4
V. 共通基盤施策	1
第4章 計画の推進	
4. 計画の見直し	1
全般	4
合計	27

2 対応状況

対 応 区 分	件数
①反映する 最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	3
②反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの。	2
③参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	20
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤その他 （①から④に該当しないもの）	2
合計	27

3 意見の概要および対応状況

対応区分

- ① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ② 反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの。
- ③ 参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい。
- ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
1	第2章 計画策定の方向性 1. 環境を取り巻く情勢	気候変動対策についての社会の動きは速い。近く開催されるCOP25の動向など、内容次第で追加してもらいたい。	①	気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)については、2019年(令和元年)12月に開催予定であり、「三重県環境基本計画」の最終案の審議等が行われる「三重県環境審議会」の開催日が12月24日であるなど、スケジュール的な困難性もございますが、COP25等の国際動向も注視して必要に応じて計画の修正を行いたいと考えています。
2	第2章 計画策定の方向性 1. 環境を取り巻く情勢	VUCA時代においてレジリエンスをポイントにしている点は良いが、目標年度の2030年までに世情に変化がある場合、基本計画の見直しを行っていくのか。	②	将来の世情を展望しつつ、施策の検討、推進に努めたいと考えておりますが、ご指摘のとおり、社会のVUCA化が進み、将来予測の困難性が一層高まっていくと思われることから、「三重県環境基本計画」においては、SDGsの考え方も踏まえ、レジリエンス(強靱性)がひとつのポイントであると考えています。 また、計画の見直しについては、「第4章 計画の推進」の「4. 計画の見直し」に記載のとおり、目標年度は2030年度(令和12年度)ですが、社会情勢の変化等に応じて、計画の基本部分に大きな変更があれば見直しを行う予定です。 (補足)VUCAとは、Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった語で、将来予測不能、困難な状態のこと。
3	第2章 計画策定の方向性 4. 計画の基本方針等 (1) 計画の基本方針	「環境」「社会」「経済」の3本柱で組み立ててくださって良いと思いますが、環境基本計画でありますから三角でつなげる場合は「環境」が上に鎮座するのが好ましく思います。	③	環境の重要性についてはご意見のとおりですが、中間案の図表2-1においては、環境が礎(基盤)となり、社会と経済との協調が実現されて、持続可能な社会が成立すると考え、ベースとなる底辺に「環境」を「社会」とともに配置しています(決して、どちらが上か下かを意図したものではございません)。本図については、ご意見を参考にさせていただき、「環境」の文字が際立つよう配慮したいと思います。
4	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の構築)	温暖化は、私たちの生活が、地球の裏側の人々へも影響するものであり、地球規模の考えることが重要となる。海を漂流し、問題となっているプラスチックごみについても同様である。特に最近猛威を振るう台風や異常気象現象は、温暖化の影響も大きいであろうから、温暖化対策は、県の計画においても大きく取り上げられるべきである。	③	温暖化対策については、県としても重要な環境施策のひとつの柱としてとらえており、「第3章 施策体系と施策内容」の「I. 低炭素社会の構築」において、記載しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
5	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の 構築)	台風19号などの被害の例を見ても、今後、地球温暖化の影響による水害等への対策はますます重要になってくると考えられます。気候変動の適応策として、災害対策を位置づけるべきではありませんか。	③	計画の当該施策の項において、関連する計画等の一つとして「三重県防災・減災対策行動計画」を位置付けているところであり、令和2年度に策定予定の気候変動適応法にもとづく「地域気候変動適応計画」においても、ご意見を参考とし、災害対策も視野に入れ「適応策」を検討してまいりたいと考えています。
6	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の 構築)	私の住む地区から青山高原の風力発電の風車が見えます。4本だった風車が十数年で数えきれないくらい増えました。 あの羽が落ちることがないか不安に感じてましたが、以前何かの不備で本当に落ちたと聞きました。あの風車は、人間には大きすぎる不気味なものに思えてなりません。 台風や大雨など昨今の気象は被害規模がこれまで違います。地震も伊賀には江戸時代に大地震があり、そろそろまた起こるのではと言われています。断層が私の地区を走っています。 大々的に山を壊して風車を乱立させることが、近い将来どのような被害をもたらすか誰もわかりません。疑問を持つ複数の声があるなら、耳を傾けて考え直すのが賢明であるのは、歴史をみても明らかです。福島原発事故もそうでした。 明日何が起こるかわかりません。 洋上の風力発電も不安は同じで、いずれも電磁波による人体や動物に与える影響も怖いです。植物への影響も大きく、一つを破壊することで連鎖します。 貴重な動植物が三重にも多く存在しています。 また、太陽光発電のパネルも至るところで土地を破壊し続けて、天災による被害も大きいです。 地球温暖化への懸念が高まる中で、原発より風力や太陽光発電の方が安全とは思いますが、今のような乱開発は将来大きなつげが来ます。そして、電力ばかりに頼る私たちのライフスタイルの見直しをいずれ迫られる日が来ると思います。 経済優先でなく、今だけでなく、どうか将来を見据えて、環境問題を長く深い視点で考えていただければ幸いです。地球環境の輪っかの中には常に人間が含まれています。どこかの山や森が壊れれば、私たちも壊れます。海が汚れれば、私たちの体内も汚れます。	③	ご意見にあります「将来を見据えて、環境問題を長く深い視点で」考え、環境施策の検討・推進に努めてまいりたいと考えています。
7	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の 構築)	「低炭素社会」では、自家用車を減らしてシェア制度を目差すのがよいと考えますが、交通機関の連携や代行の充実・階段しかない駅など、利用客が少ないと言う理由で改善の兆しが少ないのは低炭素社会を目差すのと逆行しています。働きかける努力を言語化して加えて下さい。	③	ご意見も参考にさせていただき、低炭素社会の実現に向け、運輸部門の取組を進めることとし、「I. 低炭素社会の構築」の「iii. 主な取組」に記載しているような取組、例えば、公共交通機関の利用促進のほか、自転車の利用促進、エコドライブの普及などの取組を推進していきたいと考えています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
8	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の 構築、「再生可能 エネルギー等の導 入促進を通じた暮 らしの快適性・自 律性の改善」)	『QOL(生活の質)、快適性の向上にもつなげられるという可能性もあります。また、再生可能エネルギー等の導入の面的な展開が進めば、地域のエネルギーの自給率(自律性)が向上し、防災・減災面での地域のレジリエンス(強靱性)の向上というメリットにもつながります。』 上記について疑問があります。 再生可能エネルギーのひとつである「風力発電所の建設」については、建設場所から数キロメートルの範囲においては、 「暮らしの快適性」には程遠い環境となり、今まで暮らしてきた住民は騒音や超低周波音に悩まされ、ひたすら我慢を余儀なくされ、その範囲に新しく住む人はいなくなり、いずれはその範囲は人の住まない町、いや、「住めない町」となります。 県としては、そのような再生可能エネルギーのひとつである「風力発電所の建設」を今後も今まで通り許していくような方針と受け取れますが、いかがでしょうか？ 「三重県民ファースト」と位置付け、これ以上「再生エネルギーの犠牲」になる必要はないと考えます。	③	太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。
9	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の 構築)における 「生物多様性保全 等に配慮した再生 可能エネルギー事 業の推進」)	「自然共生(生物多様性の確保や人と自然とのふれあいの確保等)や地域(住民)の安全・安心の確保の観点から十分な配慮と対策が実施されることが求められます。」とあるが、平成30年6月3日の県議会本会議における「自然環境、健康被害、防災など様々な観点から...」との知事答弁と同様に、具体的な表記に変更すること。	③	太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、自然環境、健康被害、防災など様々な観点から、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。
10	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の 構築)	追加すべき事柄。県内では、風力発電所とメガソーラーは過剰といえるほどに建設されており、各地で住民との紛争や反対運動が多く生じている。県内でこれ以上の風力発電所とメガソーラーの建設は抑制するべきである。 洋上風力発電に関しては、自然景観や漁業資源の保護のため、沿岸には建設すべきではなく、ベルギーなどの規定に合わせて、海岸から少なくとも24km沖合の、漁業者や住民、航行者の合意を得られる場所のみに建設するべきである。そもそも、尾鷲三田火力発電所が廃止されるほどに、電力需要は激減を続けており、今後更に人口減少に伴う電力需要の減少は続くにも関わらず、発送電分離前の駆け込みによる火力発電所の新增設が相次いでいる。これ以上の発電施設の増加は抑制するべきである。 バイオマス発電は、輸入パーム油やヤシガラに頼るようでは熱帯雨林の破壊を促進し、本末転倒であるので、このような発電方法は禁止し、県内のバイオマスを利用するもののみを推進するべきである。	③	太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 洋上風力発電に関しては、現在のところ地域における開発の機運が醸成されている状況にあるとは言えませんが、国や関係地域の情報収集に努めながら「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき、適切に対応していきたいと考えます。 バイオマス発電に関しては、エネルギー地産地消による地域活性化や自律分散型電源としての役割が期待されるところから、これらを活用するまちづくりの支援が求められていると考えています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。
11	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の 構築、 「森林吸収源の整 備」)	「...森林整備を進めます」とあるが、近年全国的に、皆伐、列状間伐、過間伐等の過剰な施業や大規模な作業道開設等土砂災害や誘発する事例が見受けられる。したがって、単に「森林整備を進める」との記載ではなく、「持続可能な手法の森林整備を推進する」という計画の基本方針に沿う趣旨の記載に変更すること。	②	ご指摘の「持続可能な手法の森林整備」につきましては、「第3章 施策体系と施策内容」の「2. 施策の推進」の「Ⅲ. 自然共生社会の構築」の「森林等の公益的機能の維持確保」において、長伐期施業や針広混交林施業等によって公益的効能を発揮する環境林づくりや、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルによって資源循環する生産林づくりについて記載しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
12	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (II. 循環型社会の 構築)	循環型社会では、 ・産廃が搬入許可される過程で住民意見を聞く事は必要です。住環境への意見を尊重して、合意形成をキチンとすることが成熟社会と言う物です。環境を重要施策に掲げる事は移住者の選択ポイントでしょう。一步踏み込んだ記述を望みます。 ・やれば出来るのが、ごみゼロ化です。地域モデル・など具体的に表示してください。	③	本県では、廃棄物処理法等に基づき住民の安全・安心の確保や適正処理の観点から施策を実施しているところであり、また、ごみ減量化に係る具体的な施策も含めて、三重県廃棄物処理計画等の個別計画で定め、その推進を図ってきているところです。次年度に三重県廃棄物処理計画の改定を予定しており、ご意見のあった事項について、参考とさせていただきます。
13	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (III. 自然共生社会の構築)	自然共生社会では、県議会に保全の請願を出した事があるオオサンショウウオに関して言いたいことがあります。オオサンショウウオの棲息する木津川支流の前深瀬川に川上ダムが建設始まりました。棲息していたオオサンショウウオは、ダム建設する事業体によって更に上流へと移転させ、その数650個体以上だとの事です。餌となる生き物の移転はされてごさいません。オオサンショウウオだけの強制移転です。今後どうことが起こってくるのか？事業体が追跡調査をこの先何年やるのか？このままでは特別天然記念物の宝庫であった前深瀬川の生態系は崩されて荒れ果てて行く事になります。 三重県にとってお宝の筈なオオサンショウウオが、経済を優先するが為にその数が激減したら、どこが責任をとるのか？ 保全の範囲を生息環境までとしてこそその生物多様性ではないかと僭越ながらオオサンショウウオに成り代わって申し上げたいとおもいます。 密漁問題もありますが、生息環境まで壊しません。公共事業という名の圧力に環境保護が屈する事があってはなりません。毅然とした指導や罰則や場合によっては事業の中止を求める権限を示して下さい。	③	オオサンショウウオの移植については、専門家の指導による移植計画のもと、国の許可を得て行われています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。
14	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (III. 自然共生社会の構築、 「生態系ネットワーク形成促進のためのゾーニングに関する取組」)	「...地域生態系への配慮を求める」とあるが、「配慮を義務化する」と変更すること。	③	三重県自然環境保全条例では、自然環境の保全に当たっては、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならないとしており、地域生態系への最大限の配慮を求めていきたいと考えております。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
15	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (Ⅲ. 自然共生社会の構築、 「生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進」)	「重要な自然環境や野生生物について、法的規制により、その生息地等の適切な保全を進めます。また、特に保護の必要な希少野生生物について、法令に基づき適正な保全を進めます」とあるが、どのような基準及び根拠をもって「重要な自然環境や野生動物」とするのかを明示すること。また、「適切な保全」と「適正な保全」の違いは何か。 「...生息数が増えすぎた鳥獣について、地域の関係者との連携のもとで、適正な個体数の調整を行い、被害対策につなげます。」とあるが、「生息数が増えすぎた」とあるのは、局所的には鳥獣の生息数が増えているのかもしれないが、人間の生活域が拡大し、鳥獣の生息域を侵しているために、鳥獣が多くなるように誤認しているだけだとも考えられるため、「生息数が増えすぎた」という具体的な根拠を示すこと。また、「適正な個体数の調整」とあるが、前述した件について具体的な根拠を示すことができれば、「適正な個体数」を把握できるはずもなく、当然、「調整」することもできない。無論、根拠なき「調整」は生態系ネットワークの破壊に繋がることは言うまでもない。このような計画の目的と矛盾する取組は中間案から削除すべきである。	③	文化財保護法、自然公園法、三重県自然環境保全条例等により適切な保全を進めていきます。 「適切な保全」に統一します。 いただいたご意見を踏まえ、「生息数の増加や生息域の拡大により農林水産業等被害が深刻化していることによって、人との軋轢が生じている鳥獣について、生息頭数や被害状況をモニタリング調査により把握するとともに、適正な生息管理を行い、被害対策につなげます。」に修正します。 なお、計画的な生息管理に係る目標については、鳥獣保護管理法に基づき策定している第二種特定鳥獣管理計画において設定しており、この計画に基づき取り組みを進めているところです。
16	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (Ⅲ. 自然共生社会の構築、 「農地環境の保全」)	「有機農業の推進や農業生産工程管理(GAP)および総合的病害虫・雑草管理(IPM)等の導入促進により、農薬や化学肥料等の節減等につなげ、環境への負荷の少ない環境保全型農業の拡大を図ります。 また、高齢化等に対応した中山間地域直接支払制度を活用し、制度に取り組む集落の拡大による農地の保全をめざします」とあるが、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく日本型直接支払には、中山間地域直接支払制度以外にも、環境保全型農業直接支払制度と多面的機能支払制度があるため、それらも併せて記載すること。	①	ご指摘のとおり、有機農業の推進や農業生産工程管理(GAP)および総合的病害虫・雑草管理(IPM)等の導入促進により、農薬や化学肥料等の節減等につなげ、環境への負荷の少ない環境保全型農業の拡大に資する事業として、環境保全型農業直接支払制度もありますので追記します。 中山間地域等直接支払制度の他に、多面的機能支払制度もありますので、「中山間地域等直接支払制度等」と追記します。
17	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (Ⅲ. 自然共生社会の構築、 『企業の森』制度)	「社会貢献や環境貢献の一環として...」とあるが、当該制度により整備された伊賀市比土地内にある森林において、外来種の「ヒマヤザクラ」、園芸品種の「枝垂れ梅」(ホームセンターのタグ付き)、果樹の「レモン」が植樹されている。聞くとところによると、「ヒマヤザクラは二酸化炭素の吸収率が高い」という樹種を選択した県職員なりの理由があるようだが、中間案においても、生物多様性についての取り組みが掲げられているように、地域特性に配慮した植樹を行うことなど、環境行政からすれば基本中の基本である。このような実態を把握せずに、「環境貢献の一環」として、中間案のコラムで『『企業の森』制度』を記載予定としているならば、他の活動地も含めて実態を把握される必要があり、そのうえでコラムとして取り扱うことが、本中間案の精度を高めていくのではない。	③	県では、森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進しており、「企業の森」制度による森林整備もその一環として取り組んでいます。 企業の森では、植栽樹種や整備方法等は、県と企業等の関係者で打ち合わせを行うなどにより、地域特性に配慮した植栽や森林整備を実施しています。ご指摘いただいた地域在来種でない樹種が植えられる事例については、関係者間で協議したうえで、観賞等の要素を取り入れて極めて少数(数本)の樹木を植樹したものです。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
18	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV.生活環境保全 の確保)	伊勢湾の再生:きれいで豊かな海の確保のためには、近年メガソーラーからの濁水の流出が著しく、各地で問題となっており、アコヤガイ大量死の原因とも考えられる。濁水流出の厳しい規制が必要である。	③	太陽光発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。
19	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保全の確保、 「水環境の保全」)	「工場・事業場への立入検査を行い、法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行います」とあるが、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場・事業場であって排水基準が適用されない小規模事業所への、指導の根拠となる指針の必要性についても明記すること(埼玉県小規模事業所排水指導指針参照)。	③	本県においては、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」を策定(昭和56年7月1日施行)し、小規模特定事業場(水質汚濁防止法に規定する特定事業場のうち、日平均排水量が50m ³ 未満の事業場等)や未規制事業場(同法に基づく特定事業場以外の事業場等)等についても、同要領に基づき汚濁負荷量の削減に関し指導を行えることとしています。
20	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保全の確保)	県土の景観の形成に関しては、景観法、景観条例、ガイドラインなどでは、山の屋根筋のスカイラインや、森林の樹冠を越えるような建築物は造らないこととされているが、風力発電機は大きく越えており、多数が密集しているので、自然景観は大きく破壊されている。国定公園においては、自然公園法、条例違反ともいえる状況にあり、国定公園の指定解除が必要なほど自然景観を著しく害している。これ以上建設しないことが景観保護の観点から極めて重要な課題である。また、速やかな撤去が必要である。 国定公園青山高原(布引山地)では布を引いたような特徴的な自然景観を風力発電所が決定的に破壊している。度会町の獅子ヶ岳では生活環境保全林の景観を風力発電所が決定的に破壊し、伊勢志摩からの景観も大きく破壊している。伊勢神宮付近や志摩市英虞湾沿岸の眺望ポイントからも良く見える。	③	太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、景観の保護や自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。 景観法により風力発電機の立地を規制することはできませんが、三重県景観計画区域内に高さ13mを超える風力発電機を設置する場合は、届出が必要となり、三重県景観計画の景観形成基準に基づき周囲の景観と調和するよう規模などについて配慮を求めています。 現在、自然公園内に設置されている風力発電施設については自然公園法の規定に基づき許可された工作物となっています。三重県の美しい自然景観が損なわれることがないよう、引き続き、法令に則って指導を行います。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
21	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保 全の確保)	洋上風力に関しても、沿岸に建設して景観を損なうべきではなく、ベルギーなどの規定に合わせて、海岸から少なくとも24km沖合の、漁業者や住民、航行者の合意を得られる場所のみに建設するべきである。 メガソーラーについても、景観の形成上、大きな問題となっており、各地で紛争や反対運動が多く生じている。国立公園、国定公園、県立公園などにおいては、自然公園法、条例違反ともいえる状況にあり、公園指定解除も必要なほど、著しく自然景観を害している。これ以上建設しないことが景観保護の観点から極めて重要な課題である。また、速やかな撤去が必要である。	③	太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものですが、事業の実施にあたっては、安全安心な県民の暮らし、自然環境との調和など、地域との共生が図られるよう進めることが重要であると考えています。 洋上風力発電に関しては、現在のところ地域における開発の機運が醸成されている状況にあるとは言えませんが、国や関係地域の情報収集に努めながら「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき、適切に対応していきたいと考えます。 環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、環境影響評価が適切に実施され、環境保全に適正な配慮が行われるよう努めていきます。 現在、自然公園内に設置されている太陽光発電施設については自然公園法の規定に基づき許可された工作物となっています。三重県の美しい自然景観が損なわれることがないよう、引き続き、法令に則って指導を行います。 三重県景観計画区域内に太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、届出が必要となり、太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインにより、景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を講じていただくなどして、景観への配慮を求めています。
22	第3章 施策体系と 施策内容 2. 施策の推進 (V. 共通基盤施策、 「学校教育における環境教育・ 環境学習」)	「...教員等を対象とした環境教育の進め方を学ぶ研修を充実します。」とあるが、「教員等を対象とした環境教育に関する指導内容や指導方法等の研修を実施し、資質の向上を図ります。」と変更すること。 「環境教育に関する全体計画を作成し...」とあるが、「新学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた環境教育に関する全体計画を作成し」のように変更し、指導上の根拠を記載すること(文部科学省HP「新学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容」参照)。	①	ご意見のとおり、変更します。
23	第4章 計画の推進 4. 計画の見直し	将来を見据えた長期的な計画も重要ですが、近年の環境関係の技術革新のスピードを考慮すると、5年程度できちんと評価を行い、計画を見直すべきではありませんか。	③	環境施策や取組に関する成果や課題等については、「第4章 計画の推進」、「2. 計画の効果的実施」の「(2)推進体制および進捗管理」にあるように、年次報告としてとりまとめ、公表等を行うとともに、サステナビリティ委員会(仮称)において進捗管理を行う計画です。(取組の分野によっては、当該分野における個別の委員会等を通じて、評価や進捗管理を行う場合もあります。) 計画の見直しについては、「第4章 計画の推進」の「4. 計画の見直し」に記載のとおり、目標年度は2030年度(令和12年度)ですが、技術革新の動向や社会情勢の変化等に応じて、計画の基本部分に大きな変更があれば見直しを行う予定です。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
24	全般	本中間案の計画策定の前提となる背景、および本案各所には、「持続可能な開発目標(SDGs)」や、気候変動対策としてこれまでも世界的に叫ばれてきた「温室効果ガス」や「低炭素社会」というキーワードが多用されている。しかし、この「SDGs」をはじめとする「温室効果ガス」や「低炭素社会」というキーワードは、いずれも国連総会決議に端を発しているものであるが、そもそも国連決議において、加盟国への法的拘束力が生じるのは「国連安全保障理事会決議」(通称:安保理決議)のみであり、「SDGs」をはじめとする気候変動対策などが採択された国連総会決議は、法的拘束力を有しておらず、勧告的な効力を有するに過ぎない。そのため、我が国においては、これら2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」に関しても、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置してはいるものの、現在においてもあくまで外務省が所掌し、主導しているに過ぎない。すなわち、気候変動対策という環境政策であるにもかかわらず、環境省主導ではなく外務省主導であることから鑑みても、この政策は、我が国にとっては内務政策というよりも、あくまで外交政策の一つであるに過ぎないことを示していると言える。 その視点で見ると、外交政策はあくまで国(外務省)の所掌であるから、地方自治体がこれを県の環境政策のマスタープランとなる県環境基本計画の前提や背景として掲げるのは、いささかその根拠としては飛躍し過ぎたものであると言わざるを得ない。 むしろ、地方自治体の環境政策は、憲法をはじめ、各国間との各種条約、国内における法律、各種委員会附帯決議、政令、省令、規則、告示、通達、そして本県の各種条例などに先ず忠実に則ったものであるべきで、これらを守るだけでなく、国連の勧告レベルの採択を優先、依拠するべきではない。 実際、P38にある「企業の森」制度などでも、伊賀市において、自然林の中に垂種交雑や遺伝子攪乱、ひいては生態系攪乱を招く恐れがあるといわれている、地域在来種でない植物や園芸品種が植栽されるなど、環境保護の基本認識すらもできていない事例が見られる。これについての法的な定めは、以下の通りとなっている。 ●衆議院国土交通委員会景観緑三法案に関する付帯決議(平成16年5月14日) 抜粋 「地域の個性、特色の伸長に資する多様な景観の形成が図られるよう、失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、景観の形成に当たり、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。」 ●参議院国土交通委員会景観緑三法案に対する附帯決議(平成16年6月10日) 抜粋 「失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、各地に残された自然環境の保全や、地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。」 ●衆議院環境委員会特定外来生物法案に対する附帯決議(平成16年5月25日) 抜粋 「政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。」 このように、緑化政策一つをとっても、きちんとその方向性が国会の意思として表明されているにもかかわらず、三重県や伊賀市の条例や規則にきちんと反映されていないがために、全くこれらの法的な定めが守られていない状況となっています。 このことからわかるように、遠くの華々しい外交パフォーマンスを追従するよりも、地方自治の底上げを図る観点からも、先ず取り組むべきは、法令規則に定められた規定を順守するとともに、これを最優先として三重県環境基本計画にきちんと盛り込むことが肝要です。	③	三重県環境基本計画においては、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進することを基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざすこととしています。 ご意見の中で言及いただいている、国際条約、国内における法律、県条例等につきましては、環境行政の基礎を成す極めて重要のものであると考えており、引き続き、こうした法令等にもとづく取組を推進していくとともに、SDGsのような国際的な取組の考え方も取り入れながら、環境施策の推進に取り組んでまいりたいと考えています。 また、植栽についてのご意見についてですが、三重県景観計画における景観形成基準に緑化に関する項目を定めており、植栽をするにあたっては、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図るよう配慮を求めています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
25	全般	原発の爆発及びそれに準ずる事故による環境汚染への記述を加えて貰いたい。例えば、環境汚染甚だしき原発はこれ以上増やさないで今ある原発を収束に向けて働きかけることとする。	⑤	原子力発電については、一義的には国のエネルギー政策の中で議論されるべきものであり、国のエネルギー政策を定めるエネルギー基本計画に基づきしっかりと議論される必要があります。平成30年7月に改定されたエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて取り組むとともに、原発依存度を可能な限り低減させるとされています。 エネルギーは国民生活や産業経済活動を支える根幹的な基盤であることから、これらへの影響を十分に見極めながら、エネルギー政策に取り組んでいく必要があると考えています。
26	全般	最大の環境汚染は戦争であると言われていいますので、戦争及び紛争の火種を絶やす努力を惜しまない記述が欲しい。	⑤	県の環境基本計画において、いただいたご意見をそのまま記載することは困難ですが、持続可能な社会の実現においては平和な社会の実現が大前提であると考えており、本計画においては、平和な社会の実現に関連して(SDGsのゴール16番に相当します)、「多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の推進」に関する記載を第3章(V.共通基盤施策)において記載しています。
27	全般	きれいな大気・きれいな水環境と言った表現は抽象的ですので、具体化してください。	③	本計画においては、私たちが健康で安全・安心な生活を営むために必要な生活環境を実現するうえで求められるような大気・水環境を「きれいな大気・水環境」と可能な限り分かりやすく表現しています。法令等にもとづく大気質や水質等に関する具体的な基準値等については、「大気規制のあらまし」や「水質規制のあらまし」といった資料等により県のホームページ等を通じて情報提供を行っており、引き続き、広報・啓発に努めてまいりたいと考えています。

三重県環境基本計画（中間案）に係る市町への意見照会の結果

1 項目別延べ意見数

項 目	意見数
第1章 計画の基本的事項	
3. 計画の目標年度	1
第2章 計画策定の方向性	
1. 環境を取り巻く情勢	
(2) 環境、経済、社会における課題	1
2. 三重県の動向	1
3. 2012年(平成24年)版三重県環境基本計画の総括	1
4. 計画の基本方針等	
(1) 計画の基本方針	1
第3章 施策体系と施策内容	2
2. 施策の推進	1
I. 低炭素社会の構築	2
II. 循環型社会の構築	1
III. 自然共生社会の構築	2
IV. 生活環境保全の確保	2
V. 共通基盤施策	1
第4章 計画の推進	
全般	
合計	16

2 対応状況

対 応 区 分	件数
①反映する 最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていた だくもの。	6
②反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの。	3
③参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案 内容を参考にさせていただくもの。	7
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤その他 (①から④に該当しないもの)	0
合計	16

3 意見の概要および対応状況

対応区分

- ① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ② 反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの。
- ③ 参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい。
- ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
1	第1章 計画の基本的事項 3. 計画の目標年度	長期ビジョンの目標年度について2050年度という記載があるので、「3. 計画の目標年度」の項目でもそのことを触れてみてはいかがか。	③	第1章の「3. 計画の目標年度」の項目では、あくまで本計画の目標年度を明確に示し、長期ビジョンについては、第2章の「(2) めざすべき持続可能な社会」の中で、記載しており、長期ビジョンとの関連性については、第2章にて記載しています。 なお、三重県環境基本計画の趣旨を説明する際には、ご意見を参考にさせていただき、必要に応じて、長期ビジョンと本計画の目標年(度)との関連性、バックキャストの考え方とともに示したいと考えています。
2	第2章 計画策定の方向性 1. 環境を取り巻く情勢 (2) 環境、経済、社会における課題	「経済発展と環境負荷のデカップリングは、国際的な潮流になりつつあります」とあるが、本潮流は国際的な目で見ると既に起こっていると考えられるため、今後10年を見据えたさらに先進的な表現にしてみたいはいかがか。 第5次環境基本計画の文言を流用し「環境・経済・社会の統合的な向上が求められています。」等としても良いかと考える。	②	「環境、経済、社会の統合的な向上」については、第2章の「4. 計画の基本方針等」、第3章の「2. 施策の推進」等において記載しています。また、第2章の「4. 計画の基本方針等」における注釈で、国の第5次環境基本計画等において「環境、経済、社会の統合的な向上」の重要性が示されていることについても言及しています。
3	第2章 計画策定の方向性 2. 三重県の動向	文末が「懸念されます」で終わっているため、「懸念されるため、すでに起こっている影響に対して「適応」していくことも重要です。」等とつなげてはいかがか。	③	「2. 三重県の動向」においては、県の環境に関わる概況や特徴等のほか、本計画を策定するにあたっての姿勢や意気込みを記載しており、「適応策」といった個別対策について言及していませんが、気候変動対策への取組に関して記載します。 適応策については、第2章の「1. 環境を取り巻く情勢」の「ウ 気候変動対策」において、「緩和策(中略)とともに、(中略)適応策についても積極的に推進していくことが求められています。」と記載しています。また、「適応策」に関する取組については、第3章の「1. 低炭素社会の構築」において記載しています。
4	第2章 計画策定の方向性 3. 2012年(平成24年)版三重県環境基本計画の総括	取組に対する課題は表記されているが、成果にあたるものが読み取りにくいので、表記を追加してはいかがか。	②	「基本目標I」に関しては、例えば、「産業部門の温室効果ガス排出量は削減した」、「最終処分量は長期的には減少傾向にあり」、「生活環境の状況は概ね良好」というような表記をしており、参考資料として巻末にこのことを示す統計データを掲載しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
5	第2章 計画策定の方向性 4. 計画の基本方針等 ((1) 計画の基本方針、 図表2-1)	まだイメージの段階ということであるが、一般の人にとって「スマート社会みえ」の周りにある番号が、SDGsの番号ということが伝わらないのではないか。	③	図中の「スマート社会みえ」のロゴ・デザインについては、本計画の最終段階の取りまとめの際に記載する予定ですが、いただいたご意見を参考にして修正させていただきます。
6	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (図表3-2)	SDGsのウエディングケーキモデルを使用してはいいかがか。	②	図表3-2については、SDGsのウエディングケーキモデルも参考にしながら、作成しています。同図は、「めざすべき持続可能な社会」の実現に向け、動的(ダイナミック)な動きがイメージできるよう、スパイラルアップ(らせん状に上昇)していく矢印を描くなどして、環境、経済、社会の3要素が互いに作用・連携しながら統合的に向上していく概念図を示しています。 なお、SDGsのウエディングケーキモデルについては、SDGsのアイコンをマッピングした例がありますが、「三重県環境基本計画」においては、第3章のIからVまでの各施策の柱立てごとの冒頭に、対応するSDGsゴールのアイコンを示しています。
7	第3章 施策体系と施策内容 (全般)	各々の「社会の構築」に対して、「iii. 主な取組」で締めくくられており、その取組の具体的な計画は、「iv. 関連する計画」に記載されていると考えるが、その関連計画と連携がとれているのか確認されたい。	③	現時点においては、関連する計画の策定・改定のタイミング等に差異があることなどから、「三重県環境基本計画」の内容と連携が明確でない部分もあると思われるが、「第1章 計画の基本的事項」に記載されているように、この計画のが県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランであることをふまえ、関連計画との一層の連携を図っていきたいと考えています。
8	第3章 施策体系と施策内容 (全般)	各々の「社会の構築」に対して、冒頭で「目標」が設定されており、末尾に「主な取組」があるが、個々の目標が末尾のどの取組みにつながっているのか、一般の人には読み取りづらい部分があるように感じる。	③	I~IVまでの各施策の冒頭において掲げている「目標」については、各分野でめざすべき目標を記載していますが、これらの目標の実現のためには、個別の「主な取組」のみならず、「分野横断的な施策」を総合的に推進していくことが重要であると考えています。ご意見を参考にさせていただき、今後の取組の推進においては、目標との関連性が分かりやすく伝わるよう努めたいと考えています。
9	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の構築)	近年、「エネルギー政策として「エネルギーの地産地消」が1つの潮流としてあるが、そのあたりが明記されていないので考え方として含めてはいいかがか。	①	「三重県環境基本計画」の最終案においては、「I. 低炭素社会の構築」におけるコラムとして、「エネルギーの地産地消」に関する事例を掲載します。
10	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (I. 低炭素社会の構築、 「資源利用の効率化(省エネルギー等)」)	文末に「可能な限り抑制されるよう」とあるが、「可能な限り」という表現が曖昧であると感じる。	③	「I. 低炭素社会の構築」に関する考え方のひとつとして、化石燃料の使用量の抑制を進めていくという方向性を示すことが重要だと考え、このような表現にしています。 本計画においては個別分野に関して2030年度の数値目標を記載していませんが、今後、低炭素社会の構築に関する個別計画等において、取組の成果等を測るための指標および目標値の設定について、検討してまいりたいと考えています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	(参考) ご意見に対する考え方(案)
11	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (II. 循環型社会の構築、 「廃棄物処理の安全・安心 の確保」)	「ITを活用するなど」とありますが、三重県で取り組まれている事例等を挙げて示されたほうがわかりやすいのではないかと思います。	①	ご意見のとおり、取組事例を追記します。
12	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (III. 自然共生社会の構築)	なぜ生物多様性を確保していかなければならないのか、という疑問に対して県民にとって一番身近な答えの1つは、当該計画にもあるとおり「生態系サービス」というキーワードであると考えられる。したがって、より分かりやすく県民にその重要性や身近さを訴えるため、具体例をイラストや写真等で表記してはいかかが。	①	ご意見のとおり、イラストを追加します。 また、個別計画の「みえ生物多様性推進プラン」でも対応することとします。
13	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (III. 自然共生社会の構築、 「生態系ネットワーク形成促進のためのゾーニングに関する取組」)	四日市市内でも、太陽光発電事業等に伴う森林伐採等による生物多様性の損失が懸念されており、生態系の保全のため「ゾーニング」が重要であると考えられる。当該計画の「ii 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方」にはその考え方が示されているが、「iii. 主な取組」としては明示されていないので、示してはいかかが。	③	ゾーニングに関しては、三重県環境基本計画の中では、「III. 自然共生社会の構築」の「ii 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方」において記載しており、重複を避けるため、同じ「III. 自然共生社会の構築」中の「iii. 主な取組」に記載は難しいですが、「I. 低炭素社会の構築」においても言及するなど、ゾーニングについては随所に記載しています。 また、ゾーニングに関しては、個別計画の「みえ生物多様性推進プラン」においても対応することとします。
14	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保全の確保、 「水環境の保全」)	集合処理施設や浄化槽の整備も重要であると考えますが、整備されたこれらの施設の適正な管理も重要であると考えます。このため、施設の適正な管理の実施に対する指導も、さらに推進していただきたい。	①	ご指摘のとおり、施設の適正な維持管理の実施に対する指導も引き続き実施してまいりますので、適正な維持管理についても、追記します。
15	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (IV. 生活環境保全の確保)	「iii. 主な取組」に振動・騒音・悪臭等に対する記載がないので、追記してはいかかが。	①	「iii 主な取組」の「大気環境の保全」の項目において、騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組に係る記載を追記します。
16	第3章 施策体系と施策内容 2. 施策の推進 (V. 共通基盤)	是非本市の「四日市公害と環境未来館」を活用いただきたいので、その旨を本項目に記載していただきたい。 例：四日市公害の学習の場として、「四日市公害と環境未来館」を活用し、環境学習の推進を図る。等 また、小中学校や高等学校の社会見学の間としていただくとありがたい。	①	「i. 環境教育・環境学習の推進」において、「四日市公害と環境未来館」の活用に関する記載を追加します。

三重県環境基本計画（中間案）からの変更点について

表 1 変更点等（ページ数が中間案と最終案とで異なる場合については、括弧書きで中間案におけるページ数を付記しています。）

	修正箇所（章、項 等）	頁	変更の種類	変更内容	備考
1	別紙 1, 2 参照	-	パブリックコメント等の反映	別紙 1, 2 および別冊資料のとおり	
2	第 3 章、「2. 施策の推進」	p.26 p.32 p.44	コラムの追加	取組の実例をコラムとして追加	・ 松阪新電力、エコフィード（作豚）、神島の事例を追加
3	第 3 章、「2. 施策の推進」	p.28 (p.27)	関連するSDGs項目の追加	「II. 循環型社会の構築」に関連する SDGs(7)を追加	
4	第 2 章、「4. 計画の基本方針等」等	p.12、 p.13 等	補足説明の追加	「レジリエンス」「レジリエント」の訳語を括弧書きで追記	・ 「レジリエンス（強靱性）」というように、訳語を追記。ただし、「強靱性」という日本語訳では伝わりにくい意味合いがあるため、中間案でも記載していた注釈等により、補足説明を行っている(p.13、p.14)。 ・ 概要版も同様に修正
5	第 2 章、「4. 計画の基本方針等」、「(2) めざすべき持続可能な社会」	p.13	補足説明の追加	「バックキャスティング」の意味を括弧書きで追記	・ 以前から記載していた注釈はそのまま残している(p.13)。 ・ 概要版も同様に修正
6	第 2 章、「4. 計画の基本方針等」、「(2) めざすべき持続可能な社会」	p.14 等	補足説明の追加	「脱炭素社会」に関する補足説明を追加	

表 1 変更点等 (ページ数が中間案と最終案とで異なる場合については、括弧書きで中間案におけるページ数を付記しています。)

	修正箇所(章、項 等)	頁	変更の種類	変更内容	備考
7	第 2 章、「4. 計画の基本方針等」、「(2) めざすべき持続可能な社会」	p.15	補足説明の追加	「SMART」の本来の意味を括弧書きで追記	
8	第 3 章、「2. 施策の推進」	p.18	補足説明の追加	「スマート社会みえ」の説明を図 3-1 の施策体系図の注釈にも追加	・ 「スマート社会みえ」の本文中説明は、そのまま残している(p.15)。 ・ 概要版も同様に修正
9	第 3 章、「2. 施策の推進」 「I. 低炭素社会の構築」	p.21	補足説明の追加	スマートコミュニティについて、注釈を追加	
10	第 3 章、「2. 施策の推進」 「I. 低炭素社会の構築」	p.22	補足説明の追加	二酸化炭素回収貯留(CCS)や二酸化炭素回収有効利用(CCU)について、注釈を追加	
11	第 3 章、「2. 施策の推進」 「III. 自然共生社会の構築」	p.36 (p.33)	補足説明の追加	「カスケード利用」の注釈を追加	・ 平成 30 年度策定の「三重の森林づくり基本計画」における記載を参考
12	第 2 章、「4. 計画の基本方針等」	p.12	振り仮名の追加	ZEH/ZEB の注釈に、読み方(ルビ)を追加	
13	第 3 章、「2. 施策の推進」 「I. 低炭素社会の構築」	p.24	振り仮名の追加	HEMS/BEMS/FEMS/CEMS の注釈に、読み方(ルビ)を追加	
14	第 3 章、「2. 施策の推進」 「I. 低炭素社会の構築」	P.21	振り仮名の追加	RE100 の注釈に、読み方(ルビ)を追加	
15	第 3 章、「2. 施策の推進」 「I. 低炭素社会の構築」	p.54	用語の言換え	バリューチェーンをサプライチェーンとし、補足説明を追加	

表 1 変更点等 (ページ数が中間案と最終案とで異なる場合については、括弧書きで中間案におけるページ数を付記しています。)

	修正箇所(章、項等)	頁	変更の種類	変更内容	備考
16	第2章、「4. 計画の基本方針等」	p.13	図内のイラストの変更	「スマート社会みえ」のロゴ表記を変更	・デザイン性を排した表記に変更
17	第3章、「2. 施策の推進」	p.18	図内のイラストの変更	「スマート社会みえ」のロゴ表記を変更	・デザイン性を排した表記に変更
18	第4章、「2. 計画の効果的実施」	p.59 (p.52)	図内のイラストの変更	「スマート社会みえ」のロゴ表記を変更	・デザイン性を排した表記に変更
19	参考資料(データ)	p.61- (p.54-)	データ更新	データを最新情報に更新	
20	参考資料	p.67-	計画策定の経緯等を追加	参考として、計画策定の経緯、環境基本条例の条文を追加	

【概要版】 三重県環境基本計画(最終案) ～ 持続可能な「スマート社会みえ(仮称)」をめざして ～

第1章 計画の基本的事項

【計画策定の趣旨・目標年度】

- 環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランであり、現行計画(2012年版)策定時から環境を取り巻く状況が大きく変化していることなどから、前倒しで改定。
- 目標年度: 2030年度(SDGs目標年およびパリ協定に基づく日本の中期目標年度と整合)

【環境を取り巻く情勢】

社 会	環 境	経 済
- 人口減少、少子高齢化(世界的には人口増加) - 都市への人口集中 - 地域コミュニティの衰退	- 気候変動・生物多様性の減少 - 資源・エネルギーの制約 - 越境型環境汚染リスクの増大 - 土砂等の問題	- 経済の低成長 - 労働生産性の低迷 - 経済格差、地域経済疲弊

環境問題は経済・社会問題と密接に関連

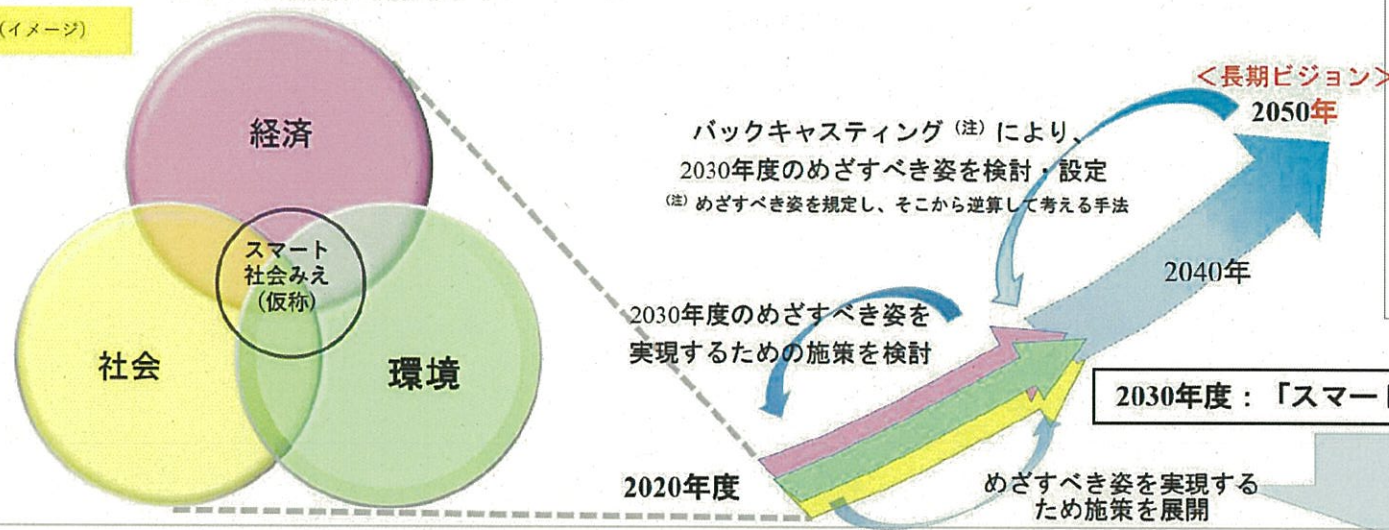
複合的課題に対応し、
環境、経済、社会の統合的向上をめざす。

【現行の環境基本計画にもとづく取組の総括と今後の展望】

- ・ 大気・水質等に係る生活環境は大きく改善している。
- ・ 今後の環境行政には、大気・水環境等の分野における課題解決のため従前からの各種規制や環境活動等の取組が引き続き求められるとともに、気候変動や生物多様性の減少、プラスチック問題等の新たな環境問題の課題解決に寄与するものでなければならない。
- ・ 経済・社会問題解決に貢献できる環境施策が求められており、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組等の推進が求められている。

【基本方針】 めざすべき持続可能な社会

(イメージ)



2050年: 自律的かつレジリエント(強靱)なより高位の持続可能な社会

- ・ 多様な主体間の協創を通じた分野横断的な取組により、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会
 - ・ 新たな課題等に対し、迅速かつ柔軟にイノベティブな解決策を見出し実践できるような自律的かつレジリエント(強靱)な課題解決型社会
- 再生エネの導入や省エネ化とともに、二酸化炭素回収有効利用(CCU)等の技術導入等が進められた「脱炭素社会(県域からの温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる社会)」を実現
- 【参考】 国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における目標: 今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素化を実現することをめざすとともに、2050年までに80%の温室効果ガスを削減
- 資源生産性が究極的に改善され、資源投入量・廃棄物量が極限まで抑制された「循環型社会」を実現
 - 自然環境等の地域資源を最大限に活用した「自然共生社会」を実現
 - 健全で恵み豊かな環境を継承している社会を実現

Sustainability (持続可能性)
 Multiplication (= Innovation) (“掛け算”の発想に基づいたイノベーション)、
 Multi-benefit approach (複数の課題の同時解決をめざしたアプローチ)
 Active Citizen (アクティブ・シチズン)、Autonomy (自律性)、
 Agility (時勢に遅れない、また時勢を先取りした対応の迅速性、機敏性)
 Resilience (レジリエンス、強靱性)
 Transformation (目標の実現に向けた変革)

【2030年度のめざすべき持続可能な社会: 「スマート社会みえ(仮称)」】

I 低炭素社会

- ・ 気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、気候変動が一定進行することへの「適応策」が着実に進み、長期ビジョン(2050年目標)で掲げる「脱炭素社会」の実現につながるような「低炭素社会」を構築
- ・ 再生可能エネルギーの導入、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現
- ・ Society 5.0の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現



II 循環型社会

- ・ 廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現
- ・ ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・ 排出された廃棄物は、地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成



(写真) 「三重県庁プラスチックスマートアクション」:
プラスチックごみ対策のさらなる推進のため、三重県庁自ら、プラスチックスマート(注)な活動(マイバッグ・マイボトル運動を推進等)を行っています。
(注) ワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、プラスチックと賢く付き合うことを意識して行動すること。

III 自然共生社会

- ・ 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・ 地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続的な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・ グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンス(強靱性)の向上が図られた社会を実現



(写真提供) (公社) 三重県観光連盟

IV 生活環境保全が確保された社会

- ・ きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会を実現
- ・ 県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現



第2章 計画策定の方角性

【概要版】三重県環境基本計画(最終案)

第3章 施策体系と施策内容

【施策体系】

【基本方針】

持続可能な社会の実現に向け、
協創を通じた分野横断的な取組を推進

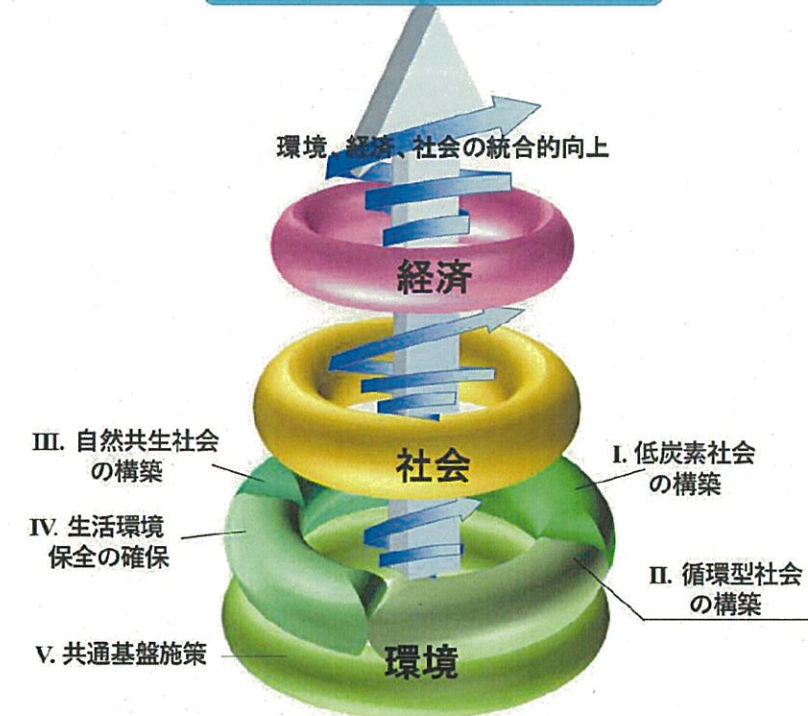


スマート社会みえ（仮称）

環境、経済、社会の統合的向上

スマート社会みえ（仮称）

(イメージ)



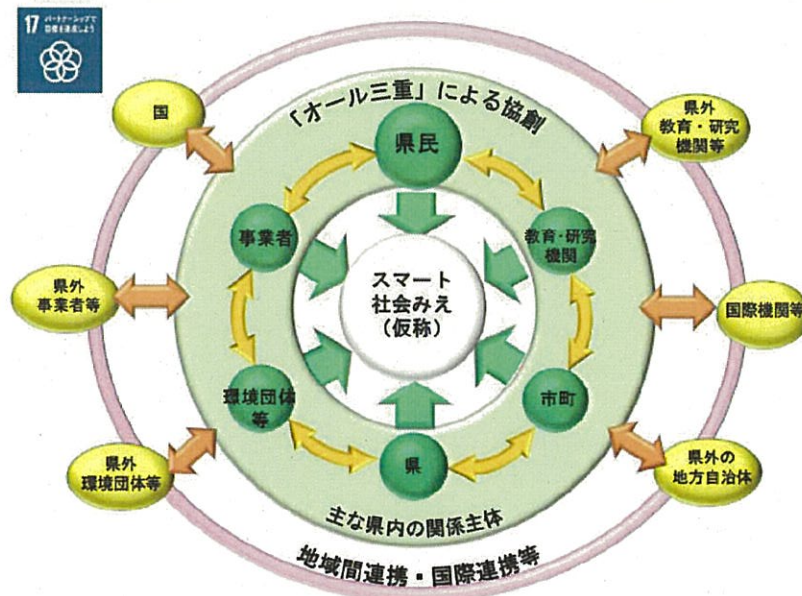
【環境施策の展開において重要となる視点】

- 視点1: 環境、経済、社会の統合的向上
- 視点2: 協創(パートナーシップ)によるアプローチ
- 視点3: イノベーションの促進・活用(多様な異種要素の“掛け算”による新たな価値創造)

(注) 「スマート社会みえ（仮称）」とは、2030年度のめざすべき持続可能な社会のことであり、詳細については、表面を参照のこと。

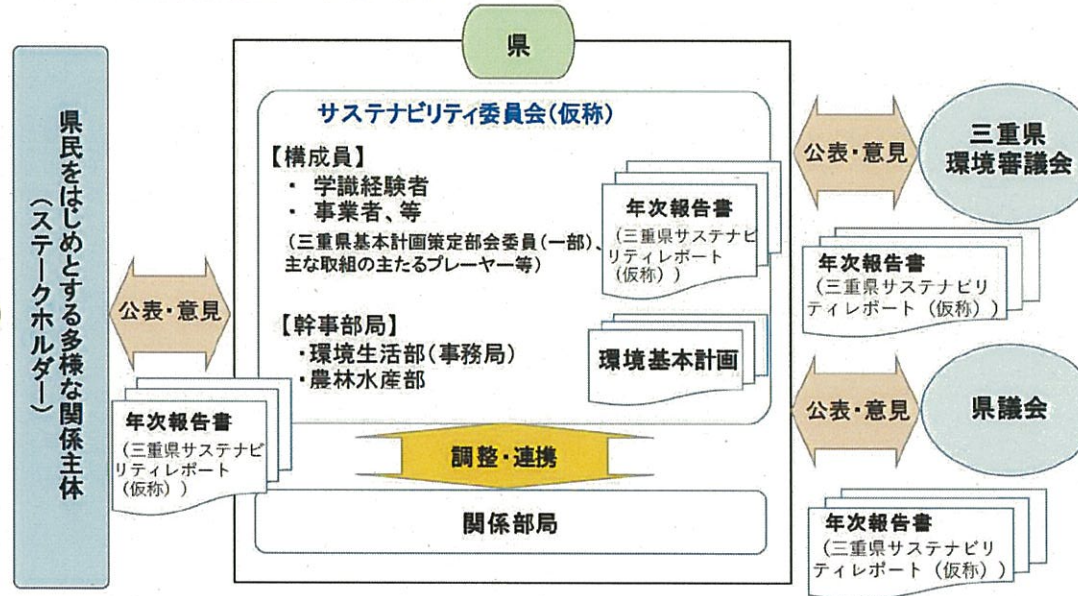
第4章 計画の推進

計画の推進イメージ(さまざまな主体との協創)



- 県民をはじめとするさまざまな主体と協創しながら、オール三重での計画の着実な実施に向けた取組によって、「スマート社会みえ（仮称）」の実現をめざす。

推進体制および進行管理



県民をはじめとする多様な関係主体(ステークホルダー)

- サステナビリティ委員会(仮称)において計画の進行管理を行う。
- 年次報告書(三重県サステナビリティレポート(仮称))を三重県環境審議会および議会に報告し、公表するとともに、サステナビリティ委員会(仮称)における進行管理に活用する。

コラム (取組事例紹介)

(施策「I 低炭素社会の実現」に関連する取組事例)
新電力事業を通じたエネルギーの地産地消の取組

地域の資源の活用(廃棄物発電)

- × 自治体出資型の新電力事業
- × エネルギーの地産地消

= 低炭素化の推進、地域活性化の推進

(施策「II 循環型社会の実現」に関連する
地域循環共生圏の形成に係る取組事例)

異種事業者間の連携を通じた食品資源の循環利用の取組
～酒粕を原料としたエコフィード(飼料)で育ったブランド豚肉の開発～

食料品製造(清酒製造)業

- × 資源の地域循環
- × 畜産農(養豚)業

= 廃棄物の削減、関係事業者の経営改善・競争力強化

(施策「III 自然共生社会の実現」に関連する取組事例)

離島の自然環境資源等を活用し、
島の子どもたちが主役となって取り組むエコ・ツアー

豊かな自然環境資源

- × 地域資源を活用した観光振興、環境教育・学習

= 自然環境保全の普及・啓発、
体験型総合学習の推進、地域振興(過疎対策)

4 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定について

1 計画策定の趣旨

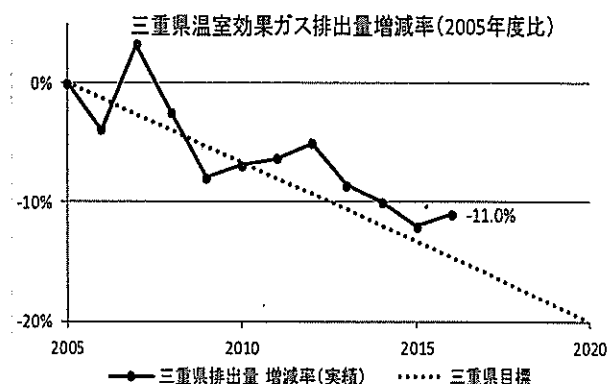
県では、「三重県地球温暖化対策実行計画」（計画期間：2012 年度～2020 年度）を策定し、温室効果ガスを「2020 年度までに 2005 年度比で 20%削減」するという目標を掲げ、県域（区域施策編）および県自ら（事務事業編）削減に取り組んできました。

一方、パリ協定の発効など、国際社会が脱炭素に向け大きく舵を切る中、国では、2030 年度に 2013 年度比 26.0%、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざすとの中長期目標が示されました。

県においては、2030 年度を目標年度とする「三重県環境基本計画」を本年度中に策定することから、これらをふまえ「三重県地球温暖化対策実行計画」を 2020 年度中に改定します。さらに、2018 年 12 月に気候変動適応法が施行されたことを受け、次期計画は、気候変動影響を回避・軽減するための適応計画を盛り込んだ総合的な計画として策定します。

【参考】県内の温室効果ガス排出量削減実績

2016 年度（最新）の県内の温室効果ガス排出量は、26,417 千 t-CO₂（二酸化炭素換算）で、2005 年度比で 11.0%の減少となりました。



2 「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」の内容

(1) 計画期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間

(2) 計画策定の方向性

2050 年までに脱炭素社会を実現することをめざし、次のような視点から検討を進めていきます。

- ・ 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進
- ・ 環境、経済、社会の統合的向上（SDGs の観点）
- ・ 多様な主体との協創を重視

(3) 計画策定の進め方

三重県環境審議会において、学識経験者等で構成される部会を設置し、現行の地球温暖化対策実行計画による取組の進捗状況等を検証しつつ、世界や国の動向、県民からのご意見等をふまえて、策定作業を進めます。

また、地球温暖化対策の取組は、多くの部局が関わることになることから、随時、関係所属による庁内検討会を設置し、新計画における取組の検討を行います。

(4) 今後のスケジュール（案）

2019 年	12 月	環境審議会①（策定諮問、部会設置）
2020 年	5 月	環境生活農林水産常任委員会（進捗報告）
	6 月	環境生活農林水産常任委員会（骨子の説明）
	9 月	環境審議会②（中間案報告）
	10 月	環境生活農林水産常任委員会（中間案説明） パブリックコメントの実施
	12 月	環境生活農林水産常任委員会（進捗報告）
2021 年	1 月	環境審議会③（最終案、答申）
	3 月	環境生活農林水産常任委員会（最終案説明） 計画決定・公表

<県の脱炭素宣言について>

本年 9 月に「国連気候行動サミット 2019」が開催され、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんのスピーチが注目されるなど、国内外で地球温暖化防止に向けた機運が高まりを見せています。県内においても、地球温暖化に伴う気候変動の影響と考えられる豪雨災害や熱中症患者の増加、農水産物への被害等が生じ、県民の生命や暮らしに対する脅威となってきました。

「第 25 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP25）」が 12 月 2 日から 13 日までスペインマドリードで開催されており、2016 年に発効したパリ協定の取組が開始される 2020 年が目前に迫っているこの時期を捉え、パリ協定についても議論された 2016 年の「G7 伊勢志摩サミット」開催地である三重から、未来を生きる次世代の子どもたちのために、率先して脱炭素社会の実現に向け取り組む決意を示すこととしました。

12 月 15 日（日）開催の「みえ環境フェア 2019」において、県として 2050 年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざすことを宣言します。

宣言を契機として、オール三重で地球温暖化問題に取り組む環境づくりを進め、来年度の「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」策定に繋げていきたいと考えています。

5 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン中間案について

1 経緯

「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下、「第四次行動プラン」という。）」について、2019（令和元）年9月に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を反映させるとともに、「目標項目」、「目標値」を設定し、中間案（別冊3参照）として取りまとめました。

2 中間案の概要

（1）計画の期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間

（2）新たに盛り込む主な内容

①人権問題に関する三重県民意識調査結果の概要と第四次行動プランへの反映

【意識調査の概要】資料1のとおり

調査期間 2019（令和元）年9月1日～9月15日

調査対象 県内居住の20歳以上の男女3,000人（外国人を含む）

※住民基本台帳から無作為抽出

調査方法 郵送による配付・回収（調査票による本人記入形式）

回答状況 有効回答数1,146人（回答率38.2%）

調査項目 三重県人権施策基本方針に掲げる各人権課題とともに、今日的な人権課題についても調査項目として設定

	結果の概要	第四次行動プランへの反映
1	平成28年施行の人権にかかる法の認知度は「障害者差別解消法」が57.3%、「ヘイトスピーチ解消法」が41.2%、「部落差別解消推進法」が53.0%でした。（問1）	「人権施策 201 人権啓発の推進」で、法令の普及・啓発に取り組むことを記述。（別冊 p13） また、関係施策においてもそれぞれ記述。（別冊 p28、p43、p53）
2	「子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ」について、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合は84.5%で、前回調査より50.5ポイント増えました。（問5）	「人権施策 403 女性」で、啓発・広報活動に今後も取り組むとともに、誰もが参画・活躍できる社会の実現をめざすことを記述。（別冊 p38）
3	「障がい児・者に対する虐待は許されない」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は92.8%でした。（問5）	「人権施策 404 障がい者」で、障がいのある人の人権についての理解促進をさらに進めることを記述。（別冊 p43）
4	インターネット上で、「他人を誹謗中傷する表現」を「見たことがある」は47.8%でした。（問14）	「人権施策 409 インターネット」で、インターネット上の人権問題や適正な利用に関する啓発等の推進を記述。（別冊 p66）

5	性的指向や性自認に関わる人々についてどのような問題が起きていると思うかについて、「差別的な言動をされること」が47.1%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が46.9%などでした。(問15)	「人権施策 410 さまざまな人権課題」で、性的志向や性自認についての理解促進に取り組むことを記述。(別冊 p 71)
6	ヘイトスピーチの感じ方について、『表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ。』に近い』『ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ』に近い』を合わせた割合は24.8%でした。(問16)	「人権施策 406 外国人」で、ヘイトスピーチは許されないという意識を醸成する啓発に取り組むことを記述。(別冊 p 53)
7	外国人、障がい者、同和問題(部落差別)に係る人権学習を「受けたことがない」が31.4~50.3%でした。(問18)	「人権施策 202 人権教育の推進」で、学校教育や社会教育における人権教育のさらなる推進を記述。(別冊 p 16)
8	最近5年間の講演会や研修会に「一度も参加したことがない」は83.4%で、前回調査より5.6ポイント増えました。また、理由の「関心がない」は33.1%で、前回調査より7.0ポイント増えました。(問19)	「人権施策 201 人権啓発の推進」で、多様な手法による啓発や関心を持ってもらえる周知の工夫について記述。(別冊 p 12)
9	最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた割合は11.2%で、人権侵害を受けたときの対応では「何もせず、がまんした」が46.9%で、前回調査より8.7ポイント増えました。(問21)	「人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応」で相談機関の周知や相談員の資質向上について記述。(別冊 p 24)

②数値目標の設定(別冊 p 79)

第四次行動プランでは、「プラン全体」と総合的な取組を行っている3つの「施策分野」について数値目標を掲げ、進捗管理を行っていきます。

目 標 項 目		現状値 (2019(令和元)年度)	目標値 (2023(令和5)年度)
プラン全体	*人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合(※1)	39.5% (2018(平成30)年度)	43.8%
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数(※2)	1,461人 (2018(平成30)年度)	1,500人以上
人権意識の高揚	*人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合(※3)	97.7% (見込)	100%
	*人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合(※4)	86.6% (2018(平成30)年度)	98.5%
人権擁護と救済	*人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合(※5)	95.7% (見込)	100%

*みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)最終案における施策211の主・副指標と同じです。

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて団体が実施した「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数
- ※3 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にする行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
- ※4 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

3 今後のスケジュール（案）

2019（令和元）年12月～1月	パブリックコメントの実施
2020（令和2）年2月	県人権施策審議会（最終案の審議）
2020（令和2）年3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 第四次行動プラン策定・公表

第四次人権が尊重される三重をつくる行動プランの構成

第1章 基本的な考え方

1. 策定の経緯
2. 計画の期間
3. 「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の基本理念
4. 第四次行動プランの取組方向
5. 第四次行動プランの基本的な視点

第2章 施策分野別の取組方向

- (1) 施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策
人権施策101 人権が尊重されるまちづくり
- (2) 施策分野2 人権意識の高揚のための施策
人権施策201 人権啓発の推進
人権施策202 人権教育の推進
- (3) 施策分野3 人権擁護と救済のための施策
人権施策301 相談体制の充実
人権施策302 さまざまな人権侵害への対応
- (4) 施策分野4 人権課題のための施策
人権施策401 同和問題
人権施策402 子ども
人権施策403 女性
人権施策404 障がい者
人権施策405 高齢者
人権施策406 外国人
人権施策407 患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）
人権施策408 犯罪被害者等
人権施策409 インターネットによる人権侵害
人権施策410 さまざまな人権課題
アイヌの人びと
刑を終えた人・保護観察中の人等
災害と人権
性的指向・性自認に関する人権※（性的マイノリティの人びと）
貧困等に係る人権課題
ホームレス
北朝鮮当局による拉致問題等 等

第3章 計画の推進

1. 人権尊重の視点に立った行政の推進
2. 計画の推進と進捗管理

※社会状況等の変化に伴い、基本方針のさまざまな人権課題「性的マイノリティの人びと」について「性的指向・性自認に関する人権」と表現しています。

人権問題に関する三重県民意識調査(速報値【令和元年 12 月 4 日現在】)について

三重県環境生活部人権課

1 調査の目的

県民の同和問題をはじめとする人権問題に関する意識を調査することで、前回調査(平成 24 年度)以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握し、今後の人権行政推進のための基礎資料を得ることを目的としました。

2 調査の概要

- (1) 調査期間 令和元年 9 月 1 日～9 月 15 日
- (2) 調査対象 県内居住の 20 歳以上の男女 3,000 人(外国人を含む)
※住民基本台帳から無作為抽出
- (3) 調査方法 郵送による配付・回収(調査票による本人記入形式)
- (4) 回答状況 有効回答数 1,146 人(回答率 38.2%)
- (5) 調査項目 三重県人権施策基本方針に掲げる各人権課題とともに、今日的な人権課題についても調査項目として設定しました。

3 調査結果の概要

- (1) 平成 28 年度施行の「差別解消 3 法」の認知度は「障害者差別解消法」が 57.3%、「ヘイトスピーチ解消法」が 41.2%、「部落差別解消推進法」が 53.0%でした。また、県条例は条約や法律等より認知度が低くなっています。(問 1、一部新)
- (2) 同和問題(部落差別)は早急に解決されなければならない」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 66.1%でした。(問 5、新)
- (3) 「子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ」について、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 84.5%で、前回調査より 50.5 ポイント増えました。(問 5)
- (4) 「障がい児・者に対する虐待は許されない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 92.8%でした。(問 5)
- (5) 「同和地区出身者」との結婚を「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」とを合わせると 71.5%で、前回調査より 7.1 ポイント増えました。(問 8)
- (6) 障がい児・者の生活施設を住宅地域の中心に建設することについて反対することは「人権を侵害している」と思った割合は 52.1%でした。(問 9)
- (7) 「外国人の入居拒否は人権を侵害している」は 44.4%で、前回調査より 22.1 ポイント増えました。(問 10)

- (8) 同じ小学校区内に同和地区がある物件について、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」と「こだわりはあるが条件がよければ買う(借りる)」とを合わせると 83.1%でした。(問 11)
- (9) 「同和地区の人はこわい」といううわさを「聞いたことがない」は 53.1%で、前回調査より 9.5 ポイント増えました。(問 13)
- (10) インターネット上での他人を誹謗中傷する表現を「見たことがある」は 47.8%でした。(問 14、新)
- (11) 性的指向や性自認に関わる人々についてどのような問題が起きていると思うかについては、「差別的な言動をされること」が 47.1%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が 46.9%などでした。(問 15、新)
- (12) ヘイトスピーチの感じ方について、『表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ。』に近いと『ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ。』に近いとを合わせると 24.8%でした。(問 16、新)
- (13) 外国人、障がい者、同和問題(部落差別)に係る人権学習を「受けたことがない」が 31.4~50.3%でした。(問 18)
- (14) 最近5年間、講演会や研修会に参加したかについて、「一度も参加したことがない」が 83.4%で、前回調査より 5.6 ポイント増えました。また、理由の「関心がない」は 33.1%で、前回調査より 7.0 ポイント増えました。(問 19)
- (15) 最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた割合は 11.2%で、前回調査とあまり変わりませんでした。理由は、「女性または男性であること」21.1%が最も多く、他には「障がい者」12.5%、「国籍、人種、民族」8.6%、「同和問題」5.5%、「性的マイノリティ」3.9%、「アイヌの人びと」2.3%などでした。(問 21)
- (16) 人権侵害を受けたときの対応は「相手に抗議した」が 15.6%で、前回調査より 13.3 ポイント減りました。また、「何もせず、がまんした」は 46.9%で、前回調査より 8.7 ポイント増えました。(問 21)

4 調査結果の詳細分析および活用

調査結果をもとに専門的な見地から詳細分析を行います。学識経験者等からの意見をふまえて、クロス分析などを行い、その結果を「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定のための参考データとして活用します。

また、調査結果は報告書としてとりまとめるとともに、令和2年3月下旬頃に県ホームページに掲載します。

「人権問題に関する三重県民意識調査」(令和元年9月実施)結果 速報値

三重県環境生活部人権課

1 人権意識全般について

問1 人権に関する知識

あなたは、次のような人権に関する宣言や条約・法律・条例を知っていますか。(一部新)

- 人権宣言や条約・法律・条例の認知度について、「内容(趣旨)を知っている」「あることは知っている」は、「A 世界人権宣言」が 82.1%で最も高く、次に「F 男女共同参画社会基本法」が 71.6%でした。
- 平成28年度に施行された「差別解消3法」について、「内容(趣旨)を知っている」「あることは知っている」は、「障害者差別解消法」が 57.3%、「ヘイトスピーチ解消法」が 41.2%、「部落差別解消推進法」が 53.0%でした。
- 県条例について、「内容(趣旨)を知っている」「あることは知っている」は、「O 人権が尊重される三重をつくる条例」が 25.3%、「Q 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が 29.7%などでした。

単位 %

	内容(趣旨) を知っている	あることは 知っている	知ら ない	無回 答
A 世界人権宣言	18.0	64.1	15.5	2.4
B 水平社宣言	8.7	22.7	65.7	2.9
C 人種差別撤廃条約	14.0	52.9	29.8	3.4
D 子どもの権利条約	15.7	47.3	34.0	3.0
E 同和対策審議会答申	8.7	36.6	51.3	3.4
F 男女共同参画社会基本法	22.9	48.7	25.2	3.1
G 犯罪被害者等基本法	9.2	45.8	41.3	3.7
H 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 問題への対処に関する法律(新)	6.8	45.8	44.6	2.8
I ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	10.5	47.3	39.4	2.8
J 障害者差別解消法(新)	11.3	46.0	39.3	3.5
K ヘイトスピーチ解消法(新)	7.0	34.2	55.4	3.4
L 部落差別解消推進法(新)	9.2	43.8	43.7	3.3
M アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実 現するための施策の推進に関する法律(新)	4.4	29.0	64.0	2.7
N 日本語教育推進法(新)	2.4	22.2	72.1	3.4
O 人権が尊重される三重をつくる条例	3.1	22.2	71.1	3.7
P 三重県子ども条例	5.2	30.5	61.4	2.9
Q 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮ら しやすい三重県づくり条例(新)	4.8	24.9	67.9	2.4

問2 三重県の人権

三重県では、「性別、出身地、障がいの有無などによる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会」の実現をめざしています。あなたは、「三重県は人権が尊重されている社会になっている」と感じますか。

- 「感じている」と「どちらかと言えば感じている」とを合わせると 23.4%で、前回調査と比較して大きな変化は見られませんでした。また、「どちらかというと感じない」と「感じない」とを合わせると 23.0%で、前回調査と比較して 4.8 ポイント減りました。

単位 %

感じている	どちらかとい えは感じ ている	どちらとも いえない	どちらかとい えは感じ ない	感じない	わからない	無回答
2.5	20.9	37.5	13.9	9.1	14.3	1.7

問3 人権や差別についての考え方

人権や差別をめぐって、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのようにお考えですか。
(一部新)

- 「A 人権は、侵すことのできない永久の権利である」「B 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると、ともに約 90%でした。
- 「F 競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない」「G 社会的弱者が優遇されるのは、一般の人のがんばりが認められないので問題がある」については、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」とを合わせると、それぞれ、31.9%、40.5%でした。

単位 %

	そう思う	どちらか といえは そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえは そう思わ ない	そう思わ ない	無回答
A 人権は、侵すことのできない永久の権利である(新)	64.4	24.3	7.5	0.8	1.0	2.0
B 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである	59.4	29.4	7.2	1.0	1.3	1.6
C 差別は法律で禁止する必要がある	36.1	32.1	24.5	3.1	2.8	1.4
D 差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある	53.5	33.1	9.8	1.1	0.9	1.7
E 人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係がない	2.6	4.4	17.1	20.3	53.8	1.7
F 競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない(新)	10.5	26.4	29.6	12.0	19.9	1.7
G 社会的弱者が優遇されるのは、一般の人のがんばりが認められないので問題がある(新)	5.4	12.3	39.5	16.2	24.3	2.3

問4 差別や人権問題についての話し合い状況

あなたは、差別や人権問題について、家族や友人と話すことがありますか。(新)

- 「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、54.2%でした。

単位 %

よくある	ときどきある	ない	無回答
4.6	49.6	44.6	1.2

問5 人権問題についての意見

人権に関する問題をめぐって、いろいろな意見があります。あなたはどのように思いますか。(一部新)

- 「A 同和問題(部落差別)は早急に解決されなければならない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 66.1%でした。
- 「G 障がい児・者に対する虐待は許されない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 92.8%でした。
- 「E 子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ」について、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 84.5%で、前回調査と比較して 50.5 ポイント増えました。
- 「J 家族、友人などが性的マイノリティであることがわかった場合、これまでと同じように接することができる」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 58.7%でした。

単位 %

	そう 思う	どちらか といえば そう思う	どちら ともい えない	どちらか といえば そう 思わない	そう 思 わ ない	無 回 答
A 同和問題(部落差別)は早急に解決されなければならない(新)	30.0	36.1	24.3	3.7	3.9	1.9
B 同和地区の人には、引っ越ししてもらい、跡地を公園などにすればよい(新)	2.8	3.4	28.2	18.1	45.5	2.1
C そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていくので、人権教育や人権啓発はしない方がよい(新)	9.1	11.8	30.6	19.2	27.9	1.4
D 子どものしつけのためには、体罰はやむをえない(新)	4.0	11.9	26.5	18.2	38.0	1.5
E 子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ	1.3	2.6	9.8	13.5	71.0	1.7
F 議会で女性議員の割合が低いのは問題だ(新)	22.6	24.3	33.7	8.5	9.6	1.4
G 障がい児・者に対する虐待は許されない(新)	84.0	8.8	2.5	0.6	2.8	1.2
H 外国人が仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない(新)	3.8	3.8	25.0	24.1	36.1	1.9

	そう 思う	どちらか といえば そう思う	どちら ともい えない	どちらかと いえばそう 思わない	そう思 わない	無 回 答
I 私は友人がHIVに感染していることがわかった場合、これまでと同じようにつき合っていける(新)	25.1	27.1	36.2	5.3	4.1	2.1
J 家族、友人などが性的マイノリティであることがわかった場合、これまでと同じように接することができる(新)	30.1	28.6	29.4	5.8	3.1	3.0
K 罪を犯した人の家族が非難されるのはやむをえない(新)	4.5	15.1	29.1	21.6	27.6	2.2
L 災害時の避難所では、障がい者や高齢者、外国人など支援が必要な人に特別な配慮ができなくてもやむをえない(新)	3.4	7.6	18.8	26.4	41.6	2.2
M 原発事故の被災者を避けようとするのはおかしい(新)	69.2	14.7	7.9	2.1	3.9	2.1

問6 人権問題についての現状認識となくなる見通し

差別に対する現状や、なくなる見通しについてはさまざまな見方がありますが、あなたはどのようにお考えですか。(新)

- 「差別はあるが、解決に向かう」は、「A 同和問題(部落差別)」が 31.6%、「B 女性差別」が 34.6%、「C 障がい者差別」が 33.3%、「D 外国人差別」が 30.5%、「E 刑を終えた人たちやその家族への差別」が 18.5%でした。

単位 %

	差別はあるが、解決 に向かう	差別があり、なく ならない	差別はない	わからない	無回答
A 同和問題(部落差別)(新)	31.6	28.4	10.3	27.5	2.2
B 女性差別(新)	34.6	34.3	15.4	13.4	2.4
C 障がい者差別(新)	33.3	39.4	11.6	13.2	2.4
D 外国人差別(新)	30.5	36.2	10.6	20.2	2.5
E 刑を終えた人たちやその 家族への差別(新)	18.5	45.2	7.2	27.0	2.2

2 結婚・交際時に表れる人権問題

問7 結婚(縁談)相手の調査

あなたの身内の方に、結婚(縁談)の話があったときに、あなたの家族が相手に気づかれないように次のようなことを調べようとしたとすると、あなたはどのように感じますか。(一部新)

- 「A 相手の家族の病歴や障がいの有無」について、「感じはよくないが必要だ」は 46.3%で、前回調査と比較して 5.2 ポイント増えました。
- 「D 相手や家族の国籍」は、「調べるのは当然だ」と「感じはよくないが必要だ」とを合わせると 56.0%でした。
- 「B 相手の家族の職業や学歴」「C 相手の家族の収入、資産」「E 同和地区の人であるかどうか」について、前回調査と比較して大きな変化は見られませんでした。

単位 %

	調べるのは当然だ	感じはよくないが必要だ	調べるべきではない	無回答
A 相手の家族の病歴や障がいの有無	9.4	46.3	42.1	2.2
B 相手の家族の職業や学歴	8.5	37.4	51.6	2.5
C 相手の家族の収入、資産	6.1	31.5	60.1	2.3
D 相手や家族の国籍(新)	15.3	40.7	41.8	2.3
E 同和地区の人であるかどうか	8.6	35.3	53.4	2.7

問8 結婚に対する意識

もし仮に、あなたのお子さんが恋愛し、結婚したいといっている相手がA～Dの人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか。(一部新)

- 「A 同和地区出身者」について、「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」とを合わせると 71.5%で、前回調査より 7.1 ポイント増えました。
- 「B 障がい者」「C 外国人」について、「まったく問題にしない」「迷いながらも結局は問題にしない」は、それぞれ 55.6%、72.7%でした。
- 「D HIV陽性者、ハンセン病回復者の家族、難病患者」について、「迷いながらも結局は考えなおすように言う」と「考えなおすように言う」とを合わせると 67.4%でした。

単位 %

	まったく問題にしない	迷いながらも結局は問題にしない	迷いながらも結局は考えなおすように言う	考えなおすように言う	無回答
A 同和地区出身者	29.0	42.5	18.8	7.6	2.1
B 障がい者(新)	10.3	45.3	31.2	10.5	2.7
C 外国人(新)	27.2	45.5	17.2	7.9	2.2
D HIV陽性者、ハンセン病回復者の家族、難病患者(新)	4.7	25.4	42.0	25.4	2.5

3 不動産の建設や取引時に表れる人権問題

問9 施設建設についての意識

ある市が、住宅地域の中心にA～Cのような施設の建設を計画したところ、地元の住民から反対運動が起こってきました。こうした住民の態度について、あなたはどのように思いますか。(新)

- 「A 知的障がい、精神障がい児・者の生活施設」「B 児童養護施設」「C 外国人の研修施設」について、「反対運動は人権を侵害している」は、それぞれ 52.1%、57.8%、46.1%でした。

単位 %

	反対運動は 人権を侵害 している	反対運動は人権 を侵害している とはいえない	どちらとも いえない	無回答
A 知的障がい、精神障がい児・者の生活施設(新)	52.1	13.6	31.8	2.4
B 児童養護施設(新)	57.8	12.0	27.6	2.7
C 外国人の研修施設(新)	46.1	15.1	36.0	2.9

問10 不動産取引における人権問題

家主が賃貸マンションをA～Cの人であることを理由に貸すことを断ること(入居拒否)について、あなたはどのように思いますか。

- 「A 外国人」について、「入居拒否は人権を侵害している」は 44.4%で、前回調査と比較して 22.1 ポイント増えました。
- 「B 障がい者」「C 高齢者」について、「入居拒否は人権を侵害している」は、それぞれ 50.7%、50.4%でした。

単位 %

	入居拒否は 人権を侵害 している	入居拒否は人権 を侵害している とはいえない	どちらとも いえない	無回答
A 外国人	44.4	19.5	33.2	2.8
B 障がい者	50.7	16.6	29.8	2.9
C 高齢者	50.4	16.0	30.8	2.8

問 11 同和地区周辺の住居購入に対する意向

もし仮に、あなたが、住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その家のすぐ近くに次のような条件があることがわかった場合、あなたはどうしますか。(一部新)

- 「A 同じ小学校区内に同和地区がある」について、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」と「こだわりはあるが条件がよければ買う(借りる)」とを合わせると、83.1%でした。
- 「B 物件(住宅)が同和地区内にある」と「C 外国人の集住地域が近くにある」について、「どれだけ条件がよくても買い(借り)たくない」が、それぞれ 29.8%、29.0%でした。

単位 %

	まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)	こだわりはあるが条件がよければ買う(借りる)	どれだけ条件がよくても買い(借り)たくない	無回答
A 同じ小学校区内に同和地区がある	43.7	39.4	14.1	2.8
B 物件(住宅)が同和地区内にある	26.4	40.5	29.8	3.3
C 外国人の集住地域が近くにある(新)	21.1	46.7	29.0	3.2

4 個別の人権問題、今日的な人権問題

問 12 同和地区出身者と判断する基準

世間では、どのようなことで「同和地区出身者」を判断していると思いますか。(複数回答)

- 前回調査と比較して、大きな変化は見られませんでした。

単位 %

本人が現在、同和地区に住んでいる	49.5
本人が過去に同和地区に住んだことがある	21.2
本人の本籍地が同和地区にある	40.1
本人の出生地が同和地区である	39.9
父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる	36.6
父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある	31.9
父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である	31.8
職業によって判断している	6.5
その他	3.0
わからない	30.8
無回答	4.4

問 13 同和問題についての偏見の流布と受容、情報の入手経路

最近5年間で、あなたは同和問題(部落差別)について次のようなことを聞いたことがありますか。そのときに、あなたはどのように思いましたか。

- 「A 同和問題にはかかわらない方がよい」「B 同和地区の人はこわい」「C 同和地区の人だけに特別な施策を行うのは不公平だ」について、「聞いたことがない」はそれぞれ 58.4%、53.1%、51.0%で、前回調査と比較してそれぞれ 4.6 ポイント、9.5 ポイント、7.4 ポイント増えました。
- 「C 同和地区の人だけに特別な施策を行うのは不公平だ」について、「聞いたことがあり、その通りだと思った」は 16.0%で、前回調査と比較して 7.6 ポイント増えました。また、「聞いたことがあり、そういう見方もあるのかと思った」は 11.7%で、前回調査と比較して 15.8 ポイント減りました。

単位 %

	聞いたことがない	聞いたことがあり、				無回答
		その通りだと思った	そういう見方もあるのかと思った	疑問に思った	反発を感じた	
A 同和問題にはかかわらない方がよい	58.4	5.1	18.5	11.8	3.1	3.1
B 同和地区の人はこわい	53.1	6.5	21.7	11.3	3.7	3.7
C 同和地区の人だけに特別な施策を行うのは不公平だ	51.0	16.0	11.7	13.8	4.0	3.6

「聞いたことあり…」と回答した方におたずねします。そのことを誰から聞きましたか。(複数回答)(新)

- 「A 同和問題にはかかわらない方がよい」と「B 同和地区の人はこわい」が、「家族」「友だち」「職場」の順でした。
- 「C 同和地区の人だけに特別な施策を行うのは不公平だ」は、「友だち」「職場」「テレビ・ラジオ・新聞・本など」の順でした。

単位 %

	家族から聞いた	親戚から聞いた	近所の人から聞いた	友だちから聞いた	職場の人から聞いた	テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	インターネット上の情報で知った	覚えていない	その他	無回答
A 同和問題にはかかわらない方がよい	31.3	12.5	15.0	21.8	16.8	9.3	4.3	14.7	4.1	7.0
B 同和地区の人はこわい	24.8	14.3	17.9	22.4	18.8	7.5	5.0	13.1	4.8	6.5
C 同和地区の人だけに特別な施策を行うのは不公平だ	15.8	7.9	11.9	19.8	19.0	17.3	6.9	17.1	6.3	6.2

問 14 インターネット上の人権侵害

あなたはインターネット上で、A～Dのような表現を見たことがありますか。(新)

- 「A 他人を誹謗中傷する表現」を「見たことがある」は 47.8%でした。
- 「B 同和問題についての差別的な表現」「C 障がい者への差別的な表現」「D 外国人への差別的な表現」については、「そのような表現を見たことはない」がそれぞれ 67.6%、55.7%、53.5%でした。

単位 %

	見たことがある			そのよ うな表 現を見 たこと はない	無回 答
	許せない人 権侵害だ と思い、関係機 関に通報し た	許せない人 権侵害だ と思ったがそ のまま放置 した	とりたてて 騒ぐほど の問題では ないと思っ た		
A 他人を誹謗中傷する表現(新)	1.8	27.3	18.7	42.7	9.5
B 同和問題についての差別的な表現(新)	1.0	11.9	10.1	67.6	9.4
C 障がい者への差別的な表現(新)	1.3	22.9	10.6	55.7	9.4
D 外国人への差別的な表現(新)	1.2	21.6	14.4	53.5	9.3

問 15 性的指向や性自認に関わる人権問題

性的指向や性自認に関わるLGBTなどの性的マイノリティの人びとについて、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(複数回答) (新)

- 「差別的な言動をされること」が 47.1%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が 46.9%、「同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていないこと」が 46.0%などの順でした。

単位 %

職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること	46.9
就職・職場で不利な扱いを受けること	40.7
差別的な言動をされること	47.1
アパートなどへの入居を拒否されること	16.1
宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること	12.1
じろじろ見られたり、避けられたりすること	37.4
同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていないこと	46.0
特になし	11.6
わからない	23.7
その他	0.8
無回答	3.1

問 16 ヘイトスピーチに対する意識

特定の国の出身者であること、または、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの言動(ヘイトスピーチ)について、次のような意見があります。あなたはどちらかというときA～Cのどの意見に近いですか。(新)

- Bの意見『表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ。』に近い」とCの意見『ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ。』に近い」とを合わせると 24.8%でした。

	単位 %
Aの意見「人権を侵害しており、許されないことだ。」に近い	69.4
Bの意見「表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ。」に近い	18.2
Cの意見「ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ。」に近い	6.6
無回答	5.8

5 人権啓発、人権教育

問 17 人権問題の解決に熱心な人との出会い

これまで、学校、職場、地域などで、次のような人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に出会ったり話を聞いたりしたことがありますか。

- 「ない」と回答した人は、「A 同和問題(部落差別)」が 65.8%、「B 障がい者の人権問題」が 65.8%、「C 外国人の人権問題」が 80.5%でした。

	単位 %		
	ある	ない	無回答
A 同和問題(部落差別)	29.8	65.8	4.4
B 障がい者の人権問題	29.4	65.8	4.8
C 外国人の人権問題	12.9	80.5	6.6

問 18 人権問題についての学習経験

あなたは、学校や職場、地域で、次のような人権学習を受けたことがありますか。(複数回答)
(一部新)

- 「A 同和問題(部落差別)」は前回調査と比較して大きな変化は見られませんでした。
- 「受けたことがない」は、「A 同和問題(部落差別)」が 31.4%、「B 障がい者の人権」が 37.3%、「C 外国人の人権」が 50.3%でした。

単位 %

	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	住民対象の講座などで受けた	職場の研修で受けた	はつきりとおぼえていない	受けたことがない	無回答
A 同和問題(部落差別)	24.4	19.4	7.5	2.5	6.6	12.5	19.3	31.4	3.0
B 障がい者の人権(新)	12.4	12.4	6.5	5.0	4.3	12.9	25.7	37.3	4.3
C 外国人の人権(新)	6.1	6.1	4.3	2.4	2.8	7.3	25.4	50.3	5.1

問 19 講演会や研修会への参加経験

あなたは最近5年間で、県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか。

- 「一度も参加したことがない」が 83.4%で、前回調査と比較して 5.6 ポイント増えました。
- 不参加理由は、「講演会や研修会が開催されていることを知らなかった」が 37.6%で最も多く、次に、「関心がない」が 33.1%で、前回調査と比較して 7.0 ポイント増えました。

単位 %

1～2回参加した	3回以上参加した	一度も参加したことがない	無回答
9.7	5.1	83.4	1.8

「一度も参加したことがない」理由としてあてはまる回答に一つだけ○をつけてください。

単位 %

講演会や研修会が開催されていることを知らなかった	37.6
時間や場所の問題で参加できなかった	14.2
関心がない	33.1
人権については十分に理解しているので、参加しなかった	8.6
その他	3.2
無回答	3.2

6 人権侵害の経験と対応

問 20 人権相談機関の認知

人権についての相談を受け付けている以下の機関についてご存知ですか。(複数回答) (新)

- 「市町の相談窓口」が 54.9%、「県の機関の相談窓口」が 44.1%、「国の機関の相談窓口」が 30.0%などの順でした。

	単位 %
国の機関(法務局、人権擁護委員、労働局など)の相談窓口	30.0
県の機関(県人権センター、県女性相談所、県障がい福祉課など)の相談窓口	44.1
市町の相談窓口(市役所、町役場、隣保館など)	54.9
NPOなどの民間の相談窓口	20.0
法テラス・弁護士	24.2
警察	18.8
その他	1.9
無回答	19.5

問 21 人権の侵害を受けた経験と対応

あなたは、最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。(一部新)

単位 %		
ある	ない	無回答
11.2	86.3	2.5

- 最近5年間で自分の人権が侵害されたと「ある」は 11.2%で、前回調査と比較して大きな変化は見られませんでした。
- 「ある」と回答した方に人権侵害の理由を聞いたところ、多い順に、「女性または男性であること」21.1%、「年齢」18.8%、「学歴」「職業」18.0%などでした。他には、「外見」16.4%、「障がい者」12.5%、「経済的困難、貧困」11.7%、「病気」10.9%、「国籍、人種、民族」8.6%、「同和問題(部落差別)」5.5%、「犯罪被害者」「刑を終えた人であること」4.7%、「性的マイノリティ」「ホームレス」3.9%、「アイヌの人びと」2.3%、「災害避難者」1.6%でした。(新)
- 人権侵害を受けたときの対応としては、「相手に抗議した」が 15.6%で、前回調査と比較して 13.3 ポイント減りました。「県の機関の相談窓口」は 6.3%で、前回調査と比較して 5.0 ポイント増えました。また、「何もせず、がまんした」は 46.9%で、前回調査と比較して 8.7 ポイント増えました。

A あなたの性別は

	男性	女性	その他 (新)	無回答
数(人)	511	628	0	7
割合(%)	44.6	54.8	0	0.6

B あなたの年齢は

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	無回答
数(人)	90	129	183	172	221	242	101	8
割合(%)	7.9	11.3	16.0	15.0	19.3	21.1	8.8	0.6

C あなたの国籍は(新)

	日本	その他	無回答
数(人)	1128	12	6
割合(%)	98.4	1.0	0.6

D あなたのお住まいは

	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	無回答
数(人)	510	306	121	95	64	50
割合(%)	44.5	26.7	10.6	8.3	5.6	4.3

E あなたが小中学生のときに一番長く過ごしたのは県内、県外のどちらですか。(新)

	三重県内	三重県外	無回答
数(人)	910	231	5
割合(%)	79.4	20.2	0.4

6 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（速報値）について

1 調査の目的

令和2年度に策定予定の第3次三重県男女共同参画基本計画の基礎資料とするため、女性の活躍や男女共同参画に関する県民の意識や生活状況を調査・把握するとともに、県民の意識の推移と生活状況の変化を明らかにすることを目的としています。

2 調査の概要

(1) 調査対象

県内在住の満18歳以上の方3,000人

(2) 抽出方法

県内全市町の選挙人名簿登録者から等間隔無作為抽出

(3) 調査方法

郵送配付、郵送及びインターネット回収、督促状はがき1回配付

(4) 調査期間

令和元年9月11日～同年10月2日

(5) 回収結果

有効回収数1,132通（有効回収率37.7%）

3 回答者の属性

(1) 性別

男性が47.5%、女性が50.4%、「どちらともいえない、または答えたくない」1.0%、無回答1.1%）となっています。

(2) 年齢

50歳代の割合が25.3%で最も高く、40歳代22.5%、60歳代19.2%、30歳代14.0%、70歳代11.2%、20歳代4.7%、80歳以上1.8%、10歳代0.4%（無回答1.1%、四捨五入による誤差0.2%）となっています。

(3) 居住地域

桑名地域12.3%、四日市地域19.3%、鈴鹿地域12.4%、津地域17.8%、松阪地域11.3%、伊勢地域12.2%、伊賀地域10.0%、尾鷲地域1.2%、熊野地域1.9%、（無回答1.6%）となっています。

4 集計結果の主な内容

(1) 固定的な性別役割分担意識【グラフ1】

・「男は仕事、女は家庭」という考え方について尋ねたところ、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた割合は23.3%となり、前回調査（平成27年度、以下同じ。）から8.5ポイント減少しているものの、いまだ性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。

(2) 男女の地位の平等【グラフ2】

・男女の地位の平等感について尋ねたところ、「平等である」の割合が最も高かったのは「学校」の55.9%で、最も低かったのは「社会全体」の14.1%となっています。また、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が最も高かったのは「社会全体」の70.9%で、次いで「社会通念や風潮」の69.4%、「職場」の65.9%、「政治（政策決定）」の64.5%とそれぞれ前回調査より増加しており、社会における男女の地位は、依然として男性優遇感が高い傾向となっています。

(3) 家庭における役割分担【グラフ3、4】

・家庭における夫婦の役割分担について尋ねたところ、「ほとんど妻がしている」の割合は、「食事の支度」が66.4%で最も高く、次いで「洗濯」の63.9%、「日常の家計管理」の63.2%、「食事の後片付け」の54.6%となっていますが、前回調査と比較すると全ての分野において「平等に分担している」の割合が増加しており、家庭における家事等の役割分担は徐々に進んでいます。

・男性が家事・育児を行うことについては、「子どもにいい影響を与える」、「当然である」の割合が男女とも高く、特に男性では「当然である」の割合が前回調査に比べて11.2ポイント増加しており、家事・育児参画に対して肯定的なイメージを持つ男性が増加していることが窺えます。

(4) 女性の活躍【グラフ5、6、7】

・女性が働きやすい状況にあると思うか尋ねたところ、「そう思わない」の割合は51.9%で、前回調査の51.8%からほぼ横ばいの状況です。また、「そう思わない」理由として、「保育施設が整備されていない」、「働く場が限られている」、「労働条件が整っていない」の割合が高くなっています。

・女性が働くことについては、「子どもができて、産前・産後休暇や育児休業等を利用しながら、ずっと働き続ける方がよい」という継続型の割合が47.2%で、「子どもができたらず一旦退職し、子育てが落ち着いたら再び働く方がよい」という中断型の割合29.9%を上回っています。また、前回調査と比較すると継続型は13.8ポイント増加、中断型は9.2ポイント減少しており、特に男性では継続型が17.3ポイント増加、中断型が9.7ポイント減少しています。

(5) マタニティ・ハラスメント（マタハラ）、パタニティ・ハラスメント（パタハラ）
【グラフ8、9】

・マタハラの認知度について尋ねたところ、「言葉も内容も知っている」の割合は73.4%となっている一方、パタハラの認知度は16.9%とまだまだ低い状況にあります。

・職場におけるマタハラ、パタハラの経験の有無とその内容について尋ねたところ、「自身や周囲で経験した人はいない」の割合がマタハラは37.0%、パタハラは36.0%と高い一方、経験した人の中では、マタハラは「妊娠中や産育休明けに、心ない言葉を言われた」(6.3%)、パタハラは「子育てのための休暇・休業などについて相談できる職場文化がなかった」(7.0%)の割合が高くなっています。

(6) DV（配偶者や恋人などからの暴力）【グラフ10、11、12】

・DV被害について尋ねたところ、「経験はない」の割合が75.8%となっています。具体的な被害としては、「ことばの暴力（ののしりの言葉）、無視など」が14.0%となっています。また、実際にDVを受けた時に相談・連絡した相手については、「相談・連絡しなかった、できなかった」の割合が55.3%と最も高くなっています。

・DVを受けた時に相談できる機関や関係者として知っているものを尋ねたところ、「警察」が73.3%と最も高く、次いで「市役所、町役場の相談窓口」が31.2%となっています。

(7) 性のあり方の多様性・ダイバーシティ推進【グラフ13、14】

・「LGBT」、「性的指向」、「性自認」、「SOGI」の認知度について尋ねたところ、「言葉も内容も知っている」の割合が最も高かったのは「LGBT」の49.5%で、最も低かったのは「SOGI」の3.9%となっています。

・これまでに「ダイバーシティ」という言葉を知っていたか尋ねたところ、「言葉も内容も知っていた」の割合は20.4%となっています。

(8) 男女共同参画の推進【グラフ15】

・男女共同参画の推進のために、県はどのようなことに力を入れていけばよいか尋ねたところ、「保育、介護の施設やサービスを充実させる」の割合が52.7%と最も高く、次いで「男女共同参画社会の実現をめざした法律・条例・制度の制定や見直しを行う」が33.6%、「職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う」が29.5%となっています。

5 調査結果の活用

今回の調査結果については、前回調査や国の調査との比較、クロス分析等、さらに詳細な分析を行い、今後の男女共同参画関係施策に反映させるとともに、令和2年度策定予定の「第3次三重県男女共同参画基本計画」の基礎資料として活用していきます。

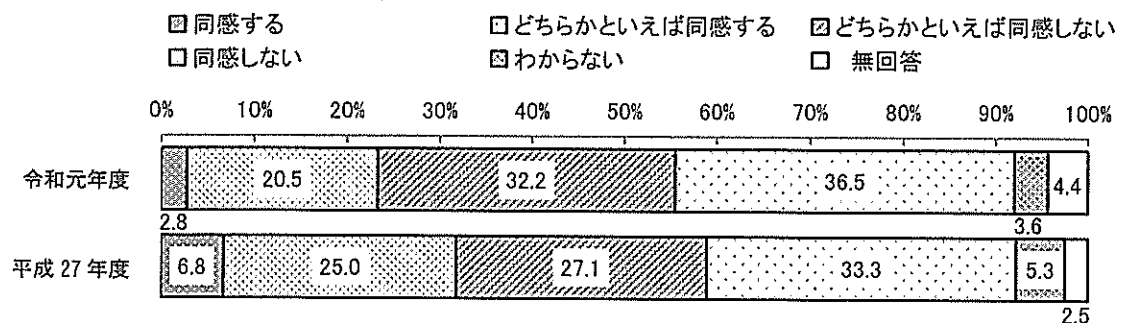
また、調査結果は報告書として取りまとめるとともに、令和2年3月下旬頃に県ホームページに掲載します。

男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（速報値）について

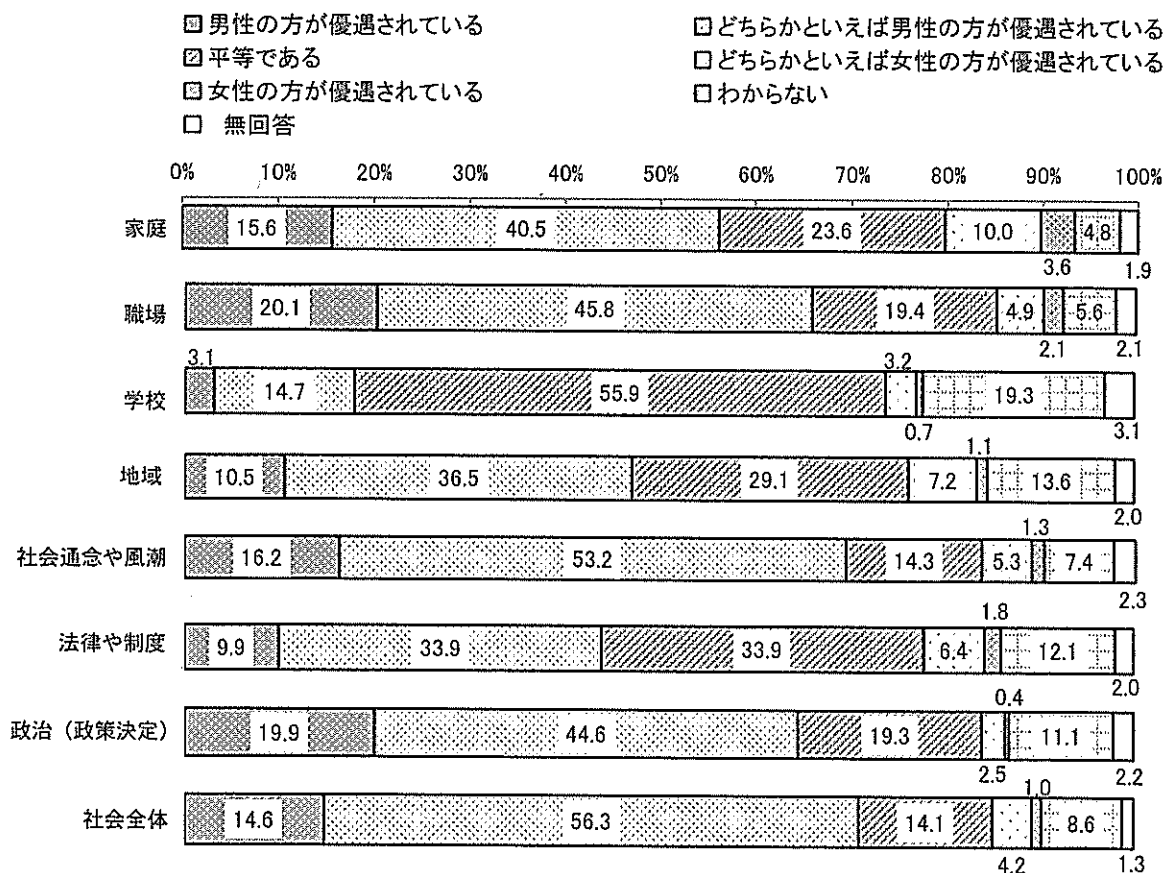
【令和元年 11 月 30 日現在】

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

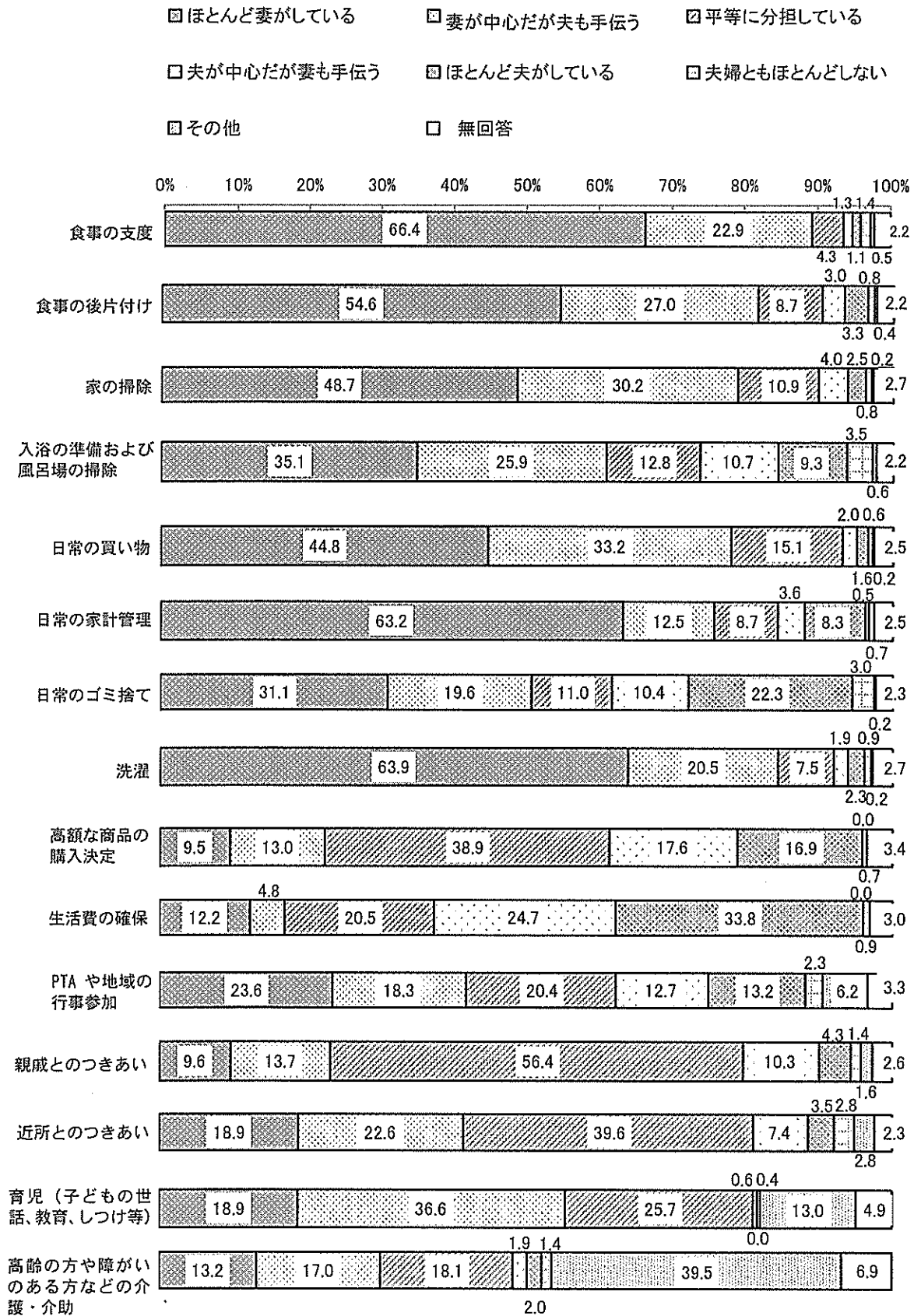
【グラフ 1】「男は仕事、女は家庭」という考え方について



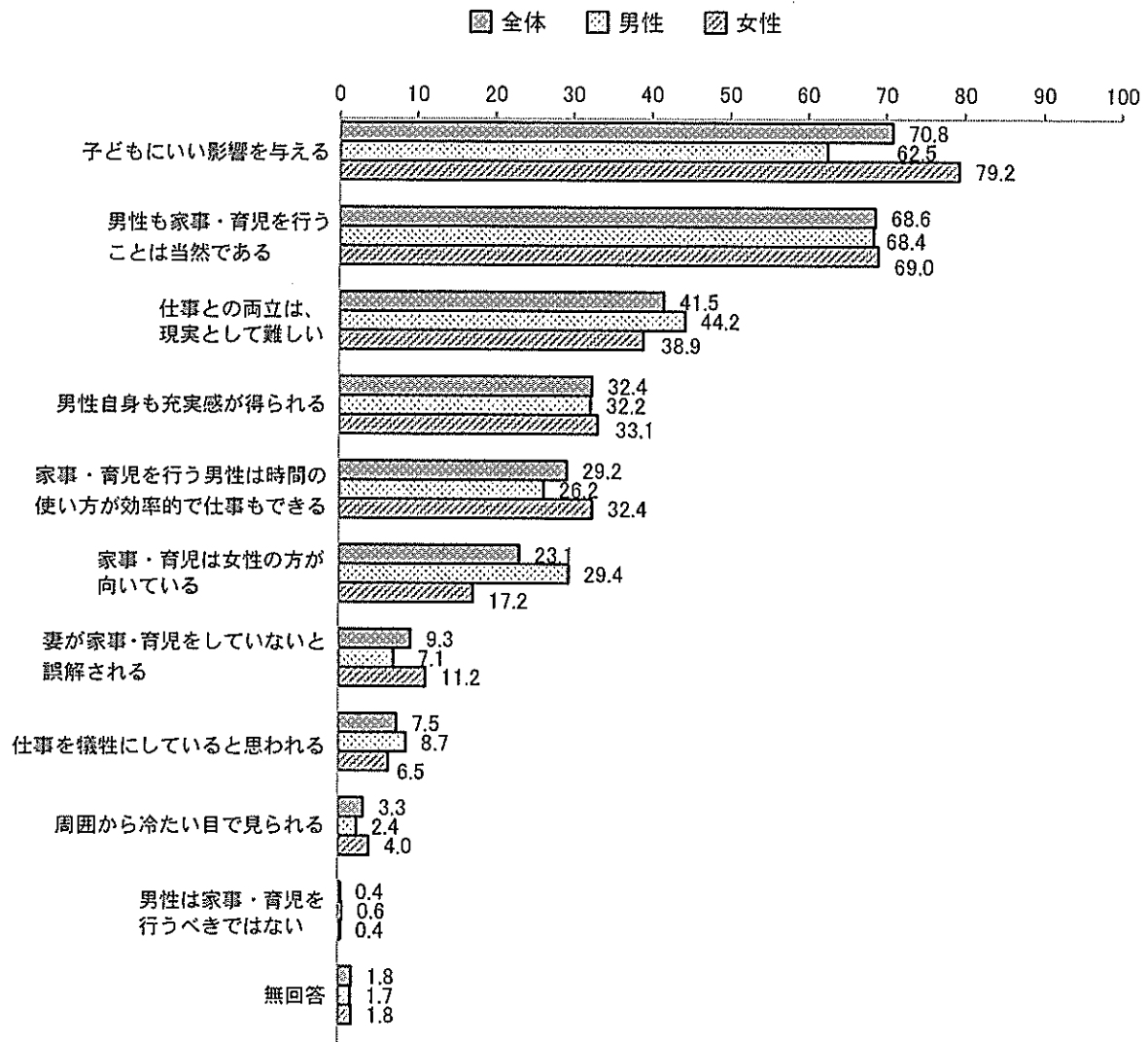
【グラフ 2】男女の地位の平等



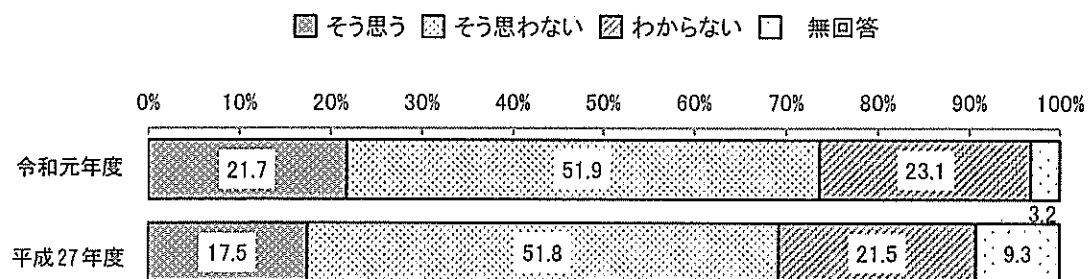
【グラフ3】家庭における役割分担について



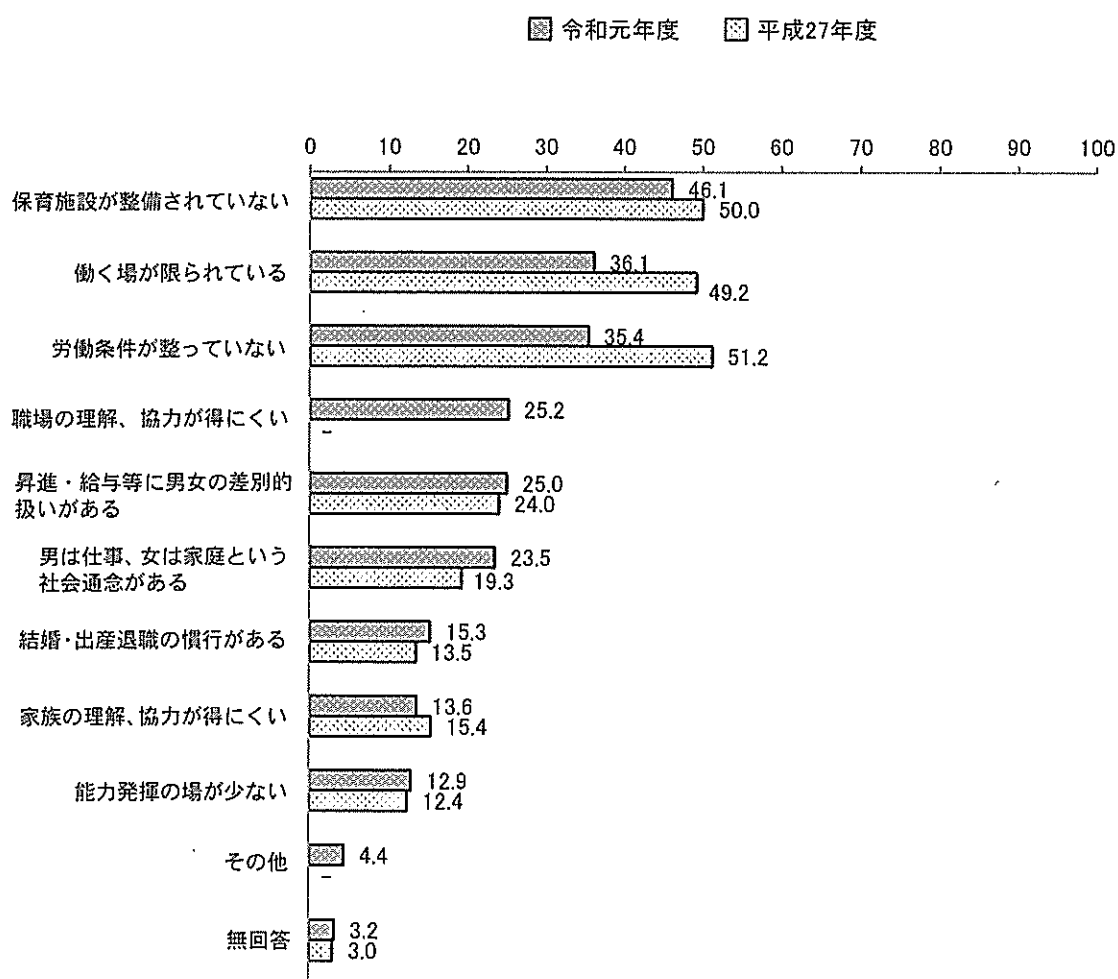
【グラフ4】男性が家事・育児を行うことについて



【グラフ5】女性が働きやすい状況にあると思うか

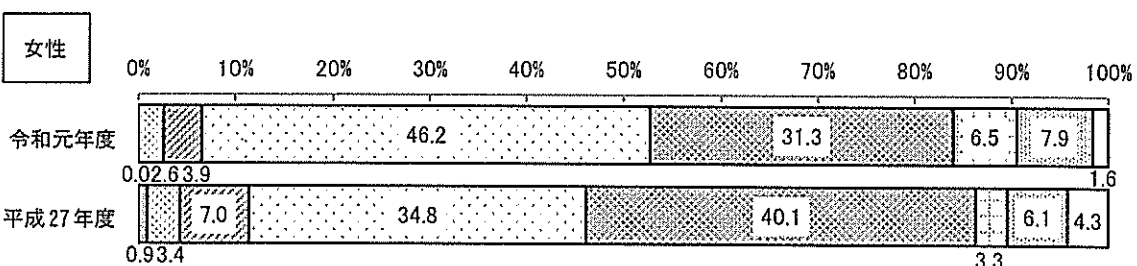
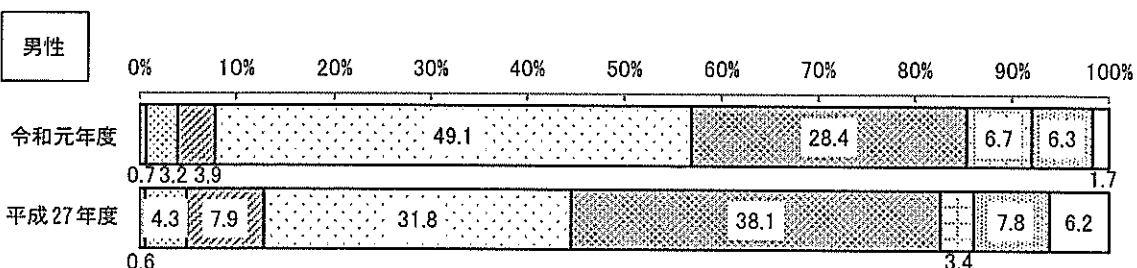
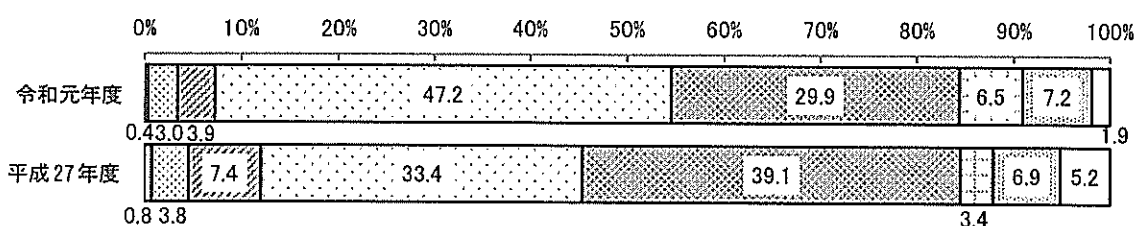


【グラフ6】女性が働きやすい状況にあると思わない理由



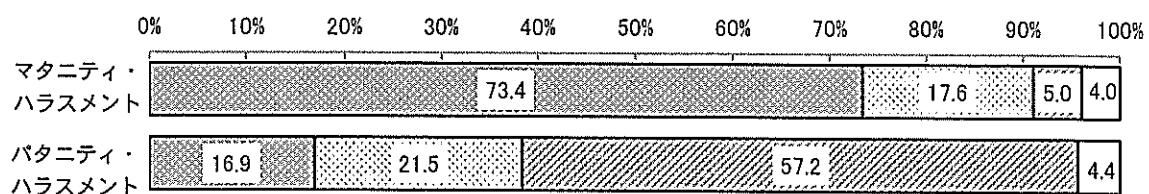
【グラフ7】女性が働くことについて

- ☒ 女性は働かない方がよい
- ☒ 結婚するまでは働く方がよい
- ☒ 子どもができるまでは、働く方がよい
- ☐ 子どもができて、産前・産後休暇や育児休業等を利用しながら、ずっと働き続ける方がよい
- ☒ 子どもができたら一旦退職し、子育てが落ち着いたら再び働く方がよい
- ☒ その他
- ☒ わからない
- ☐ 無回答



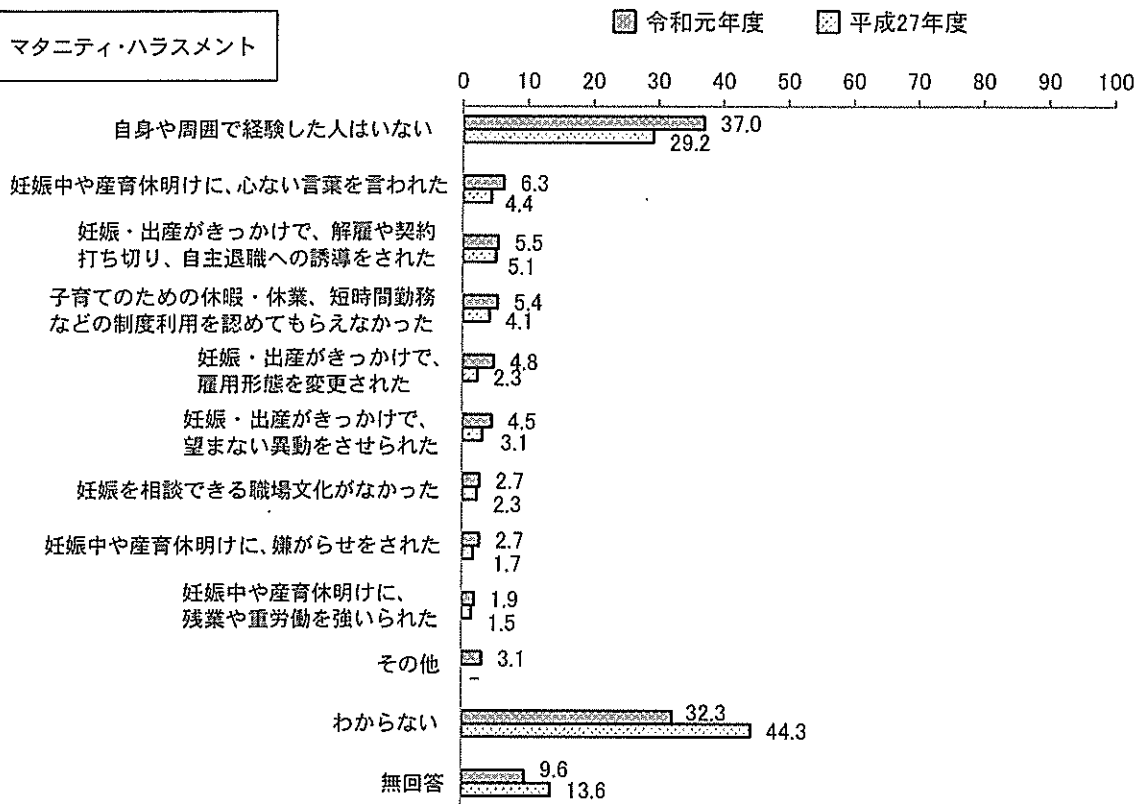
【グラフ8】マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの認知度

- ☒ 言葉も内容も知っている
- ☒ 言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない
- ☒ まったく知らない
- ☐ 無回答

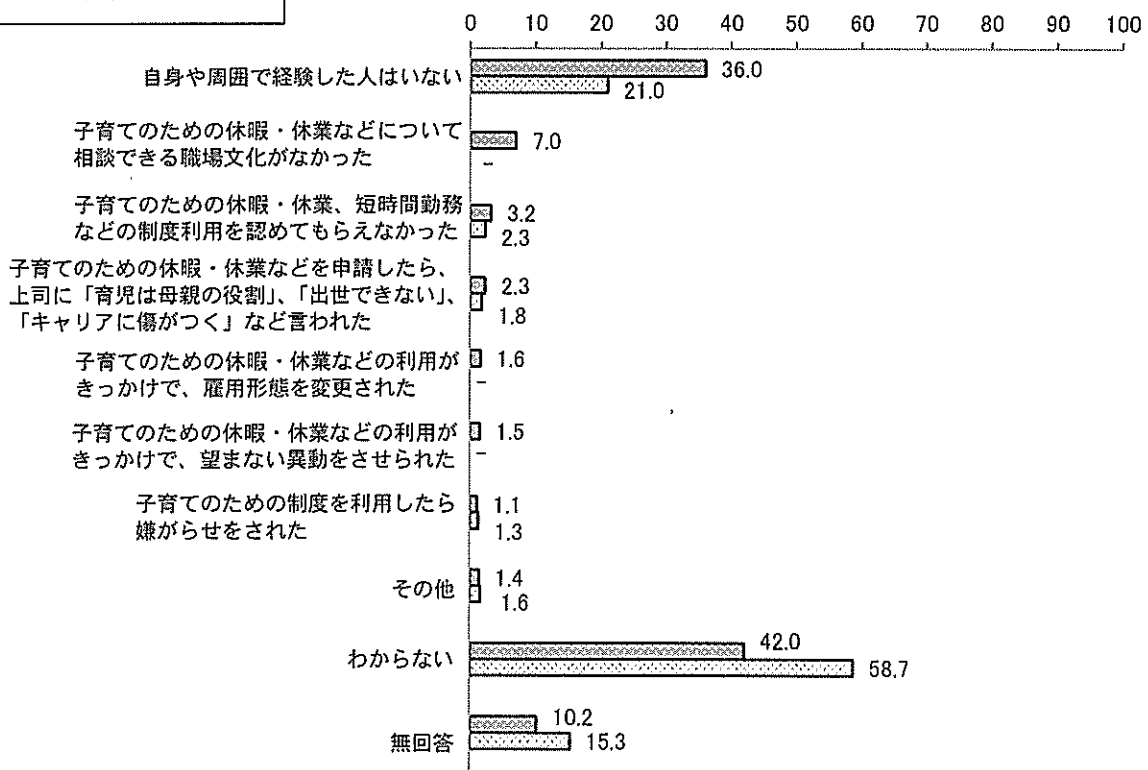


【グラフ9】職場におけるマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントを経験した人の有無

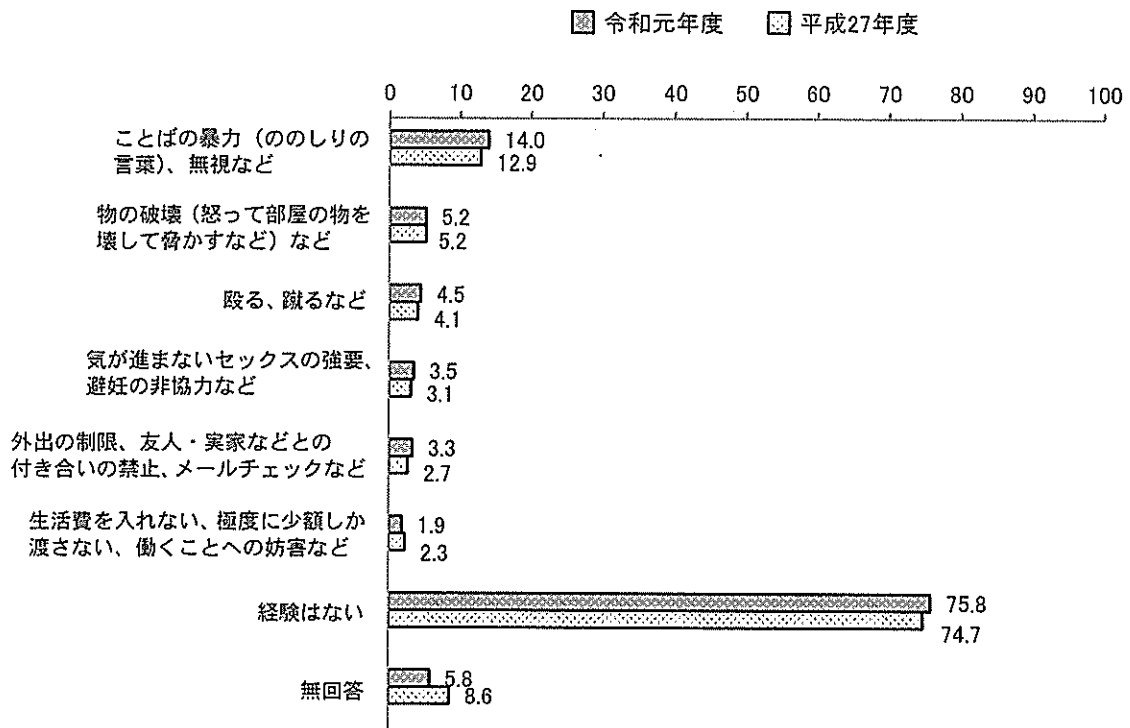
マタニティ・ハラスメント



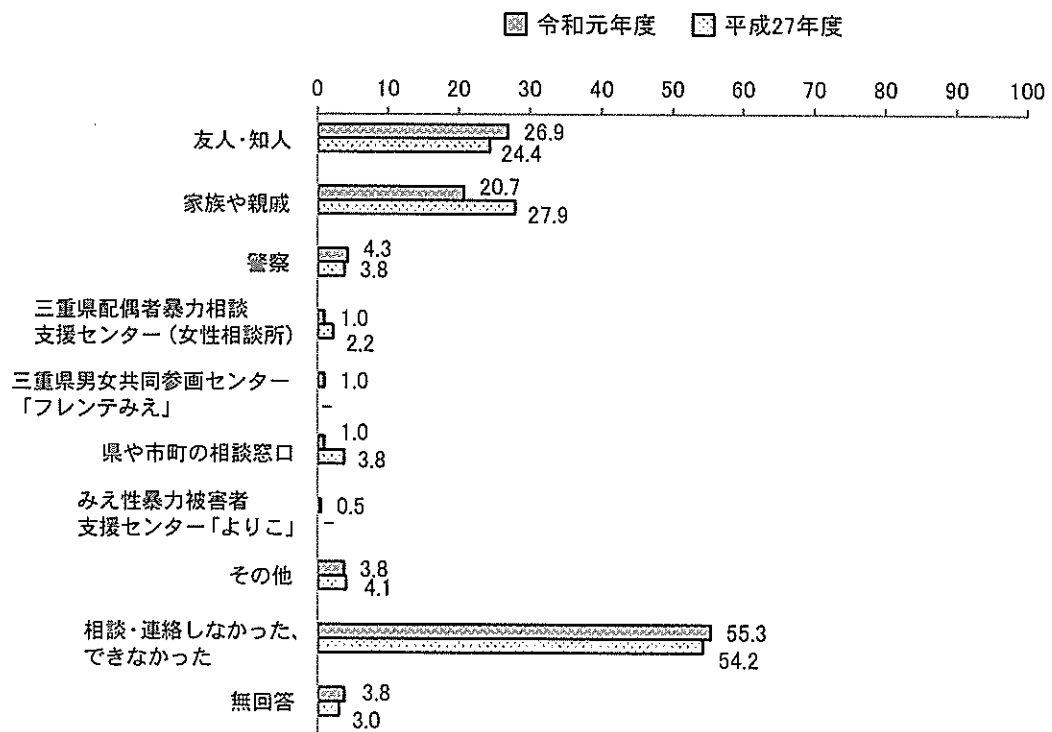
パタニティ・ハラスメント



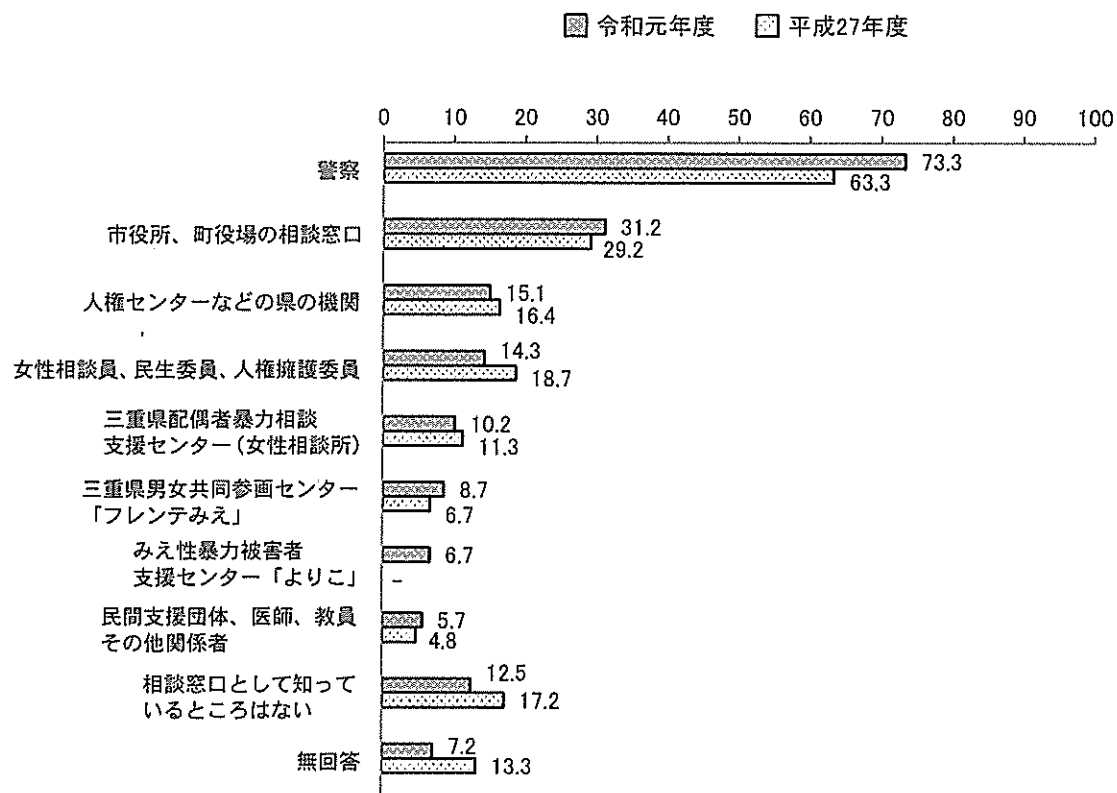
【グラフ１０】配偶者や恋人から、どのような暴力を受けたことがあるか



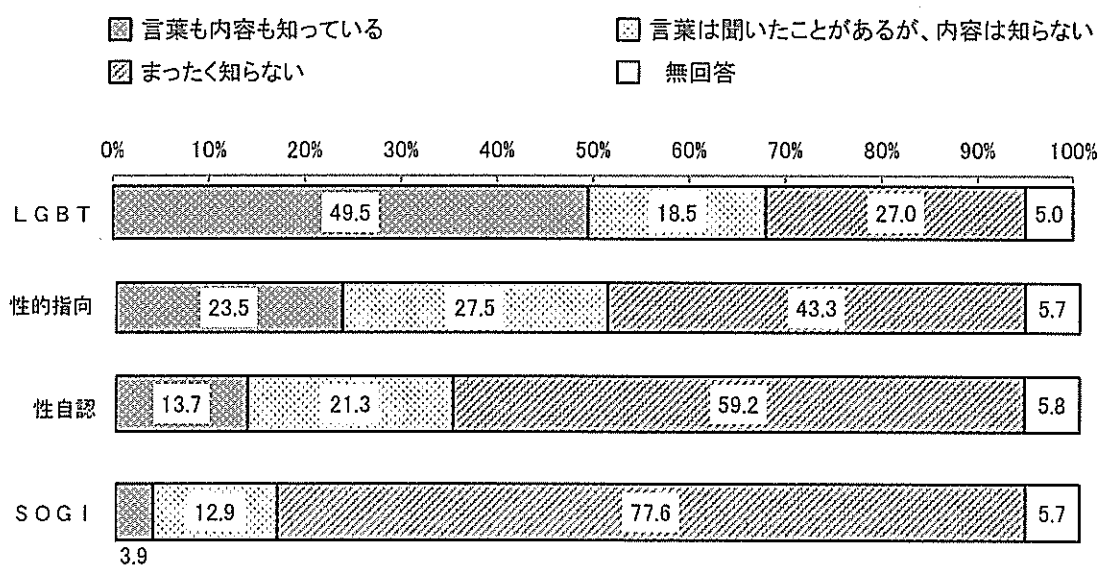
【グラフ１１】配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談した相手・機関



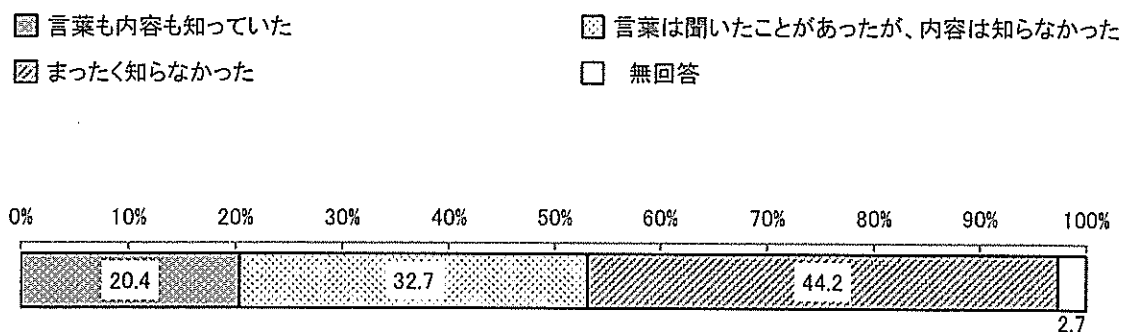
【グラフ１２】配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談できる機関・関係者のうち知っているもの



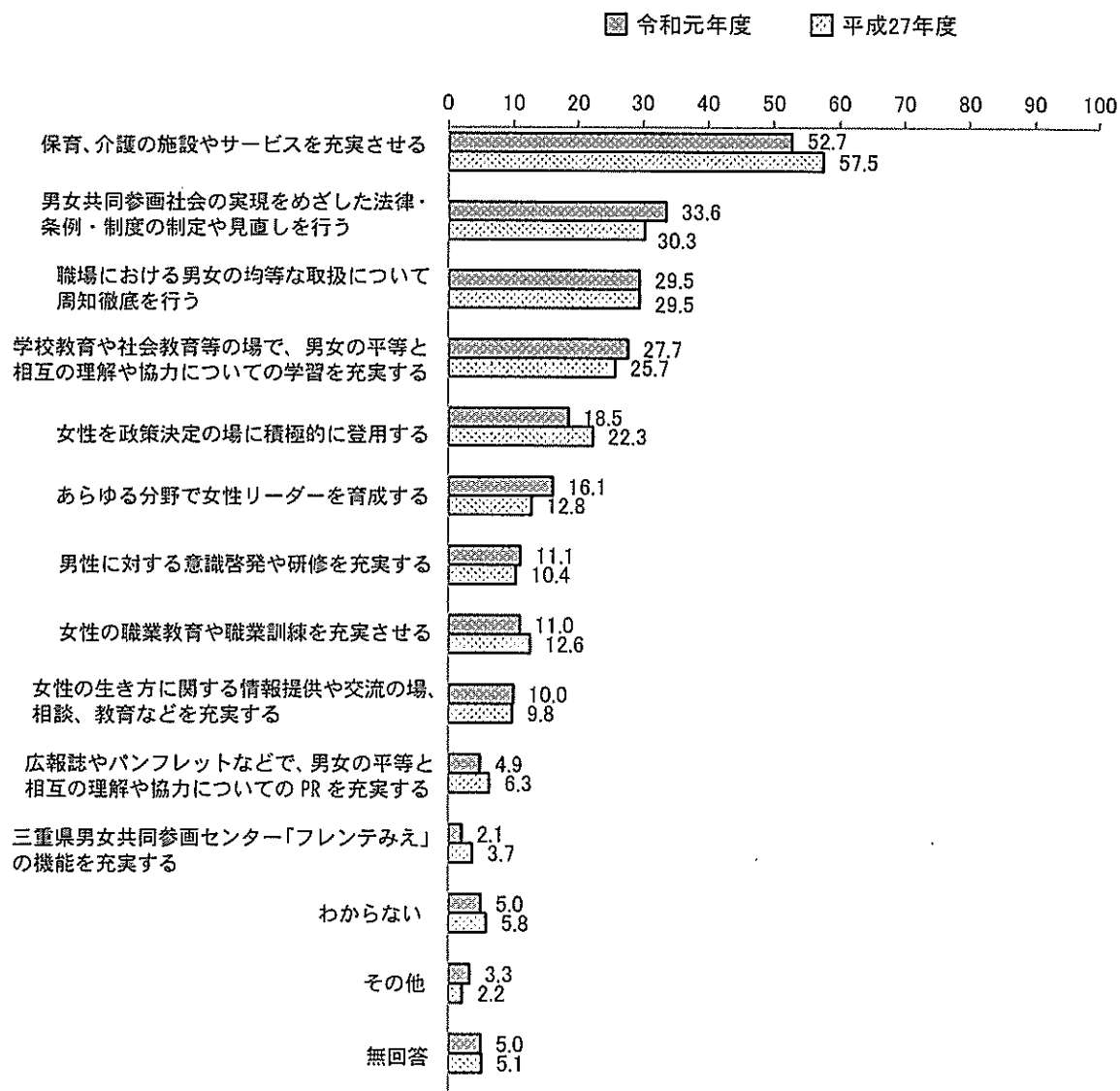
【グラフ１３】LGBT、性的指向、性自認、SOGIの認知度



【グラフ１４】ダイバーシティの認知度



【グラフ１５】男女共同参画を推進していくために、県はどのようなことに力を入れていけばよいか



7 三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）中間案について

1 経緯

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」について、外国人住民を含む多様な主体で構成する「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」および関係部局・市町等から意見を聴取した上で、中間案（別冊4参照）として取りまとめました。

2 中間案の概要（別紙参照）

（1）計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間

（2）めざす地域社会像

現行指針で定める地域社会像をベースに、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」などもふまえ、めざす多文化共生の地域社会像を表現しました。

- 多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています
- 多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

（3）施策

多文化共生の地域社会を実現するため、3つの基本施策を7つの施策に整理し、それらに沿った事業に取り組みます。

基本施策	施策
1 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着	1-1 当事者の声を聴く仕組みづくり
	1-2 研修や啓発活動等の実施
2 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	2-1 行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備
	2-2 安全対策の推進
	2-3 ライフステージに応じた支援
3 多文化共生社会づくりへの参画促進	3-1 日本語によるコミュニケーションの支援
	3-2 多文化共生の地域をつくる行動の促進

（4）数値目標

取組の進捗を客観的に判断するため、以下の数値目標を設ける予定です。

（具体的な目標値等は最終案までにお示しする予定です。）

- 多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合：27.3％（2018年度）⇒37.3％（*）
- 多文化共生に係る研修等の内容を今後に生かしたいと回答した受講者の割合：
（調査中）⇒○％
- 多言語ウェブサイトMieInfoの年間ページビュー数：161,145ページ（2018年度）⇒○ページ
- 医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数：
14機関（見込）⇒26機関（*）

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合：
89.6%（見込）⇒100%（*）
- 日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定した市町数：0市町⇒○市町
- 多言語情報提供を想定した図上訓練への外国人住民支援ボランティアの参加者数：
28人/年（2018年度）⇒○人/年
- （*）みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案における施策213の主・副指標と同じです。

（5）推進体制等

- ・多岐にわたる多文化共生の課題に対応するため、庁内調整会議のほか外部の関係機関等と相互に緊密な連携をとりつつ、県全体で多文化共生社会の実現をめざします。
- ・進行管理にあたっては、数値目標の達成状況や取組の進捗状況を年度ごとに評価し、三重県多文化共生推進会議に報告するとともに、県のウェブサイトで公表します。

3 指針のポイント（現行指針からの主な変更点等）

- ・現行指針策定からの4年間における環境変化をふまえ、新たな在留資格、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「日本語教育の推進に関する法律」、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」、SDGs（持続可能な開発目標）等との関連性をふまえました。
- ・外国人住民・日本人住民のそれぞれに多様性があることを訴求し、一人ひとりを尊重することで、だれもが暮らしやすい多文化共生社会が成立するとしました。
- ・指針の対象を「全ての県民」と明文化するとともに、多文化共生を推進する主体の役割について記述しました。
- ・多文化共生の事例や、多文化共生を理解するためのヒント等を指針の別冊に記載します。

4 今後のスケジュール（案）

令和元年12月～令和2年1月	パブリックコメントの実施
令和2年2月	三重県外国人住民会議（最終案の審議） 三重県多文化共生推進会議（最終案の審議） 外部有識者による助言
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明） 指針改定・公表

三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）【中間案】の概要

～多様な文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして～

対象期間

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで

対象者

全ての県民

別紙

指針改定の背景

社会情勢

- 特定技能創設（入管法改正）
- ヘイトスピーチ解消法
- 外国人への差別・偏見
- 日本語教育推進法
- SDGs

現状

- 外国人住民の割合が全国第4位
- 多国籍化、永住者増、外国人労働者増
- 日本語指導が必要な児童生徒数全国第7位、外国籍の児童生徒在籍率全国第1位
- 日本人も多様に
- 多文化共生社会の実感が薄い

多文化共生の必要性と意義

- 多様性を受容する社会が求められている（ダイバーシティみえ推進方針）
- 国籍に関わらず住民基本台帳制度の対象（住民サービスの対象）
- 外国人住民の人権保障
- 安全で安心なまちづくり
- 住民の異文化理解力の向上
- 誰もが暮らしやすいまちづくり
- 地域の活性化
- イノベーションの促進
- 持続可能で包摂性のある社会の実現

めざす地域社会像

●多様な文化的背景の住民が、地域社会と一緒に築いています
●多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

新たな課題

前指針の取組で残された課題

- 現状の把握
- 多文化共生の意識定着
- 行政情報等の多言語化・相談体制の充実
- 外国人住民の安全な暮らしあらゆる年齢層への対応
- 日本語教育の充実
- オール三重の取組

基本施策	施策	主な取組	数値目標
1 多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着	1-1 当事者の声を聴く仕組みづくり	■三重県多文化共生推進会議開催 ■三重県外国人住民会議開催	▶多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合 27.3%(2018年度) ➡ 37.3%(2023年度)
	1-2 研修や啓発活動等の実施	■好事例の情報発信 ■国際交流員派遣事業	
2 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	2-1 行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備	■みえ外国人相談サポートセンターMieCo ■三重県労働相談室	▶医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数 14機関(2019年度見込み) ➡ 26機関(2023年度)
	2-2 安全対策の推進	■医療通訳制度の普及 ■みえ災害時多言語支援センター	
	2-3 ライフステージに応じた支援	■プレスクールマニュアルの普及 ■キャリアガイドDVDの普及	
3 多文化共生社会づくりへの参画促進	3-1 日本語によるコミュニケーションの支援	■日本語教育の体制づくり ■やさしい日本語の普及	▶日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して日本語指導が行われている学校の割合 89.6%(2019年度見込み) ➡ 100%(2023年度)
	3-2 多文化共生の地域をつくる行動の促進	■医療通訳人材の育成 ■日本語指導者等の研修会	

推進体制

目的	名称	連携主体
総合的・計画的な県施策の推進	三重県多文化共生推進会議	県,市町,三重県国際交流財団,市町国際交流協会,市民活動団体,教育機関,企業・経済団体,県民
外国人住民の意見を反映	三重県外国人住民会議	県,県民(外国人住民)
外国人労働者の雇用問題に対応	外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議	県,国
県および市町間の情報共有	三重県市町多文化共生ワーキング	県,市町
外国人材の受入れ・共生に関する課題に対応	みえ多文化共生地域協議会(仮称)	県,国,市町,三重県国際交流財団,企業・経済団体,市民活動団体等

進行管理

- ▶年度ごとに評価し、三重県多文化共生推進会議に報告
- ▶県ウェブサイトで公表

★多文化共生キーワード
★各種データ集
★まちの声
★多文化共生の参考事例

8 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第2弾 最終案について

1 経緯

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第2弾」について、市町、警察、関係部局等に対する意見聴取やパブリックコメントを実施した結果をふまえ、今回、最終案（別冊5参照）として取りまとめました。

2 中間案からの主な変更点

パブリックコメント（令和元年10月9日～11月7日）を反映したほか、数値目標（「基本目標」および「活動指標」）の設定等を行いました。

（1）パブリックコメントの反映

7名から67件の意見が出され、うち10件を反映しました。

【対応状況の内訳】

「①反映する」：10件、「②反映済」：2件、「③参考にする」：19件、
「④反映又は参考にするのが困難」：1件、「⑤その他」：35件

→ 反映例

○事業者（ガソリン販売事業者等）に「期待するアクションの例」として、ガソリンを携行缶などに入れて販売する場合は、購入者の身元や使用目的を確認する旨追加しました。

○県民（車等のドライバー）に「期待するアクションの例」として、無理な進路変更や追越し等はしないことや、危険な運転者に追われた場合の対応など“あおり運転”に関する内容を追加しました。

（2）数値目標の設定

基本目標（3項目）および活動指標（6項目）について、数値目標を設定しました。

■基本目標（めざす姿にどの程度近づいているかを定量的に示すもの）

目標項目	現状値	目標値
①刑法犯認知件数	11,247件	7,500件未満(*)
②交通事故死者数	87人	60人以下(*)
③地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合	31.9%	37.5%

(*)みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案の主指標と同じ目標値

■活動指標（各重点テーマの進捗を測る目安となるもの）

重点テーマ	目標項目	現状値	目標値
①地域の防犯力を高める	安全・安心まちづくり 地域リーダーの配置市町数	15 市町	29 市町
②子どもを 犯罪から守る	居住する地域内で“子ども” が犯罪被害から守られている と感じる人の割合	47.6%	56.0%
③女性を 犯罪から守る	居住する地域内で“女性” が犯罪被害から守られている と感じる人の割合	21.2%	28.0%
④高齢者を 犯罪から守る	居住する地域内で“高齢者” が犯罪被害から守られている と感じる人の割合	30.5%	37.3%
⑤近年懸念され る犯罪等に対 する安全安心 を確保する	～ 直近の犯罪情勢等をふ まえた議論を経て、毎年度 指標を設定 ～	—	—
⑥交通事故ゼロ ・飲酒運転ゼロ をめざす	交通事故死傷者数	6,223 人	3,700 人以下 (*)

(*)みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案の副指標と同じ目標値

（３）その他

番外編（P65～）として、防犯ボランティアを立ち上げる手順や活動のポイントなど、「今すぐアクションを起こしたい」と思われる県民の皆さんに参考となる情報等を追加しました。

また、外部有識者や県民代表・関係団体等からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」における議論や市町、関係部局等からいただいた意見を最終案に反映させました。

３ 今後のスケジュール（案）

令和２年１月～２月 プログラム公表、概要版パンフレット等の作成
３月 キックオフ（県民大会）

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』（最終案）の概要

～ アイデアを集め、アクションを広げよう ～ 第2弾

策定の背景

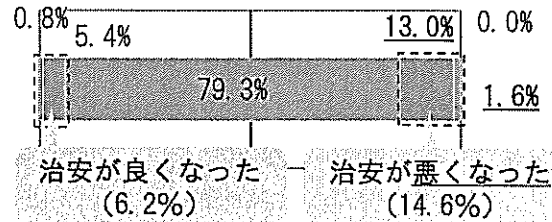
○近年、県内の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数は減少傾向にあります。

○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等が後を絶たず、県民の皆さんの不安は依然として解消されていません。

（3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、「悪くなった」と思う人の方が多い結果に・・・）

○令和元年に発生した大津市での園児の交通死亡事故

や川崎市での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被害者を出さないため、県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創し、防犯・交通安全の取組を推進する必要があります。



プログラムの特色

□『進化』したプログラム

…前プログラムでお会いした、県民・事業者の皆さんのアイデアにより進化したプログラムです。

□『伊勢志摩サミット』の“レガシー”を引き継ぎ発展

…「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運の高まりを、サミットの重要な“レガシー”として新時代「令和」へと引き継ぎ、『オール三重』の県民運動に発展させることをめざします。

□『県民』・『事業者』を重要な“アクション”の担い手として位置づけ

…県民・事業者の皆さんによるさまざまなアイデアやアクション（活動事例）をご紹介します。

…（重点テーマごとに）県民・事業者の皆さんに「期待するアクションの例」を掲載しています。



『県民』のアクション



『事業者』のアクション

□『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

プログラムの概要

〔計画期間：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間〕

めざす姿

『県民力』でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重

県民・事業者等
多様な主体の協創

▼3つの「基本方針」

「意識」づくり

「地域」づくり

「環境」づくり

▼6つの「重点テーマ」

- 1 地域の防犯力を高める
地域の実情に応じた効果的な見守り、ネットワーク活性化等…
- 2 子どもを犯罪から守る
- 3 女性を犯罪から守る
盗難、空き巣、サイバー犯罪、テロ、薬物乱用等…
- 4 高齢者を犯罪から守る
- 5 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する
- 6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす

▼基本目標

- ・刑法犯認知件数の減（↓）
- ・交通事故死者数の減（↓）
- ・防犯・交通安全活動への参加者の増（↑）

▼進捗管理

- ・有識者等からなる推進会議等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- ・県民大会で県民等と方向性を共有します。

▷ 県民や事業者の皆さんのアイデアによって、アクションの進化を図る「三重県オリジナルの計画」です…

9 三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）最終案について

1 経緯

「三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）」について、有識者会議である三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会（以下「協議会」という。）や市町、警察本部、関係部局等から意見の聴取およびパブリックコメントを募集し、いただいた意見をふまえ、最終案（[別冊6](#)参照）として取りまとめました。

本年12月中に計画の策定・公表を行います。

2 中間案からの変更点

令和元年10月9日～11月7日の間に募集したパブリックコメントを受けて変更を加えたほか、用語集および相談機関一覧を追加しました。

（1）パブリックコメント

①意見数

22名の方から68件の意見をいただきました。

②意見への対応状況

意見反映13件、反映済み18件、参考にする29件、反映または参考にさせていただくことが難しい2件、その他6件でした。

※主な意見に対する考え方は、以下のとおりです。

意見の概要	意見に対する考え方
二次被害の防止は、事業者の項目にありますが、他の項目にも盛り込まれるとよいのではないのでしょうか。 取り調べや聞き取り、相談に行っただけで傷ついたり、連携の不手際で嫌な思いをしたり、ということは聞かれることで、それは二次被害に当たるのではないかと私は思うからです。	○対応状況 【意見反映】 ご意見のとおり、「犯罪被害者等支援についての出前講座の実施」、「医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進」、「学校における児童生徒への犯罪被害者等への理解の促進」において「二次被害防止等を図ります」と書き加えます。 なお、ご記載の相談や連携の不手際等による二次被害の防止については「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施」で対応します。
被害者の方が市町窓口で相談した場合、次にどうすればいいか、今後何が手続きとして必要となるか、被害様態により様々かも知れませんが、方向を示す為の、支援プログラムやフローとしてわかるものが必要ではないか？市町の方の教育に、そういったガイドに沿った寄り添った支援があればと考えます。	○対応状況 【参考とする】 今後は、ご意見にあるような市町職員が支援を行う際に参考となるガイドの作成を考えています。 ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

(2) 数値目標の設定

犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断するため設定する数値目標は以下のとおりです。

目標項目	現状値	目標値	目標と設定した理由
① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数	1 市町	29 市町	犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を各市町が作成することで、市町内における連携を促進するとともに、ワンストップ支援窓口設置など、犯罪被害者等への迅速で適切な情報提供や支援サービスの提供等に結びつく体制の整備に資するため。
② 「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度	6.5%	30.0%	県民の犯罪被害者等への理解が促進されることにより、左記相談窓口の認知度が向上すると考えられます。また、これらの窓口を知っている県民が増えれば、より多くの犯罪被害者等が支援窓口につながることを期待できることから目標としました。
③ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	9.4%	30.0%	

※現状値は令和元年度の値、目標値は令和5年度の値です。

※①は、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案における施策141の副指標と同じです。

※②、③の目標項目は、電子アンケートシステム「三重県e-モニター」において、それぞれ「知っている」と回答した人の割合です。

【経緯・趣旨】

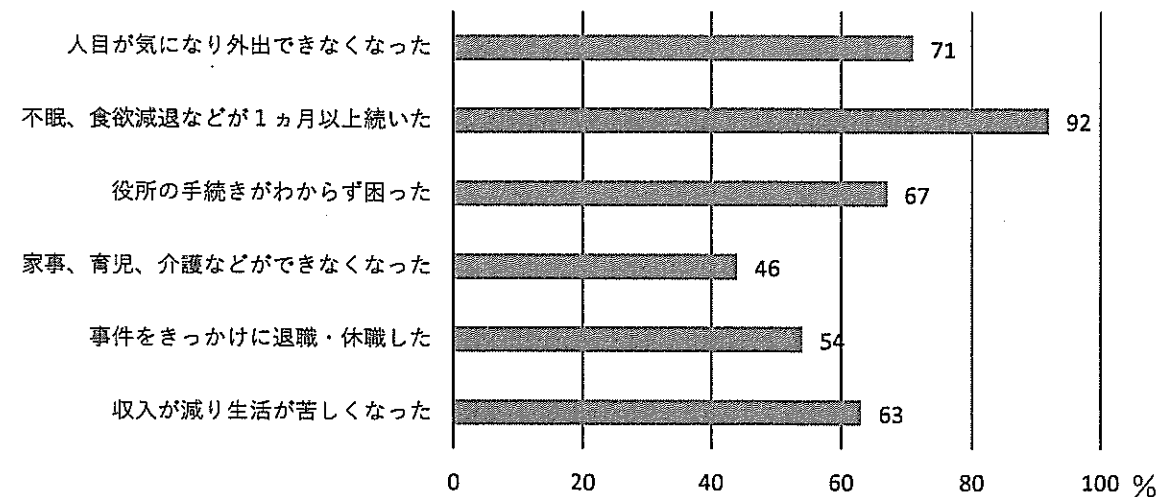
○県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成31年3月18日「三重県犯罪被害者等支援条例」を公布し、同年4月1日に施行しました。

○同条例第9条の「犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする」の規定に基づいて、犯罪被害者等に対する支援が犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく提供されるよう推進計画を策定します。

○推進計画では、同条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針、犯罪被害者等支援に関する具体的施策、そのほか犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項を定めます。

【計画期間】令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間

犯罪被害者等実態調査結果（平成30年三重県）



平成30年に県が、（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターに相談経験のある犯罪被害者等を対象にアンケート調査を実施したところ、犯罪被害者等がさまざまな問題に悩まされていることがわかりました。

※「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した割合を合計

基本方針（条例第3条）

- 1 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況などに応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

条例の趣旨に沿い、犯罪被害者等支援を進めるため、条例に沿って構成します。

具体的施策

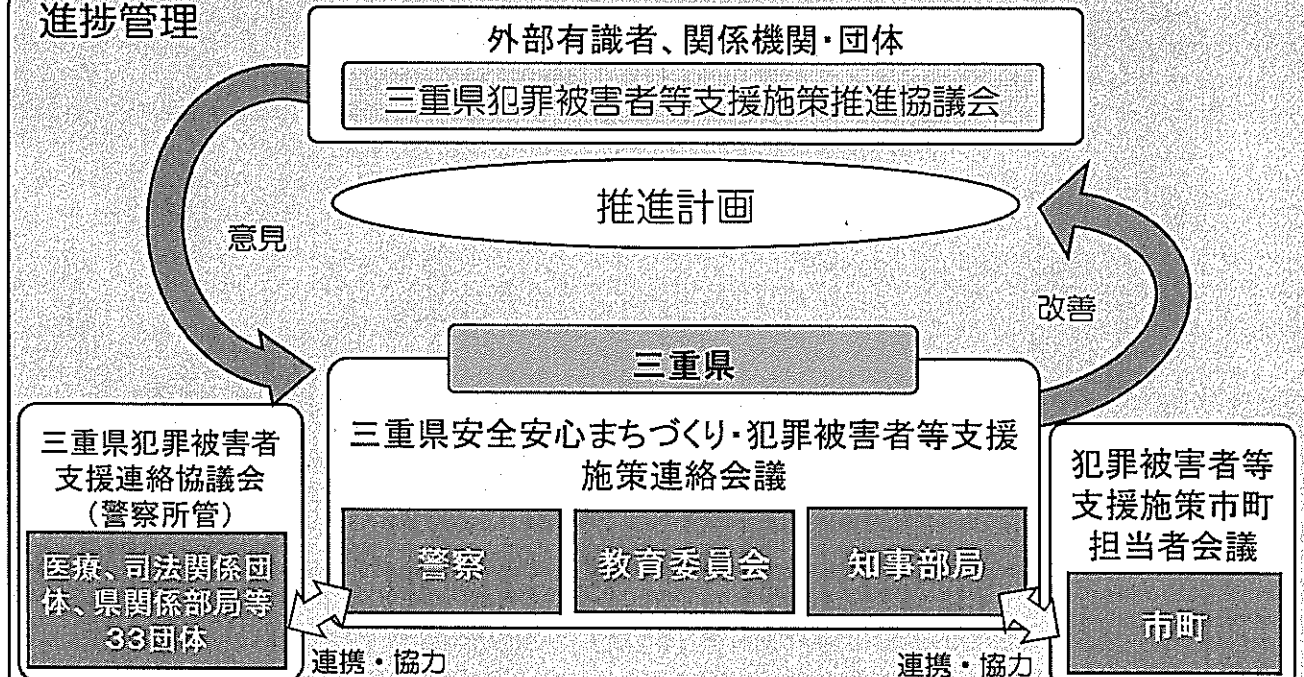
施策の柱（条例第1条）

- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び生活再建に対する支援
- 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

基本施策

相談及び情報の提供	被害の早期回復・軽減のための支援	生活の再建に対する支援	総合的な支援体制の整備	犯罪被害者等への理解の促進
条例第15,18条	条例第16,17条	条例第19,20,21条	条例第8,10,11,12,13条	条例第22,23条
重点施策 ・県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 ・「みえ性暴力被害者支援センター」の運営	重点施策 ・三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	重点施策 ・安全確保等のための一時的な居住先の確保 ・事業者の犯罪被害者等への理解の促進	重点施策 ・県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 【再掲】 ・市町の総合的対応窓口設置に関する支援	重点施策 ・「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 ・事業者の犯罪被害者等への理解の促進 【再掲】

進捗管理



・進捗管理

年度ごとに実施状況を年次報告書としてとりまとめ、三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会から意見を聴取した上で、ホームページ等で公表します。

・数値目標

- 犯罪被害者等支援施策集作成市町数
現状値（令和元年度）1／29市町 → 目標値（令和5年度）29／29市町
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの認知度
現状値（令和元年度）認知度6.5% → 現状値（令和5年度）認知度30.0%
- みえ性暴力被害者支援センターよりこの認知度
現状値（令和元年度）認知度9.4% → 現状値（令和5年度）認知度30.0%

10 三重県消費者施策基本指針中間案について

1 経緯

三重県消費者施策基本指針の改定については、三重県消費生活対策審議会および同消費者教育研究部会においてご審議いただき、中間案として取りまとめました。

2 基本指針（中間案）の概要（別冊7参照）

（1）計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

（2）基本指針（中間案）の構成および概要

第1章 基本指針改定の考え方

基本指針改定の趣旨、改定の視点、計画期間や進行管理等を示します。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

消費者を取り巻く社会経済状況の変化、三重県における消費生活をめぐる現状や消費生活相談の状況を示します。

第3章 消費者施策の具体的展開

今後の三重県の具体的な消費者施策の展開について、3つの方向で示します。

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援（消費者教育推進計画）

民法の成年年齢引下げを見据え、ライフステージに応じた体系的、効果的な消費者教育を推進することで、消費者市民社会の形成をめざします。

なお、本項は、消費者教育の推進に関する法律に基づく「消費者教育推進計画」として位置づけます。

- ・ 成年年齢引下げを見据え、学校教育等において消費者教育を推進する。
- ・ 消費者教育の担い手を育成するほか、多様な主体と連携した取組を行う。
- ・ 消費生活に関するきめ細かな情報提供と効果的な啓発活動を実施する。
- ・ 公正で持続可能な社会の形成に向け倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発を推進する。

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

法令等に基づく事業者の監視・指導や消費者への迅速かつ的確な情報提供等を行うほか、事業者における自主的な取組を支援します。

- ・ 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導を実施する。
- ・ 商品やサービスによって生命、身体及び財産を侵されることがないように、消費者の安全の確保に向けた取組を推進する。

- ・ 悪質な事業者に対して監視・指導を行うほか、事業者のコンプライアンス推進などの自主的な取組を支援する。
- ・ 事業者に対して適正な表示を行うよう監視・指導、啓発等を実施する。

第3項 消費者被害の防止・救済

県や市町における相談体制の充実、多様な主体と連携した消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進します。

- ・ 三重県消費生活センターの相談機能の充実を図る。
- ・ 市町における消費生活センターの設置促進など、市町の相談体制等の充実に向けた支援を行う。
- ・ 多重債務者問題について、関係機関と連携した取組を実施する。
- ・ 高齢者等消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、市町における見守り体制の強化に向けた取組等を促進する。

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

消費者施策への消費者等の意見の反映や国、市町等多様な主体と連携した消費者行政の総合的・効果的な推進について示します。

- ・ 消費者等の意見を把握し施策に反映するとともに、積極的な情報提供に努める。
- ・ 市町と連携し消費者行政を推進するとともに、国が推進する消費者政策と連動した取組を行い、効果的・効率的な事業の実施を図る。
- ・ 毎年度の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し進捗管理を図るとともに、庁内連絡会議を活用し消費者行政を総合的・効果的に推進する。

3 今後のスケジュール（案）

令和元年12月～令和2年1月 パブリックコメント、市町等関係団体への意見照会
 2月 消費生活対策審議会（最終案の審議）
 3月 環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

三重県消費者施策基本指針(R2～R6年度)概要

第1章 「三重県消費者施策基本指針」改定の考え方

- (1)「三重県消費者施策基本指針」改定の趣旨
県民が一消費者として、自らの権利の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的な消費生活を営むことができるよう、社会経済情勢の変化に対応した施策を計画的に展開していくために、これまでの基本指針を見直す。
- (2)「三重県消費者施策基本指針」改定の視点
・「三重県消費生活条例」の基本理念に則り、消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する。
・「みえ県民力ビジョン」における「消費生活の安全の確保」の実現のため、より具体的な方向性を示す。
・国の「消費者基本計画」の取組方向に沿った施策を実施するほか、地域の実情に応じたきめ細かな取組を推進する。
・消費者教育推進法に規定する「消費者教育推進計画」として位置づけ、消費者教育を計画的に推進する。
- (3)「三重県消費者施策基本指針」の計画期間 令和2年度～令和6年度の5年間とする。
- (4)「三重県消費者施策基本指針」の実行性の確保
三重県消費生活対策審議会、三重県消費者教育推進地域協議会への主要施策の進捗報告と意見の施策への反映。
- (5)「三重県消費者施策基本指針」の体系 「第3章 消費者施策の具体的な展開」の体系を示す。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

- (1)社会経済状況の変化
・「消費者契約法」、「特定商取引に関する法律」等消費者に関連する法律の改正や民法改正による成年年齢の引下げ、学習指導要領の改訂など。
・高度情報通信社会の進展に伴う新たな消費者トラブルの発生。
・持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献が求められる。
- (2)三重県における消費生活をめぐる現状
・高齢化の進展、インターネット社会の急激な進展、外国人住民の増加など。
- (3)三重県における消費生活相談の状況
・県消費生活センターへの相談件数は減少傾向だが、市町消費生活相談センター等への相談件数は増加傾向。県内全体の相談件数はおおむね1万件程度。
・県消費生活センターにおける相談件数に占める60歳代以上の高齢者の割合は年々増加。平成30年度には初めて40%を超えた。
・市町における消費生活センターの設置促進など、県と市町との連携を強化し、県全体の相談対応能力の向上を図ることが求められる。

第3章 消費者施策の具体的な展開

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

消費者市民社会形成に寄与するための体系的・効果的な消費者教育の推進と実践的能力の育成

- 1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進
 - ① 成年年齢引下げを見据えた学校教育等における消費者教育の推進
 - ② 地域社会における消費者教育の推進
 - ③ 家庭における消費者教育の推進
 - ④ 事業者における消費者教育の推進
- 2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携
 - ① 消費者教育の担い手の育成
 - ② 多様な主体との連携による消費者教育の推進
- 3 消費生活に関する情報提供と啓発
 - ① 情報提供や学習の場の提供により消費者が合理的な選択ができる環境の整備
 - ② 効果的な啓発活動の推進と若年者の知識と意識の向上
- 4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組
 - ① 環境に配慮した消費活動の促進
 - ② 食育と食品ロス削減に向けた取組
 - ③ 人や社会に配慮した消費活動の促進

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組の推進

- 1 食の安全・安心の確保
 - ① 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導
- 2 商品・サービスの安全の確保
 - ① 家庭用品等の安全の確保
 - ② 住宅等の安全の確保
 - ③ さまざまなサービス等の適正な運営の確保
 - ④ 消費者事故情報等の消費者への迅速かつ的確な情報の提供
- 3 取引の安全の確保
 - ① 「特定商取引法」の厳正な執行
 - ② 事業者指導の充実・強化
 - ③ 事業者の健全な育成
 - ④ 事業者による自主的な改善の促進
- 4 表示・計量の適正化
 - ① 商品・サービスの適正な表示の確保
 - ② 商品の適正な計量の確保
 - ③ 商品・サービスの適正な表示の促進
- 5 生活関連物資の安定供給
 - ① 生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定
 - ② 生活関連商品の円滑な供給と正確な情報の提供

第3項 消費者被害の防止・救済

さまざまな主体が参画した相談体制や見守り体制の確立

- 1 三重県消費生活センターの相談機能の充実
 - ① 相談体制の充実
 - ② 消費生活相談の充実・強化
 - ③ 高度情報通信社会の進展への的確な対応
 - ④ 国際化の進展への対応
- 2 市町の相談体制等の充実に向けた支援
 - ① 市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携
- 3 多重債務者問題への対応
 - ① 多重債務者のサポート体制の確保
 - ② ギャンブル等依存症対策の推進
- 4 消費生活上特に配慮を要する消費者への支援
 - ① 高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保
- 5 紛争の適切かつ迅速な解決
 - ① 紛争の適切かつ迅速な解決

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

- 1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保
 - ① 消費生活に関する消費者等の意見の把握
 - ② 消費者施策に関する透明性の確保
- 2 市町・国との連携
 - ① 市町との連携と支援
 - ② 国等との連携
- 3 消費者行政推進体制の充実・強化
 - ① 「三重県消費生活対策審議会」による調査審議
 - ② 庁内連携体制の充実

11 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（最終案）

1 経緯

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 21 年 4 月施行）」（以下「条例」という。）については、施行後 10 年が経過し、この間に明らかになった課題に対応するため、平成 31 年 1 月に三重県環境審議会に対し条例改正のあり方について諮問し、同審議会に産業廃棄物条例部会（以下「条例部会」という。）が設置され、専門的かつ集中的な検討がなされてきました。

その後、本年 10 月の環境生活農林水産常任委員会で報告を行った中間案について、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見や 11 月に開催した条例部会での検討をふまえて、最終案（別冊 8 参照）を取りまとめました。

今後、12 月 24 日の第 5 回三重県環境審議会において、最終案の審議がなされ、三重県環境審議会から答申を受ける予定です。

【審議会等の開催状況等】

審議会等	開催日	審議事項
平成 30 年度第 2 回三重県環境審議会	平成 31 年 1 月 30 日	諮問、部会の設置
第 1 回産業廃棄物条例部会	3 月 26 日	改正の方向性の検討
第 2 回産業廃棄物条例部会	令和元年 5 月 17 日	改正内容の検討
第 3 回産業廃棄物条例部会	6 月 28 日	改正内容の検討 素案の検討
第 4 回産業廃棄物条例部会	8 月 7 日	中間案の検討
令和元年度第 3 回三重県環境審議会	9 月 10 日	中間案の報告
パブリックコメント	10 月～11 月	
第 5 回産業廃棄物条例部会	11 月 22 日	最終案の検討

2 パブリックコメントの実施状況等

- ① 意見募集期間 令和元年 10 月 9 日（水）から 11 月 8 日（金）17 時
- ② 意見数 11 名の方から 16 件の意見をいただきました。
- ③ 意見および対応状況 別紙 1 参照
- ④ 主な意見（いずれも「産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し」に関する意見）
 - ・ 住民の同意書取得を求めている現行制度を継続すべき。
 - ・ 住民の同意書取得を求めている現行制度について、地方自治法上の課題があるとする根拠が不明確。
 - ・ 事業計画の内容について、計画段階から周辺住民等にくまなく周知されることが重要。

3 中間案からの変更点（別紙2参照）

第5回の条例部会で、新たな合意形成手続については、事業計画者と周辺住民等との合意形成過程の透明性が確保され、生活環境保全上の全ての住民意見に配慮を求める制度であり、より望ましい合意形成の手続となることが改めて確認されました。

その上で、パブリックコメントで寄せられた意見および条例部会での議論をふまえた中間案からの変更点は以下のとおりです。

- ・ 現行制度は、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「同意書の取得を求めていることが事業計画者の財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることをより明確に記載しました。
- ・ 新たな合意形成手続については、計画段階から適切な周知が図られることが重要であることから、事業計画の内容に加えて、公告・縦覧の方法や説明会に関する周知方法等についても事前に県が確認、指導する旨を追記しました。
- ・ その他、「環境影響評価法等の手続の対象となる事業の取扱い」や、「土地所有者等への指導」に係る記述について、主旨が明確となるよう表現の修正を行いました。

4 今後のスケジュール（案）

令和元年 12 月	第 5 回三重県環境審議会（最終案の審議、答申予定）
令和 2 年 2 月	改正条例議案提出
3 月	環境生活農林水産常任委員会（議案の審議）
	改正条例公布
7 月以降	改正条例施行

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方
(中間案)」に係るパブリックコメントの結果

1 項目別延べ意見数

項目		意見数
1 条例改正の必要性等		
(1) 条例制定の経緯		0
(2) 条例改正の必要性		4
2 条例の改正内容(案)及びその考え方		
(1) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し		
1 産業廃棄物処理施設の設置等に係る合意形成手続の実施		
(1) 義務の内容		4
(2) 合意形成を図る対象者		1
(3) 合意形成の成否の判断		3
(4) その他		2
2 合意形成手続を実施しない者への対応		0
(2) 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化		
1 排出事業者が産業廃棄物の処分を委託する場合の確認		1
2 産業廃棄物の県内搬入に係る届出等		0
(3) 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等		
1 解体工事の受注者(元請業者)の義務		0
2 発注者の役割		0
(4) 土地所有者等への指導		0
その他		1
合計		16

2 対応状況

対応区分		件数
①反映する	最終案や条例案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	2
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの。	4
③参考にする	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	11
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの。		4
⑤その他	中間案の内容以外に対する意見(①から④に該当しないもの。)	1
合計		22

(注) 1の意見に対し、対応区分を複数とする場合があるため、意見数と対応区分件数は一致しません。

3 意見の内容及び対応状況

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
1	1 (2) 条 例 改 正 の 必 要 性 等 (3 頁)	近代社会にどうしても付いて回るのは産業廃棄物である事は否めません。この産業廃棄物を出来るだけリサイクルする方法を編み出したり、減らす方法を研究したりする方向であるならば歓迎します。 ところがこのたびの中間案は要旨を読んだところ、産業廃棄業者は喜びそうな手続に換えて行く内容にとれましたので反対します。業者はスムーズに仕事をしたいだけだと思います。 行政が業者の味方をして住民意見を聞く機会を作らない条例にして良い筈がありません。役人だけに聞いて住民意見の了解をとったとするやり方をして来たこれまでも、問題はありました。 後から解る住民合意が多々あって、知らされない住民を苦しめて来たではありませんか。それでも調べれば当時の役人が誰なのか解りました。 陰で合意のはんこを押した村役人が住民に文句言われなくてすみますから村役人も法案を歓迎するでしょう。 産廃業者にとっては施設さえ設置して居れば、もはや敵なしでどんなものであっても 例え放射能汚染物であっても持ち込むことになります。 やはり、放射能廃棄物をたやすく持ち込む事を三重県はもくろんでいるのでは無いですか？ 三重県政は、三重県民の健康と平和を希求した仕事に邁進して欲しいですね。 今までも良くは無かった産業廃棄物の処理手続きが、更に悪くなる法案ですから、絶対に反対してこの中間案を廃案にするまで見守ります。	③ (参考にする)	新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 以上のように、周辺住民等が事前に事業計画の内容を十分に確認したうえで、意見を提出する機会を確保する制度としており、これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度になることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えています。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
2	1（2） 条 例 改 正 の 必 要 性 等 （3 頁）	「周辺環境への悪影響を懸念する地域住民との間で紛争が生じるなど…」とあるが、紛争の理由が「周辺環境への悪影響の懸念」だけだとは限らない。こういった調査経緯で、そのような前提認識を設定したのかも全く明示されておらず、条例改正の論点がある方向の極めて狭い領域へと誘導するための非常に恣意的な設定に思える。現に、私の地域で起こっている産廃事業者との長年に渡る紛争・確執は、「産廃事業者の民主性を欠いた不誠実で隠蔽的な業態」や「地域振興策と称するカネやあらゆる利益供与で自治会（役員）を買収している事に対する指摘や、それら自治会役員による情報の封殺、独断行為に対する指摘」が主である。また現在、住民投票条例の制定に至り、全国ニュースにもなっている静岡県御前崎市に計画されている民間産廃処理施設についても、市民側の主張は、「計画や立地経緯の極めて不透明、不可解な点」について指摘しているようである。 このように、全国的に見ても、産廃施設に係る住民紛争の理由は、単に「周辺環境への懸念」だけではなく、むしろこういった「事業者や推進する側の経緯の不透明さ、不可解な進め方」にあると言えます。したがって、これらの実情に則した前提認識を設定し直し、それをきちんと明示した上で、条例改正の審議を行うべきである。そのための現状調査を行うのならば、その証拠資料などを提供させていただく用意もあります。	③ （参考にする）	新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるととともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度となることから、「事業者や推進する側の経緯の不透明さ、不可解な進め方」といったご指摘の課題は解消されるものと考えています。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
3	1 (2) 条 例 改 正 の 必 要 性 等 (3 頁)	「地方自治法上の課題」として、「産業廃棄物処理業の用に供するための土地利用の可否について、判断権を周辺住民等に付与することにつながりうる」とあるが、具体的にどのような法的根拠をもって、「付与することにつながりうる」ことが「地方自治法上の課題」なのかが明確に示されていない。つまり、今回の見直しの理由が明確に示されていないということであり、中間案に不備があると言わざるを得ない。よって、再度法的根拠を示した上で、意見募集を行うべきである。そもそも今回の見直しは、地域住民の同意する権利をはく奪する内容となっており、県民不在の「改悪」と言うべきものである。そのため、一県民として到底是認できるものではないということを申し添える。	①（反映する）・④（反映等が難しいもの）	現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めている」、「産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものであり、ご指摘を踏まえて、再度の意見募集ということではなく、こうした趣旨が明確になるよう最終案において記載内容を修正することとしますので、ご理解をお願いします。 新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度になることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えていますのでご理解をお願いします。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
4	1（2） 条 例 改 正 の 必 要 性 等 （3 頁）	「産業廃棄物処理業の用に供するための土地利用の可否について、判断権を周辺住民等に付与することにつながりうる可能性がある…」とあるが、これまでも判断権を持っているのはあくまで三重県知事であり、周辺住民等は、周辺住民としての意見を述べられるに過ぎない。法令に基づいて意見を述べることを「判断権の付与」などと認識すること自体、極めて独裁的な思想であると言わざるを得ず、民主主義、ひいては立憲主義をも否定する前提認識だと言わざるを得ない。したがって、これらの前提認識を削除した上で、再度一からの審議を行うべきである。	③ （参 考に する）	現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めている」、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものです。 新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度になることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えています。 なお、これらの手続は事業計画者が県に対して廃棄物処理法に基づく許可申請書を提出する前段階で実施するものであり、当該手続終了後、これまでと同様に、県において同法の基準に基づき、施設を将来にわたって安全かつ安定的に稼働させるための構造面や周辺地域への環境影響面からの審査及び維持管理における専門性や財政的な状況の確認等、様々な観点から許可の可否を判断することとなります。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方(案)
5	2 (1) 1 (1) 義務の内容 (5頁)	周辺住民の意見等に関し「生活環境保全上の見地からの意見」は、廃棄物処理法第8条第5項に示されている「生活環境保全上の見地からの意見」と同じ範囲にしてください。	② (反映済み)	新たな合意形成手続で求める意見の範囲は、廃棄物処理法で規定している「生活環境保全上の見地からの意見」の範囲と同一と考えています。
6	2 (1) 1 (1) 義務の内容 (5頁)	現在、周辺住民等からの同意取得を義務付けていますが、改正案ではそれが削除されています。一方で、あらたに周辺住民等への説明、周辺住民等からの意見等の提出、その意見に対する事業計画者の見解の縦覧等を条例に加えることについては、重要かつ必要であると考えます。 また、合意形成の成否が現在の同意書によるものから、知事の判断に委ねられることは適切化が図れないと考えます。 よって、住民等への説明、意見聴取、意見への見解縦覧と計画への反映等をあらたに規定するとともに、同意取得の義務付を現行通りにして下さい。 地方自治法上の課題が改正理由になる根拠がわかりません。住民と事業者とのトラブルは、住民が納得合意できない事業が強行され、止めることができないことにあります。	③ (参考にする) ④ (反映等が難しいもの)	現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めており、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものであり、現行制度の同意書の取得義務を事業計画者に求めていくことは難しいと考えています。 新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 これら一連の手続を条例に規定することにより、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度になることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えていますのでご理解をお願いします。
7		産業廃棄物処理施設の建設には、地元住民のはっきりとした同意が大前提です。これまでのルールを後退させるものには反対です。		
8		県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、幸福追求の諸権利よりも、産業廃棄物処理業者の経済活動の自由に偏重した改正内容であり到底容認できません。 従来の要綱に定めた「住民同意」は事業者の経済活動を侵すものではなく、住民への説明責任を果たし、合意形成を促進するための規定です。地方自治の本旨に基づき、条例にも盛り込むべき規定であると考えます。		

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
9	2 (1) 1 (2) 合意形成を図る対象者 (6頁)	「周辺住民等」の定義が明示されていないため、「説明会対象者」が不明であり、その時々都合により事業者によって操作される危険性がある。6ページ(2)で述べられている「合意形成を図る対象者」と同義であるならば、同じ立地地区住民であっても、説明会の対象者である者と、そうでない者が発生してしまう。したがって、説明会対象者の範囲を定める必要がある。何故かという、当地区ではこれまで、自治会から一度も環境影響評価に係る説明会などの案内がなされたことが無い。それにもかかわらず、自治会役員だけが、その説明会の開催日時を知っていて、一般住民には何ら案内することなく自分たちだけが参加しているのが実情である。 この真相は、事業者を兼ねる自治会役員や、事業者側のスタンスを取る自治会役員が、他の自治会役員に対して、一般住民には説明会の案内をしないよう指示したという証言が得られている。すなわち、事業者の息のかかった自治会役員らが本来自治会として住民に周知して然るべき情報を、法令の定めが無いのを良いことに意図的に封殺しているという背任的行為が横行しているのが実態である。この事を自治会役員や事業者に問い詰めても、「新聞紙面で公告した。公告してあった。」と逃げる始末である。それならば、自治会役員だけがたまたま説明会の日時を把握しているというのも不可解な話である。 以上のようなことを抑止し、本制度を十分に生かし、対象となる「周辺住民等」にくまなく周知するという観点からも、「周辺住民等」の定義と、「説明会対象者」の範囲基準、そして、説明会対象となる「周辺住民等」への周知は、事業者による「公告」だけでなく、事業者なり自治会なりが、きちんと周辺住民の末端各戸まで説明会の開催を案内したという報告書提出の義務化などが必須と思われる。	① (反映する)	「周辺住民等」については「合意形成を図る対象者」と同義であり、対象者については現行制度と同様に、事業計画地の隣接地の土地所有者及び設置する施設の種別に応じて事業計画地の敷地境界から一定範囲の居住者等として、条例本則等で規定することとします。 また、新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画書の公告・縦覧や説明会の開催について、周辺住民等へ事前に十分周知が図られることが重要であると考えていることから、適切な公告・縦覧や周知が図られることを事前に県が確認・指導する旨を最終案に明記します。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
10	2 (1) 1 (3) 合意形成の成否の判断 (6頁)	合意形成手続きが、事業計画者の誠実な対応に反して延滞することのないよう、住民意見への適正な配慮がなされたと判断するための基準を明確にしてください。 特に、事業計画者への再度の説明会の開催の要請については、合意手続きに著しい手戻りを生じさせるものであることから、慎重な取り扱いをしてください。	② (反映済み)	新たな合意形成手続においては、周辺住民等からの「意見書」に対する対策を検討のうえ「見解書」として示すといった一連の手続の中で、原則として、再度の「意見書」が提出されなくなることをもって周辺住民等の理解が得られたと判断し、事業計画者は合意形成手続の終了報告を県に提出できるものとしています。 その後、県において、事業計画者の見解書の内容が事業計画に反映され、生活環境保全により配慮された事業計画となっていることが確認できたときに合意形成がなされたと判断することを基本としています。 なお、新たな制度においては周辺住民等が事業計画の内容を十分理解した上で「意見書」を提出することが重要であることから、所定の手続が適切に実施されていると認められない場合には、再度必要な合意形成手続の実施を事業計画者に求めることが妥当であると考えています。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
11	2 (1) 1 (3) 合意形成の成否の判断 (6頁)	事業計画書を県の認可後、周辺住民等に周知、公告、縦覧し説明会において意見集約をする、その意見に対する見解書を作成し公告する、このやり取りで周辺住民からの意見が残ったとしても県の判断で対応終了とみなす、という事は一定の説明と意見への見解を事業者が行えば施設の設置が可能という事になる。 周辺住民の反対意見があったとしても条例にある手続きをしていけばよいということになる。 これまでの地域住民との間での紛争という課題解決への方向に逆行するのではないか。 また、合意形成の判断を知事が最終判断としているが、現行では住民の4/5の合意という明確なものがあったが、その数字が削除になる事は、周辺住民の意思が見えにくくなるのではないか。	② (反映済み) ・ ③ (参考にする)	新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 ご意見にある懸念については、事業計画者による一定の説明と意見への見解が示された場合であっても、その内容に対し周辺住民等において疑義等がある場合は、再度、見解を求めることを可能にすることとしています。また、事業計画者が周辺住民等の意見について対策を講ずる等、真摯に受け止めることなく両者間のやり取りを終結させる場合には、県として事業計画者に対し、改善を求め、場合によっては合意形成手続が終了しなかった（合意形成が図られなかった）と最終判断することもあるものと考えています。 なお、新たな合意形成手続では、周辺住民等からのすべての生活環境保全上の見地からの意見に配慮した事業計画となることから、周辺住民等の意思が反映されるものと考えています。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
12	2 (1) 1 (3) 合意形成の可否の判断 (6頁)	今日、産業廃棄物の処理については、原発の核燃料廃棄物を始め、頭を悩ます問題の一つかと思います。 その量的な膨大さと危険性も含めて、「適正な処理」があり得るのかどうかも疑問です。そういう点では、事業者も行政(国)も安全性に責任の持てる処理計画を立ててもらわなければなりませんし、実行にあたっては慎重に慎重を期す必要があります。何より住民の納得は欠かせません。今回の「条例改正」によって、トップの判断に任せれば「廃棄物処理」自体は前に進む場合が多くなるかと思いますが、その分、住民の不安と納得は置き去りになります。そこで暮らす住民(県民)としての声がパブリックコメントでどれだけ反映できるでしょうか。まだまだパブリックコメントにはなってないのです。 住民生活の安全に関わることは住民の納得が前提です。知事判断に任せるのは反対です。	② (反映済み)・③ (参考にする)	新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを求めることとしており、ご意見にあります住民の不安等が置き去りにされる制度ではないと考えています。 なお、これらの手続は事業計画者が県に対して廃棄物処理法に基づく許可申請書を提出する前段階で実施するものであり、当該手続終了後、これまでと同様に、県において同法の基準に基づき、施設を将来にわたって安全かつ安定的に稼働させるための構造面や周辺地域への環境影響面からの審査及び維持管理における専門性や財政的な状況の確認等、様々な観点から許可の可否を判断することとなります。
13	2 (1) 1 (4) その他 (6頁)	産業廃棄物処理施設は、国の産業基盤を支えるインフラであることから、社会のニーズに基づいて、必要な施設が適切に整備されるような制度としてください。 事業規模(変更規模)にそぐわない、過大な合意形成手続きを課されることのないよう、適用除外等の手続きを適切に運用してください。	③ (参考にする)	新たな合意形成手続の運用については、生活環境保全に十分配慮した事業計画が策定されることを基本としています。現行制度におけるこれまでの運用状況を踏まえて適用除外の規定を条例本則等に定める等、実効性のある制度としていけるよう、適切に対応していきます。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
14	2（１） 1（４） その他 （６頁）	環境アセスメントと条例手続きを並行して進める場合、意見を述べることでできる住民の範囲や意見に対する対応方法が両者で異なることから、双方の手続きが混乱をきたすことがないように、適切な運用を行ってください。	③ （参考にする）	環境影響評価制度の対象となる事業計画の場合は、県と事業計画者との間で事前に十分な協議を行い、両手続きが円滑かつ適切に行われるよう対応していきます。
15	2（２） 1 排出事業者が産業廃棄物の処分を委託する場合の確認 （12頁）	この度、優良認定処理業者への視察について、実地以外の確認方法が示されたが、この規定の通り１年に１度の実地確認以外での確認をする際には、特定不利益処分を受けていないことを確認する必要がある。この、特定不利益処分を受けたかどうかの事実を確認するには、直接処理業者に確認することが考えられるが、間接的にもその事実を知ることができる仕組みがあることが望ましいと考えます。	③ （参考にする）	排出事業者責任を果たすという観点からは、委託しようとする業者に直接確認することが望ましいと考えています。 なお、本県では、現行条例第 19 条に基づき、行政処分をしたときは、その内容を県のホームページに掲載するなど、行政処分の情報を速やかに公表することとしており、また、他自治体でも同様の運用を行っていることも承知していますので、そのような公開情報を活用する他、直接、各自治体に問い合わせることにより確認をお願いしたいと考えています。
16	その他	風力発電、太陽光発電の基礎工事、道路工事、住宅整地に使用される場所に産業廃棄物を廃棄できない様にしてほしい。また、県外で発生した残土を三重県内に持ち込み廃棄されることも同様にやめてほしい。（放射性物質の汚染土含む。） 将来、風力発電、太陽光発電の稼働が停止した後、事業者が転売を行い、そのあと地に産業廃棄物を廃棄しないようにしてほしい。 特に、風力発電基礎工事には約 1000ton のコンクリートを流し込む。将来このコンクリートは山や海に廃棄されて処分できない状況になる可能性が非常に高い。 また、太陽光発電においては大規模面積のメガソーラーの基礎工事時、または将来このあと地を利用して産業廃棄物を廃棄できない様にしてほしい。 山、川、海はもちろんの事、再生可能エネルギーなどで地元住民の土地を事業者が買い占めた土地に将来も含め産業廃棄物を廃棄できない様に規制をしてほしい。これらは転売先の事業者に対しても同様の規制をしてほしい。	⑤ （その他）	ご指摘の廃棄物や残土の処理については、廃棄物処理法はじめ関係法令に基づき、今後とも適切に規制を行っていきます。

(参考) 締切時間後に提出のあった意見及び意見に対する考え方については、以下のとおりです。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方(案)
1	1 (2) 条 例 改 正 の 必 要 性 等 (3 頁)	地域住民の合理的理由がある場合は、その意見を尊重し事業計画者との説明会の開催と住民の意見・要望についても、住民の安全・安心な生活を阻害する場合は設置できないように法的根拠を作ること。中間案の「より望ましい手法に改めたうえで条例本則に規定することで、こうした課題を解消することが必要です」とあるが文言をどのように記述されるのか。内容が変わるので、慎重に住民の安全・安心の生活が確保できる条例にすることが望ましい。	③ (参考にする)	現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めている」、「産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものです。 新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 これら一連の手続を条例に規定することにより、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度となることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続となるものと考えています。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
2	2 (1) 1 (1) 義 務 の 内 容 (5 頁)	企業活動を活性化させるために、住民同意の手続きを簡略化するという中間案そのものに反対です。これまでは地域住民の同意が必要であったのに、この中間案では、説明会を開き、意見を募集し、事業計画に反映させ、知事が許可の判断をするとなっています。 このような条例が議論されているということすら気づきにくいのです。住民の知らぬ間に隣に廃棄物が捨てられるのではという危機感を感じます。説明会に行きにくい住民の方が多いのが現実です。意見がないから良いのではなく同意が必要。利益優先の企業活動をやりやすくする条例に反対です。 住民の同意する権利を奪い、事業者に付度するような規制緩和が進められようとする中間案だと思います。	③ (参考にする) ・ ④ (反映等が難しいもの)	現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めている」、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものであり、現行制度の同意書の取得義務を事業計画者に求めていることは難しいと考えています。 新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。 県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。 これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度となることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続となるものと考えていますので、ご理解をお願いします。
3	2 (1) 1 (2) 合 意 形 成 を 図 る 対 象 者 (6 頁)	各項目の〇〇メータは、何を根拠に提示されているのですか。	⑤ (その他)	合意形成の対象者となる住民等の範囲については、これまでの運用状況を踏まえ、現行と同様とすることとしており、現行の対象者は、住民代表者や学識経験者、その他関係団体等から意見聴取を行うとともに、他自治体における取り扱いも参考に、妥当な基準として定めたものです。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
4	2 (1) 1 (3) 合意形成の成否の判断 (6頁)	知事の最終判断がとても重要になってきます。地域住民の生活の安全と安心をどのように担保するのか。慎重な判断をされることを文言で明記していただきたい。	② (反映済み)	新たな合意形成手続においては、周辺住民等からの「意見書」に対する対策を検討のうえ「見解書」を示すといった一連の手続の中で、原則として、再度の「意見書」が提出されなくなることをもって周辺住民等の理解が得られたと判断し、事業計画者は合意形成手続の終了報告を県に提出できるものとしています。 その後、県において、一連の手続の内容を詳細に確認することとしており、その結果、事業計画者が周辺住民等の意見等に対して示した「見解書」の内容が事業計画に反映されていると認められない場合には、事業計画者に対して計画の補正を求めたうえで、合意形成の成否を判断することとしています。また、説明会の開催や「意見書」と「見解書」のやり取りの状況等から、所定の手続が適切に実施されていると認められない場合には、再度、必要な合意形成手続の実施を事業計画者に求めることとしています。 これら一連の手続が適切に実施されたうえで、周辺住民等からの意見等に最大限配慮した事業計画となっているか否かについては、県において、必要に応じて有識者への意見聴取も行いながら、慎重に判断することとしています。 なお、これらの手続は事業計画者が県に対して廃棄物処理法に基づく許可申請書を提出する前段階で実施するものであり、当該手続を終了したと県が判断した場合は、その後、これまでと同様に、県において同法の基準に基づき、施設を将来にわたって安全かつ安定的に稼働させるための構造面や周辺地域への環境影響面からの審査及び維持管理における専門性や財政的な状況の確認等、様々な観点から許可の可否を判断することとなります。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方（案）
5	2（1） 1（4） その他 （6頁）	適用除外の判断基準は、明文化されるのでしょうか。	③ （参考にする）	現行制度におけるこれまでの運用状況を踏まえて、適切な適用除外の基準を検討し、条例本則等に規定します。

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（中間案）」からの変更点

1 条例改正の必要性等

	中間案		
P.3	(2) 条例改正の必要性	P.3	(2) 条例改正の必要性
	①産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し 指導要綱による手続は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（以下「事業計画者」という。）と周辺住民等が合意形成を図る方法として機能してきましたが、<u>地方自治法上の課題（事業計画者に義務を課す規定を条例本則で規定することなく白地的に要綱に委任していること、産業廃棄物処理業の用に供するための土地利用の可否について、判断権を周辺住民等に付与することにつながりうること）があることから、他自治体における条例制定の動向等も踏まえ、施設設置に係る新たな事前手続として、より望ましい手法に改めたうえで条例本則に規定することで、こうした課題を解消することが必要です。</u>	①産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し 指導要綱による手続は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（以下「事業計画者」という。）と周辺住民等が合意形成を図る方法として機能してきました。しかしながら、<u>地方自治法第 14 条第 2 項では、「義務を課し、又は権利を制限するには条例によらなければならない」とされていますが、現行制度では、事業計画者に義務を課す内容を条例本則で十分な具体性をもって規定しないまま、指導要綱において規定しているといった課題があります。さらに、地方自治法第 14 条第 1 項では、「法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」とされているため、指導要綱で義務付けている同意取得等の手続内容を条例本則で規定した場合には、事業計画者が使用権を有する土地に産業廃棄物処理施設を設置することの可否について、事実上の判断権を周辺住民等に付与することにつながりうるため、このことが事業計画者の財産権の侵害につながるおそれがあるといった課題があります。</u> <u>こうしたことから、他自治体における条例制定の動向等も踏まえ、施設設置に係る新たな事前手続として、より望ましい手法に改めたうえで条例本則に規定することで、こうした課題を解消することが必要です。</u>	

2 条例の改正内容（案）及びその考え方

（１）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

中間案		最終案	
P.5	【改正内容（案）】 （１）義務の内容 ①事業計画書の周知等 事業計画者は、市町の土地利用等に関する協議や生活環境影響調査の結果を踏まえて事業計画書を作成し、県の確認を受けた後に、周辺住民等に事業計画の内容を周知するため、公告し、縦覧に供することとします。	P.5	【改正内容（案）】 （１）義務の内容 ①事業計画書の周知等 事業計画者は、市町の土地利用等に関する協議や生活環境影響調査の結果を踏まえて事業計画書を作成し、事業計画書の<u>公告・縦覧の方法や説明会開催に関する周知方法とあわせて</u>県の確認を受けた後に、周辺住民等に事業計画の内容を周知するため、公告し、縦覧に供することとします。
P.9	（考え方） （４）その他 ②環境影響評価法等の手続の対象となる事業の取扱い 一義的には事業計画者の判断によることとなっており、<u>両制度が求めている合意形成の水準が必ずしも一致するとは言えないと考えられます。</u>	P.9	（考え方） （４）その他 ②環境影響評価法等の手続の対象となる事業の取扱い 一義的には事業計画者の判断によることとなっており、<u>環境影響評価制度の手続により結果的に促される合意形成の水準は、今回新たに規定する合意形成手続で求める水準とは必ずしも一致するとは言えないと考えられます。</u>

（４）土地所有者等への指導

中間案		最終案	
P.18	（考え方） 産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や投棄の拡大が懸念される場合には、必要な措置（立入禁止看板や侵入防止柵の設置、<u>不法投棄廃棄物の撤去など</u>）の実施について、土地所有者等の協力を求めることが重要と考えられます。	P.18	（考え方） 産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や投棄の拡大が懸念される場合には、必要な措置（立入禁止看板や侵入防止柵の設置など）の実施について、土地所有者等の協力を求めることが重要と考えられます。

12 三重県廃棄物処理計画の策定について

1 現状

(1) 計画の位置づけ

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

(2) 経緯

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年から3次にわたり「三重県産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の廃棄物処理法改正を受け、平成16年3月に産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「三重県廃棄物処理計画」を策定し、その後は数次の改定を行いながら当該計画に基づいて廃棄物の減量や適正処理の施策を推進しているところです。

現行計画は令和2年度末に終期を迎えることから、令和3年度を初年度とする新たな計画を策定することとしています。なお、計画策定にあたっては、三重県環境審議会に諮問し、有識者等の意見・提言等もふまえながら、取りまとめていくこととしています。

2 新たな計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 取組の方向性

計画の方向性は、「ごみゼロ社会の実現」、「産業廃棄物の3Rの推進」、「廃棄物の適正処理」などのこれまでの取組に加え、新たな行政課題（プラスチックごみ対策、食品ロスの削減）に対応する施策の推進や、環境、経済、社会の諸問題の同時解決をめざすSDGsの考え方を取り入れるなど、社会情勢の変化をふまえながら検討を進めることとしています。

3 今後の策定スケジュール（案）

令和元年12月	三重県環境審議会に諮問
令和2年1月～3年2月	計画内容の検討、環境生活農林水産常任委員会への説明、市町等からの意見照会、パブリックコメント
令和3年3月	三重県環境審議会から答申 計画策定

【参考】現行計画の構成

第1章 計画の基本的事項	第4章 計画の目標と施策
第2章 現状と課題	4-1 取組方向における数値目標等の設定
第3章 基本理念と取組方向	4-2 数値目標等における国の基本方針との関係
3-1 基本理念	第5章 各主体の役割と進捗管理
3-2 めざすべき姿	
3-3 循環型社会構築のための取組方向	

13 各種審議会等の審議状況について

(令和元年9月18日～令和元年11月24日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和元年10月10日
3 委員	会 長 駒田 美弘 副会長 朝尾 高明 矢倉 政則 委 員 井川 洋子 他22名
4 諮問事項	(1) 三重県環境基本計画の改定について (2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について (3) 三重県土砂条例（仮称）のあり方について
5 調査審議結果	土砂条例（仮称）のあり方については、「三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会」で取りまとめられた最終案の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年12月24日（予定） 今後の予定：三重県環境基本計画の改定および三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方については、最終案の審議が行われる予定。また、三重県廃棄物処理計画および三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定については、諮問を行う予定。

2 三重県環境審議会 三重県環境基本計画策定部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県環境基本計画策定部会
2 開催年月日	令和元年11月20日
3 委員	部会長 岩崎 恭典 副部会長 朴 恵淑 委 員 千葉 賢 他3名
4 諮問事項	三重県環境基本計画の変更について
5 調査審議結果	「三重県環境基本計画」について、中間案に対するパブリックコメントで寄せられた意見等をふまえ、審議が行われ、最終案が取りまとめられた。
6 備考	今後の予定：三重県環境審議会において、三重県環境基本計画の最終案の審議が行われる予定。

3 三重県環境審議会 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会
2 開催年月日	令和元年9月19日
3 委員	部会長 酒井 俊典 部会長代理 宮岡 邦任 委 員 石川 友裕、上田 和久、黒坂 則子
4 諮問事項	土砂等の埋立て等の行為に係る問題に対応する条例を制定するためのあり方について
5 調査審議結果	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）のあり方について、パブリックコメントで寄せられた意見等をふまえ、審議が行われ、最終案が取りまとめられた。
6 備考	次回開催日：なし

4 三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会
2 開催年月日	令和元年11月22日
3 委員	部会長 北見 宏介 部会長代理 岩崎 恭彦 委 員 川本 一子、増沢 陽子
4 諮問事項	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について
5 調査審議結果	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について、パブリックコメントで寄せられた意見等をふまえ審議が行われ、最終案がとりまとめられた。
6 備考	今後の予定：三重県環境審議会において、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について、最終案の審議が行われる予定。

5 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和元年9月19日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 岡野 裕行 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和元年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年12月19日

6 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和元年10月8日（第2回選定委員会）
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 片山 眞洋 委員 上山 千秋 他4名
4 諮問事項	文化交流ゾーンを構成する県立文化施設（三重県立図書館を含む三重県総合文化センター、三重県総合博物館および三重県立美術館）指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	申請者からの事業計画の概要等についての説明を受け、質疑および総合審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	次回開催日：なし

7 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	令和元年9月30日
3 委員	小委員会委員長 太田 清久 他7名
4 諮問事項	（1）（仮称）鈴鹿市西庄内町（小峰地区）太陽光発電所用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について （2）（仮称）鈴鹿市西庄内町（下亀淵・四拾町地区）太陽光発電所用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。 （1）、（2）について、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、令和元年11月22日に答申された。
6 備考	次回開催日：未定

8 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和元年10月30日
3 委員	部会長 大野 研 委員 大沼 章子 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく動力装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第11条第1項に基づく動力装置許可申請（鈴鹿市内、菰野町内）について、温泉のゆう出量への影響等の審議がされ、許可が適当と認められた。
6 備考	次回開催日：未定

9 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会 第2部会
2 開催年月日	令和元年11月22日
3 委員	部会長 藤枝 律子 副部会長 森 徹雄 委員 今村 潤二 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	知事への提言項目および令和元年度中間評価について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年12月2日（第1部会）

10 三重県消費生活対策審議会 消費者教育研究部会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会 消費者教育研究部会
2 開催年月日	令和元年10月30日
3 委員	部会長 大藪 千穂 副部会長 鳥井 誠司 委員 加藤 拓也 他4名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	次期「三重県消費者施策基本指針」（消費者教育推進計画を含む）の中間案について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定